



# 『女性の人権』とアジア女性基金

財団法人女性のためのアジア女性基金

はじめに

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）は、旧日本軍によって「慰安婦」にされた方々への国民的な償いをおこなうことと、現代の女性の名誉と尊厳に関わる問題の解決に取り組むために、1995年7月に財団法人として設立されました。設立の目的として、「国内外に女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業を行い、もって、平和で自由かつ人権の尊重される社会の構築とアジア近隣諸国等と我が国との友好に寄与すること」と定められています。

「慰安婦」にされた方々への事業は、日本政府が「慰安婦」問題に対する道義的責任を認め反省とお詫びを表明したことに基づいて、「償い事業」を国民と政府との二人三脚によって実施するものでした。「償い事業」に関しては、「『慰安婦』問題とアジア女性基金」としてそのまとめを報告しています。

当冊子は、現代の女性の名誉と尊厳に関わる問題を取り上げた「女性尊厳事業」の中から、とりわけ重要かつ継続的に行った課題を選び、その内容と成果をご報告することを目的としています。これらの事業には、多くの市民や団体、最前線で被害者支援をしておられる支援者の方々、国内外の専門家、そして地方自治体や中央官庁が熱意をもって協力をしてくださいました。皆様のご協力やご尽力に篤く感謝し、共に仕事をさせていただいたことを光栄に存じます。

アジア女性基金は、2007年3月末日をもって解散することに決定いたしました。基金の存在意義や、基金の行った事業が様々な形で検証され、後世の方々のお役に立つことが出来れば幸甚です。当冊子はその一助となることを願っております。

2007年3月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金



# 目次

## アジア女性基金の尊厳事業

■趣旨と成果	1
--------	---

### ■事業内容

身近に起きている暴力 —DVや性虐待など	15
----------------------	----

1. 実態をつかむ
2. 認識を広める
3. 専門家を増やす
4. 現場をサポートする
5. 先進的事例を紹介する
6. 連携する
7. 暴力を未然に防ぐ

女性と司法	45
-------	----

1. 第1回 国際専門家会議
2. 第2回 国際専門家会議
3. 第3回 国際専門家会議
4. 第4回 国際専門家会議

武力紛争下における女性と人権	65
----------------	----

1. 第1～4回 国際専門家会議
2. 第1～26回 武力紛争下における女性の人権研究会

NGO支援事業から見えるNGOの役割に関する提言	87
--------------------------	----

付録	ジャンル別基金刊行物 援助者育成のためのワークショップ 国際会議・シンポジウム アジア女性基金役員等 「慰安婦」問題、女性の人権に関する働き
----	--

関係資料	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言 ウィーン宣言及び行動計画 国連安全保障理事会決議1325号 第4回世界女性会議における野坂浩賢主席代表演説
------	--



# アジア女性基金の「女性尊厳事業」 —趣旨と成果

人が生きる権利や社会に参加する権利には、性による違いがあってはなりません。それにもかかわらず、女性の人権に対する社会の認識は依然として低く、武力紛争下での女性の人権侵害、性犯罪、人身取引、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ドメスティック・バイオレンスなど、「女性に対する暴力」は、地域・国を問わず、絶えず発生しています。「女性尊厳事業」は、女性の人権や尊厳に対する社会の認知を高め、女性の人権を著しく侵害する暴力や虐待などの被害を未然に防止し、女性も男性も平和で自由に生きることのできる社会をめざす事業です。

「女性尊厳事業」の趣旨と成果について、主にこの事業に携わってこられた方々にお話をうかがいました。

**有馬真喜子**

（アジア女性基金理事、ジャーナリスト、前国連「婦人の地位委員会」日本代表）

**橋本ヒロ子**

（十文字学園女子大学教授、前アジア女性基金運営審議会委員 元国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）委員）

**林陽子**

（弁護士・前アジア女性基金運営審議会委員・国連人権促進保護小委員会委員）

**松田瑞穂**

（前アジア女性基金業務部長）

**和田春樹**

（アジア女性基金専務理事・事務局長、東京大学名誉教授）

**渡邊千尋**

（女性のためのアジア平和国民基金職員）

## 「女性の人権」の高まり

**渡邊** アジア女性基金では、「償い事業」「女性尊厳事業」「歴史の教訓とする事業」の三本柱で事業を進めてまいりました。なぜ、アジア女性基金が「女性尊厳事業」という、現在起きている女性の人権侵害に取り組むようになったのか、その背景についてお話をいただけますか。



有馬真喜子  
アジア女性基金理事、ジャーナリスト、前国連「婦人の地位委員会」日本代表

**有馬** アジア女性基金は、第二次大戦中「慰安婦」とされた方々に、道義的責任を果たすために設立された財団ですが、「償いの事業」だけでは十分ではない、歴史の反省を踏まえて、現在でもなお多くの女性たちを苦しめている「女性に対する暴力」など、女性の人権の問題に積極的に取り組み、人権侵害のない社会を目指していかなければならないという考えがありました。

元「慰安婦」の方々は今もご健在ですし、同時に世界を見渡すと、各地で絶え間なく紛争が起き、さまざまな形の「女性に対する暴力」や人権侵害が行われています。私たちは単に、過去の戦争の償いをすればよいのではなく、現在起きている問題にも対処し、二度と「慰安婦」問題のような人権侵害が起きないよう、後世の人々に伝えていく役割もあります。「女性尊厳事業」に力を入れてきたのは、そういう背景がありました。

第二次世界大戦後締結された、サンフランシスコ講和条約（1951年）や日韓基本条約（1965年）の中では、「慰安婦」問題は取り上げられませんでした。なぜ取り上げられなかったかという点、当時は「女性の人権」という概念が確立されていなかったからです。「人権」一般については、とても大切だと考えられていて、例えばジュネーブ条約で捕虜の取り扱い規定はきちんと決められていましたが、その頃はまだ、「慰安婦」問題を女性に対する人権侵害と捉え、取り上げるという考えはなかったのです。

**橋本** 1995年に行われた国連第4回世界女性会議（北京会議）までは、国連でも「女性の人権」や「女性に対する暴力」というテーマは、ほとんど扱っていませんでした。そして、日本政府の国内行動計画の中にも、「女性の人権」という視点はありませんでした。

**松田** NGOの側から言えば、1991年には韓国の金学順（キム・ハクスン）さんが、1992年にはフィリピンのロサ・ヘンソンさんが、かつて「慰安婦」であったと名乗り出たことがきっかけとなり、1993年の国連世界人権会議で、例えばトラフィッキング（人身取引）や売買春などの現在起きている女性の人権侵害についても問題にしていこうという運動が、アジアの女性グループを中心にして盛り上がりました。その時私もその中にいたのですが、「慰安婦」問題が「女性に対する暴力」のシンボルとされ、日本政府につきつけられたのです。

**有馬** 私が「女性に対する暴力」という言葉を初めて耳にしたのは、1985年の第3回世界女性会議（ナイロビ）です。1975年の国際婦人年世界会議（メキシコ）や、1980年の「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）にも取材に行っていますが、そこではまだ「女性に対する暴力」は、人権侵害であるということは語られていません。1979年の国連第34総会で採択された「女子差別撤廃条約」に「女性に対する暴力」の概念が入っていないのも、そうした事情があると思います。

1989年の冷戦体制の崩壊によって、個人の人権が大きく意識されるようになり、「慰安婦」問題で言えば、1991年に金学順さんが初めて被害者だと声をあげられた。そして1992年には旧ユーゴスラビア紛争で、「民族浄化」の名のもとに女性たちが「集団レイプ」や「強制妊娠」の犠牲になったことが世界に衝撃を与え、「慰安婦」問題とリンクされて語られたわけです。

1993年の国連世界人権会議でも、「慰安婦」問題がクローズアップされました。「ウィーン宣言及び行動計画」では女性の人権の内容が詳しく述べられ、「女性に対する暴力」は女性の人権侵害であると初めて明文化されました。同じ年の国連総会では、「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択され、女性に対する暴力特別報告者にラディカ・クマラスワミさんが任命され、国連人権高等弁務官も新設されました。

このように、「『女性に対する暴力』は女性の人権侵害である」という概念は、人権概念の発展の中で明確になってきたのだと思います。政府が、アジア女性基金の大切な事業の一つとして「女性尊厳事業」を位置づけたのは、「女性の人権」を尊重するという考えがなかったことが「慰安婦」問題を引き起こした原因の一つではないか、という問題意識を持ったからだだと思います。「女性の人権」に対する世界的な意識の高まりが日本政府を動かしたという面もあるのではないのでしょうか。



**橋本** 私は、1995年にはまだ国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の仕事でタイにいたのです。常々、日本政府の、女性の人権や女性に対する暴力分野への対応が遅れていると思ってきました。日本は、セックスツアーなどのいろいろな問題を抱えているのにも関わらず、例えば女性の人身売買などの会議があっても、よその国の大使館は出てこられるのですが、日本政府だけ招待状を出しても来てくたさらないという状況が続いていましたから、フラストレーションがありました。ですから、初めて日本政府が予算をつけて「女性尊厳事業」を実施するというのであれば、これはもう絶対に参加するべきだと思ったのです。

**有馬** 女性の人権侵害は、「慰安婦」問題も現在起きている「女性に対する暴力」も、本質は同じですからね。アジア女性基金が「尊厳事業」を実施することは、必要なことだったと思います。

**橋本** 私もそう思います。日本政府が「尊厳事業」を女性基金の最初の事業計画に入れたということが、すごく大きな意味を持っていると思います。「慰安婦」問題を起こした背景に、女性の人権侵害があったのだという認識を持ち、それを二度と起こさないための「尊厳事業」を基金で実施したということは意義があることです。ですから、「尊厳事業」は「償い事業」を円滑に進めるためのつけ足しだとか隠れみのだと批判する人たちは、本質を分かっていない、理解しようとはしない人たちではないかと思うのです。本質的なことをやっているのを認めたくないという気持ちもあったのかもしれません。



橋本ヒロ子  
十文字学園女子大学教授、前アジア女性基金運営審議会委員 元国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）委員

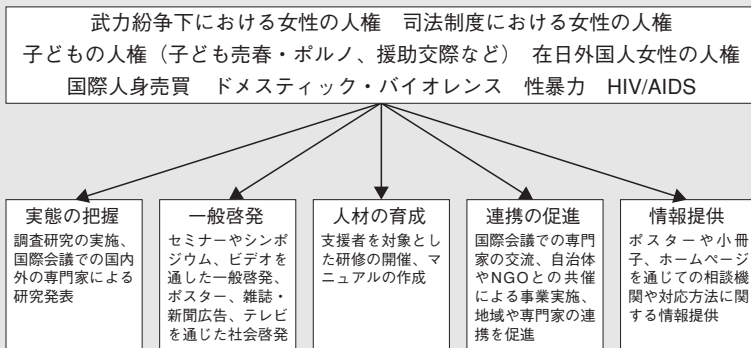
**林** アジア女性基金のパンフレットの冒頭に、「アジア女性基金がめざすもの」という文章が書かれています。「女性に対する暴力のない国際社会を築くための事業を行っています」、「これらの諸事業を通じて、平和で自由かつ人権の尊重される社会の構築と、アジア近隣諸国等と我が国との友好に寄与したいと願っています」という言葉が入っているんですね。「慰安婦」問題というのは、国境を越えて起きた問題です。ですから、アジア女性基金がめざすのは、日本人が日本人のことだけをやるのではなくて、国際社会の中でも「女性に対する暴力」をなくしていくという

ことです。国際社会に貢献するためにアジア女性基金を設立し、政府がイニシアチブをとってきてやってきたということは、非常に重要なことだと思うのです。

### 特性と成果

「慰安婦」問題を二度と繰り返さないという決意のもとに、今日も続く女性の人権や尊厳を著しく傷つける暴力の問題について、実態の把握、一般啓発、人材の育成、連携の促進、被害者への情報提供を行ってきました。

取り組んできた問題は、以下のとおり、国際社会で最重要課題と認識されているものです。



- (1) いわゆる種まきとしての役割を果たした
- (2) 政府、全国自治体、NGO・NPO、国際機関等との緊密な協力関係ができた
- (3) 地域の連携を促進した
- (4) 地域や職種を超えた新たなネットワークを構築した
- (5) 全国的に事業展開ができた
- (6) 多角的な実施方法や選択で総合的なアプローチがとれた
- (7) 国に対するフィードバックができた

## テーマの先見性

**渡邊** アジア女性基金の事業は、国の予算で実施しましたが、NGOとしての独自性を保ってきました。このような特性を活かしたからこそ成果があがった点は、どんなことでしょうか。

**橋本** アジア女性基金は、新しい課題を国に先駆けてやってきたと思いますね。これだけ内閣府、自治体や公的機関が「女性に対する暴力」について関心をもち、事業を展開し始めたのも、基金がイニシアチブを取ってきたことが大きかったと思います。政府がなかなか取り組めない、取り組み方が分からないからできないということが結構あると思うのです。

**松田** なかなか国が動けないこともありますね。地方自治体は、法律ができれば予算がつきますから、それから総合的にできるわけです。それまでの間は、トラフィッキングにしろ、家庭内暴力にしろ、子ども虐待にしろ手が出せない。そこを埋めていくのがNGOの役割ですが、基金は先進的にそういう課題を取り上げてきたと思います。



松田瑞穂  
前アジア女性基金業務部長

何も流行を追ったり、全部の問題をまんべんなく取り上げてきたわけではなく、非常に明確に、過去の反省に立って、今の女性が直面している人権侵害や暴力をなくすことを目指してきたと思います。

女性への暴力の解決には国際協力が必須とされます。こういった問題については国際会議を行い、国際社会の中で日本がすべきことなどを討論しました。又、女性と司法の問題については、国連や国際NGOなどとの協力による問題提起などを行いました。

DVを取り上げたのが1998年で、いわゆるDV防止法が施行される4、5年前です。基金が事業を開始した頃は、DVはまだまだ個々の家庭の問題であるという社会認識が強く、自治体では着手の困難な問題でした。共催でフォーラムを実施した自治体からも、基金という外部の市民団体による投げかけがあったので取り組むことができた、地元のネットワークづくりのきっかけがくれた、という感想をいただきました。

また、基金は多くの刊行物を出してきました。1996年でしたか、児童の商業的・

性的搾取に反対する世界会議（ストックホルム会議）に出た文章をいち早く翻訳したり、人身売買や女性と司法など、国際会議の報告書を翻訳して刊行しました。そのときは、本当に必要かどうかと結構疑問視されたのですが、5年後に日本で子どもの商業的・性的搾取の国際会議を開催したわけですから、それが何年後かに役に立つという仕事はしてきたと思います。

**橋本** 今、大学などで女性の人権や女性に対する暴力などの調査研究していますが、基金の資料がすごく役に立っています。最近なのです、日本で人身売買の調査研究が始まったのは。

**林** 事業を実施しているときには夢中でも、きちんと形に残しておかないと後に残らないですからね。出版物やビデオの形で作れてよかったと思います。これらの刊行物は、国立国会図書館の「インターネット情報選択的蓄積事業」(WARP) <<http://warp.ndl.go.jp>> でダウンロードできるのですね。

## 国際社会との緊密な連絡



林陽子  
弁護士  
前アジア女性基金運営審議会委員・  
国連人権促進保護小委員会委員

**林** なぜ、人身売買や「女性に対する暴力」の問題をいち早く取り上げられたかという点、一つには国際機関や国際社会との緊密な連絡があるからだと思います。役員の多くが国連に関わっていたという点で、国際情報のキャッチが早かったといえるのではないのでしょうか。

国連の人権メカニズムの中で、女性の人権について何が問題になっているかという理解は、格段に早く深くてきたのではないかと思います。人的なネットワークを活かして、国際的に活躍されている方々を日本に招聘することができたし、国際会議などの報告書を日本語に訳して出せたことは、ある意味、日本社会に対する貢献だだと思いますね。

## 当事者の声を聞く

**有馬** 当事者や支援者の声を聴きながら、身近な暴力の問題にも取り組んできましたね。

**渡邊** 「女性の人權」に多くの人の関心が向けられることが問題の改善に欠かせないと思います。誰もが自分の身近に起きている暴力に目を向け、遠くにあると感じる問題を自らにひきつけて考えて欲しいと、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性虐待の問題を取り上げてきました。自分が生まれる前に起きたことであっても、名前もよく知らない遠い国での出来事であっても、実は、いま私たちの身近なところで起きている暴力と問題の本質は同じだと気づくことが大切だと思います。「慰安婦」にさせられた女性たちは、被害を受けたことを長い間誰にも打ち明けられずにいました。それは、DVや性虐待の被害者と同じです。加害者に責任があるのにもかかわらず、被害者が負い目を感じるのをおかしなことです。周囲の人や社会からの偏見や無理解が被害者を沈黙させているのです。

しかし、この10年間に被害者や支援者の努力が世の中を動かし、DV防止法、子ども虐待防止法等もでき、“ドメスティック・バイオレンス”、“虐待”という言葉も、誰もが普通に話すようになったのは大きな変化だと思います。基金の事業の多くは、自治体、市民やNGO、専門家との共催や協力の下に行なわれましたが、この連携が可能となったのは、地域での問題意識の高まりがあったからだと思います。このような市民と行政との連携があってはじめて、地域社会で実際に役立つ啓発活動や研修事業ができたのです。「女性に対する暴力」の問題は、縦割りの組織や考え方、限られた機関では満足に対応できるものではありません。地域社会全体の理解と協力が必要です。

**有馬** 「援助者育成のためのワークショップ」という研修事業は、7年間で約80回、全国の支援者を対象に行いましたね。

**渡邊** DVや性暴力を受けた女性や子どもに直接関わる現場の支援者向けの研修で、延べ3,000人を越える方に受講していただきました。「当事者の立場にたった支援とは」何かを考えながらテーマを選定しました。被害者や支援者がどのような状況にあるのか、また何を必要としているのか、電話、ヒアリング、アンケート等の調査を実施してニーズの把握に努めたところ、7年前は、支援者に暴力の知識があまりなく二次被害（被害者が支援者の配慮のない言葉によって更に傷つくこと）と、支援者のバーンアウト（燃えつき症候群）が問題になっていました。DVや虐待はとても過酷な問題なので、支援者も疲れ果ててしまうのです。よりよい支援のために

は、支援者もサポートしていかなければならない。今後、どうしても組織的なバックアップ体制を作ることが必要だと思います。

**有馬** 支援者が被害者と同じように傷つくという二次受傷の問題は、携わっている人でないとなかなか分からないですね。私も関わっていた組織で、最初、相談員からスーパーバイザーを月1回つけて欲しいと言われ、「何でそんなにたくさんいるの」とか、「予算削るぞ」なんて言った覚えがあります。

国は法律をつくり現場に実施しなさいと言うけれど、実際に担う人はとても大変ですからね。基金はその中身を埋めていったということですね。

「女性に対する暴力」ひとつとっても発展していくわけですよ、事業そのものが。やってみなければ分からないことも多い。時代が変わっていくし新たに法律もできてくる。それに併せて柔軟に対応することが必要ですね。

**渡邊** テーマはだんだん変わってきました。当初は被害を受けた女性に対する直接支援が重要な課題でしたが、DVの場合、暴力を目撃している子どももれっきとした被害者です。実際に暴力の被害にあう確率も高いのに、子どもたちのケアは置き去りにされてきました。これからは、子どもと母親の支援を並行して行う必要があると思います。また緊急に必要とされる住まい、経済的自立、子どもの教育、医療問題など、包括的なプラン作りが必要です。

今後、最も重要になるのは人材の育成であり、女性の自立を育む環境づくりではないでしょうか。若い世代への教育も大切です。高校生や大学生を対象にした暴力防止プログラムを実施しましたが、学校や地域で、暴力の問題にもっと関心を持ち、こうしたプログラムを導入して欲しいと思います。

**松田** なぜ支援者を育成するのかというと、結局、二次被害を防いで被害者にとってよりよい支援をすることですから、まさしく基金がめざしてきた被害者支援なのです。「償い事業」で、「慰安婦」にされた女性たちのメンタルケアが必要とされていますが、フィリピンでは、ケアマネージャーがきちんと対応してくれるように努力しました。「償い事業」を補完する形で「女性尊厳事業」は効果をあげていたと思います。

## 今後の課題

**渡邊** 基金での経験や実績を踏まえ、今後の課題についてお話しいただけますか。

### バックラッシュ

**有馬** バックラッシュは大きな課題ですよ。かなり本質的なものにかかわる問題だろうと思うんです。私は、国連の女性問題に、取材と行政側とで30年ぐらいかかわってきたのですが、女性問題や女性の人権について国連が果たしてきた役割はすごく大きいと思うのです。その意義の一つは、国際基準をつくってきたこと。もう一つは、世界会議等を開催し注目を集めて各国への啓発を促し、法律も変えてきたことです。いま、その国連でもバックラッシュ的な動きがあります。各国の政策に影響を与えないか、その辺の問題は重要だと思います。

日本でも第2次の男女共同参画基本計画から「慰安婦」問題への言及が落ちました。第1次にはあったし、女子別撤廃委員会からも取組みを求められているのですが。

### 女性と貧困

**有馬** アジア女性基金の蓄積を無にしていけないと、基金とは別の「女性の人権」のためのNPOを多様な方々と共に設立しました。女性の人権を推進する活動に、引き続き取り組んでいこうと思っています。

**橋本** 今度、「貧困と女性」をテーマに取り上げます。日本も大きな格差社会になり、女性たちが貧困層のマジョリティーになりつつある。特に、高齢者や母子家庭はどんどん貧困化している。内閣府は、バックラッシュ対策かもしれないのですが、そういうところに目を向けず、女性の再チャレンジだとか理工系の女性とか、とにかくガラスの天井を突き破ることを業界と一緒にやろうとしている。

母子家庭の母親が一日にいくつかのパートを掛け持ちで、朝も昼も夜も働いている状況については無関心です。内閣府は、国内の調査ももっとすべきだと思うのです。例えば生活保護を受けている人たちの世帯主の男女比をだして、女性貧困白書なんていうものを出せばいいんじゃないかと思います。研究者の問題提起もあるので、もっときちんと政策に反映させるべきだと思います。

## 外部評価

**和田** 「尊厳事業」はどのような評価をされているのか。そして、その事業がなくなるといふことについて、社会にどのような影響を与えるのか、その点について話していただけますか。

**有馬** 国際的評価で一つ申し上げておきたいのは、「女性に対する暴力」の国連特別報告者ラディカ・クマラスワミさんは、報告書の中でアジア女性基金の事業を取り上げ、一定の評価をしていることです。尊厳事業についてもそうで、最終報告書では一つのパラグラフをあてています。



和田春樹  
アジア女性基金専務理事・事務局長、  
東京大学名誉教授

**林** そうですね、彼女は1996年の報告書で、「道義的な見地に立ってアジア女性基金がやっている事業は評価できるが、それが国際法のもとでの法的責任を果たすことにはならない」と書いています。「個人の権利、さらに被害者のニーズとは何かを考え、「慰安婦」にされた方々が高齢であることを考えて、政治的なリーダーシップを発揮してきた」ことを評価し、「何らかの建設的な措置として今後の活動に期待したい」とも言っています。

差別防止少数者保護小委員会（現・国連人権促進保護小委員会）は、「慰安婦」問題について1992年以降取り上げてきました。そして、この問題について日本政府、日本国民がとった行動については、「前向きに対応」としてこれを認めています。



渡邊千尋  
女性のためのアジア平和国民基金職員

**渡邊** 基金は、発足当時から政府の責任逃れの「まやかし」的存在だと批判を浴び事業を実施するには困難を極めました。この10年間に積み上げてきたものは大きかったと思います。これらの事業に期待する声もあがり、ますますの充実が望まれるようになっていました。

着実に協力者が増え、全国各地の当事者や支援者から、相談、刊行物やポスターの依頼、会議や研修などの問い合わせがあったのも、基金が全国的に事業を展開し、迅速に対応できる機動力があったからだと思います。なによりも地道に実績を積んできたことが信頼につながったのではないのでしょうか。



アジア女性基金の蓄積や築き上げてきたものを、何か形あるものにつなげて欲しいという要望もあります。支援者向けの研修事業がなくなることについて、存続を望む声も寄せられています。

女性の人権など、社会的認知の得にくい問題は、NGOをはじめ、国や地方自治体、企業も一緒になって取り組まなくてはならないと思います。その中心になって連携を築く、全国的なネットワークの拠点のようなものが必要とされているのではないのでしょうか。

**林** 普通、NGOは、エネルギーのほとんどを資金集めに注がなければならないといえます。9割くらいはお金の心配で、1割で活動するような状況です。アジア女性基金に国の予算がついたということはやはりすごいことだったと思いますね。

**橋本** 内閣府男女共同参画局の事業予算がわずか年間4億です。ですから、「女性尊厳事業」に国が予算をつけたということは、とても評価できることだと思います。日本では純然たるNGOの場合、本当にお金がなくて活動が制約されます。例えば、活動の内容を深めるための専門家をお願いすることも難しい。海外から専門家を招聘するにしても、財政的、人的に困難です。これまで基金が作って広く国内外に配布してきた和文、英文のいろんな資料をこれから作れなくなるのは、日本としても大きな損失ではなからうかと思えます。

**有馬** 内閣府もグローバル政策対話などをやっていますが、結局、政策サイドや政府の人ばかりなのです。民間の声が反映されることがなかなかない。例えば、基金ではアフガニスタンや東ティモール、スリランカで武力紛争を経験してきた女性たちに来ていただいて、国際会議を大阪の堺で開催しました。400人位の一般の人たちが集まって、被害を受けた女性たちの話を聞いた。新聞も報道したし、それは、ものすごい刺激になったと思います。そういう機会が少なくなってしまうことですね。

**松田** 先進国ではNGOがとても強い。日本と比べて大きな違いです。NGOが強い国は、政府の税金から活動資金が出たり、企業の社会貢献としてスポンサーがつくわけです。日本のNGOは、税金のバックがないわけだし、スタッフが少ないとい

うハンディがあると思います。他の国のNGOには、こういう日本の事情が分からないわけですよ。これは、日本のNGOだけではなく、政府にとっても不利なことです。政府が税金の一部を使ってNGOを育てないと、これからの国際社会のなかで、日本は取り残されてしまうと思います。

**橋本** 日本政府は女性の人権問題に対して、もう少しお金を出していろいろなことをしないと、ますます女性の人権分野では後進国になってしまいます。日本の女性の社会的地位は、国際的に非常に低いという状況はひどくなります。それを変えていくためには「女性の人権」意識を高める努力をして欲しいと思います。そうしないと、国際社会への貢献もできませんし、日本政府に対する国際社会からの厳しい見方にもつながると思います。

いまだに性による差別があり、いわれなき暴力や非人道的な扱いに苦しんでいる女性や子どもたちが、世界各地にいます。日本政府には、アジア女性基金の積み上げてきたものをより充実した内容に継続発展させていくためにはどういった方法があるのか、前向きな方向で検討してほしいと思います。



# 身近に起きている暴力

## —— DVや性虐待など



性虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）、レイプなど、私たちの身近なところでも、女性や子どもたちが暴力の被害にあっています。しかし、被害を受けた当事者は、なかなか周囲に打ち明けられず、深刻な事態になるまで表面化しないことが多いものです。

暴力は、被害者に身体的なダメージを与えるだけでなく、他者や自分自身に対する信頼感を粉々に打ち砕いてしまうほど心に深い傷を残します。とりわけ、虐待やDVなど、家族間、恋人間に起きる暴力は、複雑で長期にわたるダメージを被害者にも、周囲の人々にも及ぼすといわれています。

誰もが、身近に起きている暴力を見過ごすことなく対処できるよう、アジア女性財団では、以下に述べる7つのアプローチで問題に取り組み、それらの方法が有機的に作用して効果をあげることを目指しました。

- 【7つのアプローチ】
- 1 実態をつかむ
  - 2 認識を広める
  - 3 専門家を増やす
  - 4 現場をサポートする
  - 5 先進的事例を紹介する
  - 6 連携する
  - 7 暴力を未然に防ぐ

## 1. 実態をつかむ

身近なところで起きている暴力の中でも、家族間や親密な関係で起きる暴力は表面化しにくいという特徴があります。被害者も周囲の人も現実を受け入れられず、暴力の存在を否定することさえあります。日本では、特に家庭内のことには立ち入らないという考え方が強く、これまでDVや性暴力に関する調査や研究はあまり行われてきませんでした。

アジア女性基金では、問題への現実的かつ効果のある対応策を考えるためにも、まず実態を把握することに努めました。(調査研究報告書126ページ参照)



調査・研究報告書類

### 「高校生の性暴力被害実態調査」を終えて

2002年度～2004年度にわたり、「高校生と性暴力の問題」についての研究を委託した研究班に、同プログラムについて考察をしていただきました。

3年間にわたってアジア女性基金と研究者との連携によって行われたプロジェクトの成果は、以下の3点に集約できる。

#### 3年間の成果

1. 「高校生の性被害に特化したメッセージを当事者に伝える啓発ツール」を独自に開発し、全国に配布した
2. 高校生の性暴力を評価する定量的な調査を日本で初めてを行い、性暴力に関する実態の一端をあきらかとした
3. 研究成果と社会的な啓発活動につなげる具体的な活動、特にメディアや支援者との連携を試み、実際の啓発活動を実施した

以下は、それぞれの成果に関する評価である。

- 1 「高校生に特化したメッセージを伝える啓発ツール」を独自に開発した
  - (1) イラスト等のビジュアルを工夫したことによって、当事者である「高校生」がアクセスできるものを制作したことは、パンフレットなどの啓発ツールのこれまでにない「新しさ」を提供するものであった。
  - (2) 研究者や活動家の体験をもとにしたメッセージづくりではあったが、「調査研究による科学的な根拠に裏づいた結果」をもとにしたものではなかった。これには、「高校生の視点から」というメッセージとして適切なものであるかについて検証されていないという限界があった。

- [3] 制作における当事者である「高校生」の積極的な巻き込み、彼ら自身の評価を行えなかったことは、課題として挙げられる。

## 2 高校生の性暴力の実態を評価する定量的な調査を日本で初めてを行った

- [1] サンプルングの方法論など、学術調査としていくつか問題を持ちつつも、「高校生の性被害」について定量的なデータを収集、分析した日本での初めての調査として画期的であった。
- [2] 共同研究者として多様な視点を持ったメンバーを巻き込んでいたことは、多角的な分析視点をもたらした。しかし、立案、分析において日々、高校生と直接接する立場の人を巻き込めなかった点は課題として挙げられる。
- [3] 調査実施プロセスにおいて「データの収集」を優先した状況において、調査協力を依頼した校長と連携するにあたり、「暴力への関わりに関する立場の微妙さ」を丁寧にフォローできなかったことは、後に「解釈のズレ」という問題をもたらした。
- [4] 学術的な数字を提示できたことによって支援活動や政治的なロビー活動の正当性への理論的な根拠を提出することができた。これは、全国各地で活動を行う人々にとっては非常に有益なものと思われる。

## 3 研究成果と啓発活動につなげる具体的な試み、特にメディアや支援者との連携を試みた

- [1] 記者会見の開催という方法論を用いて、メディアを通じた「啓発活動」を実施したことは、「広く一般の人を対象として情報を伝える」という意味において非常に有効な方法であった。特に、通信社によって情報が伝達したことは、地方にまで情報を伝える効果をもたらした。これは、「学術研究と啓発活動を有機的に結びつけたケース」として評価することができる。
- [2] メディアと連携するプロセスで、チームとして学術研究の成果を「研究者の語彙」ではなく、一般にわかりやすい言葉に翻訳するという作業を行ったことは、多くの人に知らせるインパクトをもたらしたと推測できる。
- [3] 一方で、「伝えたい情報の伝え方」について、情報がメディアの記者のフィルターを通じて解釈されるというプロセスは、問題性をはらむものであることがあきらかとなった。「センセーショナリズム」とのバランスは、常に課題ではあるが、社会に流れる言説へ影響を与えることを意図とした上で「戦略的」にメディアを活用することは可能性として示唆される。
- [4] 支援者を対象としたシンポでは、様々な活動を実施するNGOの代表がそれぞれの立場から発言し、情報を共有する場をつくりだしたことは、「連携」という視点から有意義なものであった。

[5] しかし、シンポジウムという方法を用いて、「学術的な数字を支援する立場から議論し、対策の方向性を探る」という試みは、課題を残すものであった。特に、被害者を含めて高校生の声を聞く立場にある「支援の専門家」が、「分析的な視点で研究成果を解釈し、それぞれの活動に生かす」という能力を持ち合わせていないことがあきらとなった。

#### 全体を通じた考察と残された課題

統計数字を提出して社会的な啓発活動や政治的なロビー活動に用いるという点では、メディアのインパクトの大きさもあり、十分に目的が達せられたと思われる。しかし、統計については、数字自体では、実際の支援現場などでは活用できないこともあきらかとなった。統計によって「実態の大きさ」や「問題の深刻さ」を解釈しても、「当事者にとって問題は何か」を考察することができないために、特に、支援の場では「では、どうすればいいか」の方向性が議論できない限界がある。これについては、高校生にとって「暴力とは何か」を高校生の世界から読み解く作業が課題として残されたように思う。研究という立場からは、統計数字ではない方法論と分析枠組みが求められる。また、研究を基礎とした効果的な啓発ツールという観点からは、テキストやビジュアルなどを含めてパンフレットという方法以外の可能性を探ることも必要かもしれない。

暴力を読み解いたときに、今回「高校生」を切り取ったことは、タブーとしていままで見えていないところを社会に見せたという意義があり、あえてかなりセンセーショナルに伝えたことでメディアを利用できたことも肯定的に評価できる。しかし、一方で、「高校生、特に女子高生」であることが過度に意味付けられてしまい、「DV」や「性的な自己決定権の侵害」という文脈での問題のありようとその関連を見えにくくしてしまったように思う。「暴力とは何か」、何が暴力の本質的な問題であるかについての議論の軸を見失わない伝え方を考えていく必要があるのではないか。

男性の調査を実施したこと、シンポでは同性愛など「セクシャリティの視点」を強調したことなどは、暴力における「男性加害者、女性被害者」の単純枠組みを脱構築する意義があった。その一方で、暴力をめぐる構造が複雑であることがあきらかとなり、支援者など関わる人々に理解の混乱をもたらした。暴力がジェンダーと深い関わりがあることへの理解がまだまだ十分に進んでいない実態の中、セクシャリティの視点をどう説明できるか、共有できるかは、学術的なレベルとは別に議論されなくてはならないのかもしれない。また、そのような情報や学術知見を「現場」と共有していく方法論については、支援者の中に「被害の当事者がいること」「自助グループは、独自の立場があること」をどう考慮していけるのかという問題が残った。

## 2. 認識を広める

実態の把握が進むにつれ、問題の深刻さ、社会の無理解、支援体制の乏しさといった、被害者の置かれている厳しい現実が見えてきました。行政や関係機関の認識はもちろんのこと、一般社会の理解が深まらなければ、こうした状況は変わりません。そこで、一人でも多くの人がこの問題に関心を持つよう、様々なアプローチによる啓発を続けてきました。

### 啓発事業—その1

TV番組の制作、「基金ニュース」、ポスター、ビデオ、冊子などの発行を通じて、暴力は決して許してはならない犯罪であることや、女性や子どもの人権を尊重することの大切さを訴えてきました。印刷物は、全国の関係諸機関20,000箇所に無料で配布しました。ホームページから全文ダウンロードできます。<http://warp.ndl.go.jp>

(啓発冊子133ページ参照)



### ■啓発ビデオ・ポスター

- 1999年度 ビデオ「どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は、犯罪です～」  
ポスター「妻や恋人への暴力は、犯罪です」
- 2000年度 ビデオ「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」  
ポスター「ママを殴らないで」
- 2001年度 ポスター「その悩み、ひとりで抱え込まないで～気づいていますか? ドメス



ティック・バイオレンス（DV＝夫や恋人からの暴力）は犯罪です～」

2002年度 ポスター「パパ、どうしてママをぶつの…」

2003年度 ポスター「もうがまんできないと言う。それも勇気です。」

2004年度 ポスター「警告します。あなたは、暴力の加害者です。」

#### ■テレビ制作放映

1999年度 「緊急報告・私を殴らないで」

2000年度 「ドメスティック・バイオレンス ～子どもたちは今～」

#### ■中央公論に記事掲載

1999年度 「特別企画 古くて新しい問題 『妻や恋人への暴力』」

#### ■婦人公論に記事掲載

2000年度 「ドメスティック・バイオレンス編集企画」への広告連載

#### ■カレンダー・アドカード

2000年度 「子どもって、なんだろう。大人って、なんだろう。～子ども買春、子どもポルノ、子どもの人身売買は、私たち大人の問題です～」

2001年度 アドカード「おもちゃにされる子どもたち」

### 啓発事業—その2

海外や先駆的な取り組みをしている地域の情報を共有することも大切なことです。国際会議やシンポジウムを9年間に全国47箇所で開催し、国内外の情報の交換や意識の共有を促進してきました。この問題に関心をもつ人達が集い新たなネットワークも生まれ、人と人との交流の場にもなりました。

(国際会議、シンポジウム142ページ参照)

## 当事者の立場にたったサポートとは

1998年度に行われた公開セミナーでは、カナダのジャスティス・インスティテュートでクリニカル・カウンセラーをしているマギー・ジグラーさんに、25年に及ぶカウンセラーの経験を踏まえて、「当事者の立場にたったサポート」について基調講演をしていただきました。



### カナダの実践と日本の現状

1979年に、DVから逃れてきた女性のためのシェルターで仕事をし始めたのが始まりでした。この仕事を数年続けた後、売春、薬物乱用、あるいはさまざまなトラウマを抱えて刑務所に入った女性をサポートする仕事をしました。今、カウンセラーとしてク

リニックをもっていますが、クライアントの大部分は児童期に性的虐待を受けた人たちです。ほとんど女性ですが男性もいます。また、祖国で政治犯として迫害を受け、カナダにやってきた人たちを難民として認定する仕事もしています。そして、ここ数年ですが、DVの被害者と加害者のカウンセリングを行っています。また、コミュニティオーガナイザーというボランティアもしています。内戦終結後のクロアチアへもボランティアとして行きました。

### ■当事者のニーズを聴く

私は、当事者の立場を尊重したコミュニティにおけるサポートというものが重要だと考えています。

まず最初の話は、子ども時代に暴力や性的虐待を受けていた女性の話です。彼女はアルコール依存症でした。薬物を乱用し自殺しようとしたこともあったようです。その地区の病院担当者が心配をして私に連絡がきたので、病院に行ってベッドサイド話をしたわけです。

その時、私は非常に若く経験も積んでいなかったの、どのように接したらよいのか分かりませんでした。そこで、「私にはどうしたらよいのか分かりません。どうしたらあなたの助けになれますか」と聞いてみました。私は全くの無知からその質問をしたのですが、その質問によって彼女の中に変化を生み出したといえます。

それから何年も経ったある日、「あの時から私の人生は変わった」と彼女が語ってくれました。それまで彼女は、どんな助けが必要なのかを誰からも聞かれたことがなかったと言います。真摯に対応してもらったことがなかったのです。しかし、私の質問によって、彼女は自分自身のことを真剣に考えるようになったと言ってくれました。支援をする時に何よりも大切なのは、当事者が何を望んでいるのか聞くことに尽きると思います。

二つめは難民になった女性の話です。カナダにはいろいろな国からの難民がたくさんいます。彼女は、女性解放運動をしていたため刑務所に入れられ非常に酷い扱いを受けていました。私は政治的な理由で虐待を受けた人たちを支援する、バンクーバーのカウンセリング組織から派遣され彼女に会いに行きました。しかし、刑務所であまりにも酷い扱いを受けたため、彼女は精神的にまいっていました。私は最善を尽くそうとしましたが、6回のセッションを持った後、彼女は姿を消してしまいました。私は彼女がどうしているのか知る手立てもありませんでした。

ところがそれから1年後、これはちょうど2、3年前のことですが、ある会議に出席した時偶然彼女に出会ったのです。彼女は、そこでサバイバーの観点から自分の経験について話をしていました。そして、突然私のところへ歩み寄り、「この人が私を助けてくれたのです。生き返らせてくれたのです」と言ったのです。私は、「あの時、

どうしていいのかわかりませんでした。本当にあなたの助けになったのですか」と聞くと、彼女は、「あなたは他の誰も耳を傾けてくれなかった時に、私の話を聞いてくれました」と言ってくれたのです。

ある日、友達と昼食をとっていたとき、旧ユーゴスラビアの新聞記事のことが話題にのぼりました。戦争によって多くの女性たちが性暴力の犠牲になっているという記事でした。「これは誰かが何かをしなければいけない」「だけど、どうしたらいいかわからないね」という話をしていました。

次の日に友達が電話をかけてきて、今日の新聞にザグレブ（クロアチア）にある女性のグループの記事が載っているともしました。そのグループが、「虐待を受けたり、戦争中にレイプされた女性達に対して支援の手紙を送ってください」と呼びかけていたのです。私たちは集まって、これなら私たちにもできるだろうと、さっそく手紙を書きました。「皆さんがやっていることを、私たちもぜひ支援したいと思うのだけれど、何ができますか」と。すると次の日、45ページにのぼるファックスが返ってきました。そのファックスには、「戦争で何が起きているのか」「どういう助けを彼らが望んでいるのか」ということが書かれていました。つまり、「戦争を止めるための支援が欲しい」「戦争犯罪を明らかにするための支援が欲しい」「難民に対する支援が欲しい」「トラウマのカウンセリングについて知りたい」ということでした。

私と友達は、もう少し多くの人を集めて支援しようと話し合いました。小さなグループを作って5年間いろいろなことをやってきました。基金を集め演説をし、クロアチアにも何度か行きました。

現地に行っても同じように「どうしたら、私は助けになりますか」と聞いてみました。するとそこにいる女性達は、「ここには多くの国際組織があって、その中には女性の組織やクライシスセンターもあるけれど、あなたたちのように、『あなたはどのような支援が必要ですか』と聞いてくれる人達はいなかった」というのです。つまり、「我々はこういう助けができますよ」「こういうカウンセリング、例えばレイプのサバイバーに対するカウンセリングを教えますよ」とは言うけれど、当事者である彼女たちのニーズを聞いてくれる人達はいなかったのです。

#### ■証人になるということ

次は、ボスニアのレイプされた女性の話です。「あなたには何が必要ですか」という私の質問に対して彼女はこう話しました。「夫が連れて行かれ、村は火をつけられました。兵士に見つからないように隠れながら10年間さまよってきたのです。糖尿病の息子は治療を受けることもできないので、この子の命がどうなってしまうかわかりません。仕事をすることもできないので冬の薪も買えません。捕らわれたままの年老いた両親のことも心配です。自分のアイデンティティーも守られずに顔のない難民にな

ってしまいました。市場で卵を買おうとして、それを割ってしまったことがありました。店主から『お金も払わないで』と言われ、割れた卵のお金を支払うことによってかろうじて自分の尊厳を保ったのです。でも、息子には『今晚のご飯はないんだよ』と言わなくてはなりませんでした」。それを聴いて私の心の中には、彼女の苦痛や経験について果たして私に理解ができるのだろうか、といった疑問や不安が湧いてきました。しかし、彼女が「コミュニティは何もしてくれないし、メディアは話を歪曲しています。自分たちの話はしばしば誤解され、聴く側にとってあまりにも重過ぎる内容だといって修正されたり、過小に話される傾向があります」と言った時、私は、当事者から本当に関心を持つことを求められていると感じました。私たち支援者は、心を開いてその人の身になって、非常に痛みを伴った経験についてじっと耳を傾けることを期待されます。しかし、それだけではなく行動も問われているのです。当事者の経験したことに対する「証人」なることを求められているのだと思います。

私達が持っている専門的知識や技術は、苦痛をもっている人への助けにはなりますが、最終的には専門家というマスクをはずさなくてはならないでしょう。『専門家対被害者』という関係ではなく、一対一の人間としてお互いに向き合わざるを得なくなるということです。

#### ■代弁者になるということ

一方が他方に対して権力を行使する、そして身体的、精神的苦痛をもたらすのが暴力です。ですから、支援者は被害者の側に立ってサポートする明確なスタンスをとる必要があります。

ジュディス・ハーマンが「トラウマと心的外傷」という本の中で、「証人になった人たちは、被害者と加害者の板挟みになってしまう。中立的な立場でいることはできない、どちらかの側につかなければならない」と言っています。

私たちの心の中には、暴力という苦痛を伴うものは見たくないし聞きたくもないという自己防衛の心理が働きます。ですから、知らず知らずのうちに傍観者になりがちです。加害者にとっては周囲の人が傍観者でいてくれれば好都合です。つまり、傍観者でいるということは、加害者の側につくことを意味しています。

一方、被害者はその痛みをともに分かちあってくれる人を求めています。支援者に対しても積極的な行動を求めます。つまり、個人的な関係の中で「あなたが間違っているのではないですよ」と言うだけでなく、もっと公的な場で社会的な空間の中で、自分の「代弁者」になって欲しいと願っているのです。私たち支援者には、当事者への直接的な支援だけでなく、社会を変える働きかけをするアドボケイトの役割も期待されているのです。

### ■社会的な運動をつくりあげる

カナダでは、被害者支援のための制度や法律が進んでいるといわれていますが、私たちも脅威にさらされています。現在、政府がプログラム支援のための予算などを削減していますし、権力をもった人たちが、性的虐待なんて単なる夢物語だ空想だと言っているからです。25年間にわたって、私たちは社会的な運動を築いてきましたが、今は危機的な状況に陥っています。私たちは、ともした灯が消えてしまわないように、常に目を光らせて社会の意識を高めなくてはならないと思っています。

私の住んでいるところで数年前にできたDVに関する政策で興味深い点をご紹介します。この政策では、「虐待が起きたということは、その関係には権力の不均衡があるのだ」とみなし、「たとえ、女性が訴えなかったとしても、暴力の罪を犯したパートナーや、配偶者を社会が訴追するべきである」と言っています。警察が女性に対して、パートナーを訴えるかどうかと聞いた時、女性が「法には訴えません。そんなことをすると夫の暴力がもっと激しくなって怖いから」だとか、「確かに暴力は振るうけれど彼を愛しているから暴力をふるったことを許します」という答えをだしたとしても、社会が訴追することによって、女性が自ら訴えなくてもよいようになっているのです。この政策について、女性たちは長い間ロビー活動をしてきました。そして、暴力を振るう夫やパートナーは、警察が訴追すべきであると訴えてえきたのです。

60年代の後半から、社会にどんどん女性が進出し、70年代の半ば、北米ではいろいろなことが話題にのぼるようになりました。子どもの性的虐待の話も出てきました。そして1980年代の中盤から後半、女性たちはだんだん自分の話をするようになりました。このような状況の中で、社会的な運動がつけられてきたのです。

### ■社会が被害者を支える

最近、非常に革新的なDVのプログラムがバンクーバーで制度化されました。これは、男性の警察官とDV被害者支援に携わる女性カウンセラーによるプログラムです。警察官も、カウンセラーも地域の委員会によって雇われています。

毎朝、カウンセラーは警察署に出向き、前の日に警察官が夜勤で見つけておいた最もリスクの高い最も危険な状況にいる女性の書類をみます。そして、その女性に電話をかけたり訪問して「何かできることはありますか」と聴くのです。このプログラムで働いている女性が、「本当に素晴らしい体験だった」と話してくれました。このプログラムでは、失業、貧困、麻薬といったさまざまな問題の中で一番リスクが高い人を見つけ出し、その人に対して支援をしていくのです。非常に大きな成功をおさめているということです。

その中で、DVにかかわるようになった警察官が他の警察官を教育するようになってきたと聞いています。男性が他の男性にこのような形で働きかけることもできるのだというよい例だと思えます。

### ■コミュニティでのサポート

暴力を受けた人たちは、「自分たちは孤立してしまった。家族や友人を失った。コミュニティから離れてしまった。孤立感、孤独感がひどくなった」と感じています。多くの人たちがカウンセラーや精神衛生の専門家のところにやってきますが、それは、相談できる人、サポートしてくれるようなコミュニティがないからだと思います。当事者は、『証人になって聴くこと』『当事者の立場にたって行動をとること』『当事者の声を代弁すること』を求めています。しかし、何よりも必要としているのは、『サポートしてくれるコミュニティ』なのです。

被害を受けた人たちの心の傷は非常に深いので、専門家の支援は必要ですが、多くの場合コミュニティの中で治癒できると思います。専門家ができないことでも、コミュニティができることがたくさんあるのです。

ザグレブには、女性のグループがつくった、戦争の犠牲になった女性のためのセンターがあります。このセンターは、民族、宗教にかかわらず、すべての女性を理解するという方針で活動しています。そのセンターでセルフヘルプアプローチをやるということになりました。難民キャンプがザグレブの周りに数多くありますが、そのキャンプに行って女性たちと座ってじっくり話をするわけです。そしてこの女性たちの問題は何か、ニーズは何か、どうしたら支援できるかを考えていきます。

私は、このグループワークに参加させてもらうことができました。そして、女性たちが壊れた地域のネットワークをどのようにして再建していったか、その過程を見ることができました。コミュニティをつくりあげるという非常に素晴らしい経験をすることができたのです。

このセンターではこのような自助グループを、92年ごろから開始し、93年までに19のグループがつくられました。13の違った難民キャンプでグループづくりを行い、270名の女性が参加しました。95年には37のセルフヘルプグループができ、800名以上の女性が参加しています。特に訓練を受けていない女性たち、カウンセリングの経験のない人たち、女性運動を戦争前は知らなかった人たちの中で、このようなことがなされたということは、本当に素晴らしく驚くべきことだと思います。

クロアチアというのは旧ユーゴスラビアで共産主義の国でした。西洋の情報はあったとは思いますが、限られていたと思います。このようなプロジェクトが成功したのは、やはり多くの自助グループの女性達が、他のグループの世話役をしたからだと思います。コミュニティをつくり上げ、その中で癒されていく。真の意味でのコミュニティにおける助け合いというものが草の根のレベルで起きたのです。

### ■当事者の傍らにいる

私は、グループワークの間じっと話を聞いていました。最初は、彼女たちが自助グ

グループの問題について話し合おうとしても、その度抑うつ、絶望、怒り、苦痛に対処できなくなってしまいました。世話役の女性達も戦争の犠牲者であったからです。毎回、グループワークの中で自分の経験や苦痛について触れざるを得なくなると沈黙し、話が進まなくなってしまうのです。他人は助けたい、でも自分の感情に触れることが怖くて自分自身のことは助けられない。彼女たちは自分たちの真実について話すこともできずに、ずっとそこに座っていました。非常に張りつめた重い雰囲気の中で、どうしたらいいのか私にも分かりませんでした。

ある時一人の女性が、「一人ひとりがこのグループのみんなに自分の話をすれば、お互いにより密接な関係になれるのではないか」と言いました。するとある人が、「私は、内面がバラバラになってしまったような気がします。疲れているのです。外面では他人をサポートしようとしているけれども、それを維持するのに疲れてしまいました」と非常に正直な話をしました。すると、22歳の女性が、「私は、地獄を経験してきました。だからもうこれ以上話せない…」と泣き出しました。弁護士をしていた女性も、「物質的なものすべてを失ってしまいました。でも、それよりも内面的な損失のほうがはるかに大きいのです。自分に自信が持てません。私はもう戦争前の自分とは違った人間になってしまったのです」と訴えました。自分が経験したことを話すことはできないけれどとにかく生きることは辛いと言った女性もいます。すると他の女性たちは、「とても辛いでしょう。話をしなくても辛いことはよくわかるわ」と非常に思いやりのある顔で見っていました。

このようにして、一人ひとりが話をし、他の人たちがサポートしフィードバックしケアを示す。そしてつながり、理解や受容が徐々に生まれてきたのです。密接な中で、聴くということによって、言語や戦争や文化が生み出した分断を克服し、一つのまとまりとして力を感じることができたのです。

これは、皆さんから遠いところで起きたことですが、普遍的なことを物語っていると思います。当事者自身が、自分に何が必要なのかを考えられるようにサポートすることが大切です。何を経験したかはとても辛くて話せないかもしれません。しかし、経験について一部でも語る、深い話をすることに治癒の力があります。皆さんはさまざまなお仕事につかれています、私たち支援者が当事者の傍らにいられるかどうかのポイントだと思います。

最後に、ある女性の言葉を紹介したいと思います。クロアチアで出会ったサラエボの女性が言った言葉です。「被害を受けとても辛い思いをし、今も精神的に苦しい状況から抜け出せないでいるけれど、そして将来のことも不安だけれど、私たちは多くのことを学びました。我々は、以前より強くなったのです。そしてお互いを助けること、そして自らを助けることを学び、絶望ではなく“力”を手に入れたのです。

辛い経験をしたことによって、人生について本当の意味で考えるようになりました。人生をどのように生きたいのか深く考えるようになったということです。私たちは大

海に落ちる雨粒のようなもの、あるいは過去に捉われている囚人かもしれません。しかし、それと同時に将来を創り出す創造主になることもできるのです」。

### 3. 専門家を増やす

問題への啓発が進むにつれ、被害者からの相談や緊急支援のニーズは高まります。しかし、暴力の構造や被害者の心理、適切な対応の仕方を理解している支援者が少ないといわれてきました。二次被害のない当事者の立場にたった支援を提供できるよう、そのときどきで最優先とされるテーマを選び、7年間にわたり全国80箇所支援者を対象にした研修「援助者育成のためのワークショップ」を行ってきました。(援助者育成のためのワークショップ140ページ参照)



#### アジア女性基金の研修事業について ～アンケート分析結果をふまえて～

支援者が直面している問題を浮き彫りにするため、「援助者育成のためのワークショップ」の参加者からとらせていただいたアンケートを分析し、アジア女性基金の研修事業について総括しました。以下は、『「援助者育成のためのワークショップ」アンケート分析調査報告書』からの抜粋です。

##### 「アンケート分析」結果

1998年度～2004年度までの7年間、「援助者育成のためのワークショップ」を開催する都度、参加者へのアンケートを実施してきました。面倒な記述式アンケートであるにもかかわらず、多くの方が丁寧に答えてくださったことに大変感謝しています。アンケートに綴られたお一人おひとりの悩みの声は予想以上に切実で深刻なものでした。

例えば、「あなたが直面している問題は何ですか」という問いに、多くの支援者が、「DVや虐待を受けた人を支援をしていくうえで、知識が少なく対処方法がわからない」と回答し、中には自分のとっている行動に自信がない、もうかわりたくないという答えもあり支援者の疲れ果てている様子が手に取るようにわかりました。

DV防止法や子ども虐待防止法の施行を機に、社会啓発が進み支援現場の様子も大



大きく変化したように見受けられますが、果たして本当に当事者や支援者が望むような状況になってきているのでしょうか。

このアンケート分析の結果をみても、回答者のうち、70%以上が実際にDVや子ども虐待の相談を受けたことがあるにもかかわらず、「知識や対処方法が分からない」「研修制度がない」「連携がない」「苦しい!!」と言っているのです。支援者が、いかに多くの問題に直面しながら支援にあたられているのかが浮き彫りにされたといえるのではないのでしょうか。

このように、暗中模索の中で支援が行われているという事実を多くの人が知り、この問題に本気で向き合わなければ、被害を受けた人たちに対する二次被害がなくならないばかりか、支援者自身も燃え尽きてしまうでしょう。

行政も民間も一緒になって本腰を入れてこの問題に取り組むべきときではないのでしょうか。

#### 「援助者育成のためのワークショップ」について

『女性に対する暴力』は、未だに国内外を問わず起きています。そして、暴力や虐待の被害を受けた女性や子どもたちの多くが、心に深い傷（トラウマ）を負い、長期間にわたり被害を受けたことを誰にも打ち明けられず独りで悩んでいます。

日本では、ここ数年、『女性に対する暴力』の問題に人々の目が向けられ、公の場でこの問題が語られるようになってきました。このように、社会的認知が高まれば高まるほど各地の支援機関に、多くの女性たちから切実な相談が寄せられるようになってきています。しかし、支援現場の最前線では、暴力に関する知識や経験が十分ではなく組織全体で相談窓口を支えていく体制が整っているとはいえません。

支援者が暴力についての認識を欠いていたり、相談窓口をおいている支援機関がこの問題に無関心であつたら、被害を受けた女性たちは二度とそこへは行かないでしょう。そればかりか相談そのものをあきらめてしまうかもしれません。当事者のおかれている状況を改善できないばかりか、逆に信頼を失うことにもなりかねなのです。この現状を改善し、暴力にさらされている女性や子どもたちによりよい支援を行うには、支援者自身の努力とともに支援者を支えるシステムの構築が不可欠です。

アジア女性基金では、暴力の相談にあたる支援者が知識や認識を深め支援者同志がお互いの力を分かち合うことを願って「援助者育成のためのワークショップ」を開催してきました。

#### ■テーマ設定

事前アンケートを行い、DVや子ども虐待などにかかわる支援者が日頃抱えているニーズを踏まえながらテーマを設定してきました。

7年前はまだ、「女性に対する暴力」についての知識や対応の仕方が分からないといった回答が多かったため、支援者として基本的に必要とされる知識や支援者自身のメンタルケアに重点をおいたテーマを設定しました。

- 「当事者の立場にたったサポートとは ～カナダの実践と日本の現状～」(1998年度)
- 「女性に対する暴力 ～基礎的知識とその対応～」(1999年度)
- 「女性に対する暴力 ～電話での対応～」(1999年度)
- 「支援者が直面する問題と対策 ～カナダのケース・あなたのケース～」(1999年度)
- 「相談支援技術を高めるために」(2002年度)

しかし次第に、DVの被害を受けている女性、DVを目撃している子ども、そして子ども虐待、ひいては加害者の問題が相互に密接に関連し支援者の多くを悩ませていることが分かってきました。アジア女性基金がとりわけ関心をもって取り組んだのもこれらのテーマです。

2000年度、DVの被害を受けている女性のみならず、一緒に暮らしている子どもたちがどんなに深刻なダメージを受けているのか、その影響がどれほど長期にわたるものなのかを認識することから始め、2001年度には、暴力の連鎖を断ち切るためにどのような方法があるのかアメリカの例を学びました。2002年度は、特にDVの存在する家庭のなかで日々暴力を目撃している子どもに焦点をあて、グループワークによる具体的な対処の方法を身につけられるよう努めました。

このような一連の流れの中で、私たちはいま、次世代を担う子どもたちに対する「暴力防止教育」の重要性を感じています。2003年度、2004年度とアサーティブなコミュニケーションスキルをワークショップにとり入れたのも、子どものうちに暴力に対する教育をしておくことが一番効果的な方法だと考えたからです。

- 「DV ～家庭内における女性と子どもへの影響～」(2000年度)
- 「DV ～暴力の連鎖を断つために～」(2001年度)
- 「DVのある家庭に育つ子どもへの対応」(2002年度)
- 「DVの早期発見と暴力の未然防止」(2003年度)
- 「十代の子どもたちに伝えよう！ アサーティブなコミュニケーションスキル  
『暴力なんてふるわない！ 暴力なんてふるわれない！』」(2003年度)(2004年度)
- 「ファシリテーター養成講座」(2004年度)

また、2002年度から2年間にわたり、保健・医療関係者に対象を絞った研修を試みました。2002年度は、アメリカで行われているDVの早期発見のためのスクリーニングを学び、2003年度は、その講義を受けた医療関係者が講師になり、全国各地で同じテーマのワークショップを行いました。対象を特定した研修であったため、問題が明確化したことが大きな特徴であったと思います。今後、保健・医療関係者のみならず、

教育関係者、司法関係者、警察関係者などを対象にした研修も必要になってくるのではないでしょう。

- 「保健・医療現場におけるDVの早期発見と他機関への連携」（2002年度）（2003年度）

### ■ネットワークの重要性

アジア女性基金では、主催と共催という2種類の形式で研修を行ってきました。

主催のワークショップは公募のため、全国各地から職業も職種も違う支援者が集まります。そのため、このワークショップが各地の支援者をつなぎ民間と行政の相互理解を深める役割を果たしたようです。なかなか連携が難しいと思っていた双方の支援者が、それぞれの抱えている問題を知ること、相手の立場や限界を理解できたという話も聞かれます。DVや虐待の場合広域措置をとることが多いので、職種、職業、場所を越えた支援が必要です。各地に民と官の壁を越えたネットワークが生まれることが望まれます。2日間の研修を終えたときには参加者の気持ちがひとつになり、連携の輪が広がっていくを実感します。ワークショップに参加し知り合った人だけではなく、各々の参加者が既にもっている地元でのネットワークが結びつき大きな広がりが出てきたという報告もいただきました。

共催で行うワークショップは、現地の事情に通じた共催団体と協議をしながら参加者を募るため、テーマに最適な参加者が集いその地域での支援体制や連携づくりの基礎づくりに役立ったようです。

更に、ワークショップには支援者をエンパワメントする作用もあるようです。職場の中で孤立していた人が、普段一人で思い悩んでいたことは、自分だけの悩みではないと気づき癒されほっとしたという声をよく聞きます。

事後アンケートには、「この研修に期待するのは参加者同士の交流である。支援者自身に知識や技術が不足し、システムや法整備も遅れている中で、同じ悩みを抱えもがいている者同士がお互いの現場を知ることが貴重な経験である。自分の仕事に納得したり又は反省させられたり、講師からより重要な糸口を得ることも多い。このワークショップは行政と民間という立場の違いを理解するには絶好の場である。また、守秘義務の範囲内ではあるが、一人ひとりが抱えているケースを話題にできる唯一の場となっている。つまり非公式のスーパービジョンの時間がここにある。悩みを話し辛さを共有する、まさに二次受傷にさらされている支援者の理想的なケアの場だと思う」という声も寄せられました。

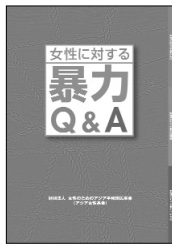
支援者にとって人的つながりは大きな財産です。ワークショップ参加者が、知識や経験を分かち合うだけでなくメンタルな面でも支え合えたことが、この研修事業の大きな成果の一つであったと思います。

1998年当時は、まだDV防止法もなく、研修の必要性も明文化されていない時期で

あったため、危機感を感じた支援者が自費や年休を利用して参加するというケースが多く見うけられました。現在、様々なところで研修が行われるようになりましたが、低料金で質の高い研修を定期的に提供できる場所はまだまだ少ないようです。国や地方自治体が力を入れ、民間、行政の支援者を問わず研修を受講できるしっかりしたシステムを考える時期にきていると思われまます。

## 4. 現場をサポートする

被害者支援の現場で役に立つのは、具体的な場面を想定したマニュアルや被害当事者に配布できる小冊子などです。当事者や支援者のニーズを聞きながら、現場で活用されるものを目指して作成してきました。全国の関係諸機関20,000箇所配布しました。  
(マニュアル・小冊子134ページ参照)



### マニュアルや研修を利用した支援者のお便りから

- アジア女性基金作成のDV被害者のためのパンフレットを、コンビニでコピーしてそのまま忘れてきてしまいました。数ヵ月後、そのコンビニのコピー機のそばに「ご自由にお読みください」とそのパンフレットが吊るされていました。もって帰ろうかとも思いましたが、役所や女性相談所に置くよりもっと人の目に触れる機会が多いだろうと思い、そのまま置いてきてしまいました。こういうところから、啓発していかないとならないのだなと思いました。(愛媛県)

- 地方にとってはなかなか手に入りにくい資料が多く、行政の担当者としても大変助かります。(北海道)
- アジア女性基金の作成した刊行物には、常に全国の情報が掲載されて助かります。DVの被害者は、転居を余儀なくされることが多いので、支援者にも当事者にも全国の窓口情報が頼りになります。(石川県)
- 支援者向けに開催した公開セミナーで、アジア女性基金のビデオを上映しました。その後、参加者から勤務する病院でもビデオを上映したいとの依頼があり相談員が出向き出前企画事業を始めました。ようやく、地域の連携が始まったようです。基金の研修会で学んだ事が、その後の事業にとっても役立っています。(神奈川県)
- 民間団体の相談員としてかわりはじめた15年ほど前までは、虐待と言う概念が社会的に認知されておらず、手探りで援助をしていました。当時はまだ、DVと子ども虐待との深い関係があると語る人も無く、私自身もそれがはっきりと認識できたのは7年ほど前です。虐待防止法改正により、DVの目撃は心理的虐待に含まれるとされ隔世の感があります。アジア女性基金の活動は、私の子ども虐待防止活動の大きな手助けになったと思います。(東京都)
- 質の高い講習会が無料で開催されたことはとても有意義だったと思います。地方から交通費と宿泊代をかけても研修会に参加できたのは、無料であったからです。また、地方にはなかなか呼ぶことのできない講師や海外からの講師の話が聞けることも魅力でした。国の予算でこうした取組みがなされることで、地方と都市との格差の広がりを多少なりとも防止できたように感じます。(石川県)

## 5. 先進的事例を紹介する

日本では、「女性に対する暴力」への対応が、欧米に比べて10年から20年遅れているといわれています。アジア女性基金の研修事業では、国内外の先進的な事例を紹介し、つねに実践的であることを心がけてきました。特に、外国の講師による研修は、全く新しい知識や視点を教えられるだけではなく、システムティックに構築された支援プログラムに触れられるよい機会になりました。また、支援システムそのものが海外と日本とで大きく違うことを実感し、日本の支援体制を整える必要性を強く感じました。

1998年度

マギー・ジーグラー (カナダ)

(ジャスティス・インスティテュート クリニカル・カウンセラー)

『当事者の立場にたったサポートとは』～カナダの実践と日本の現状～



1999年度

マギー・ジーグラー (カナダ)

(ジャスティス・インスティテュート クリニカル・カウンセラー)

『援助者が直面する問題と対策』～カナダのケース・あなたのケース～



2000年度

エリン・ガルヴィン (アメリカ)

(イーストサイド・ドメスティック・バイオレンス・プログラム シェルター・カウンセリングコーディネーター)

『ドメスティック・バイオレンス～暴力の連鎖を断つために～』



2002年度

エレイン・アルパート (アメリカ)

(ボストン大学 助教授)

『医療現場におけるDV被害の早期発見と対応』



2002年度

ショバ・アイヤール

(WAO ソーシャルワーカー)

プレマ・デバラジェ (マレーシア)

(WCC コンサルタント・トレーナー)

『DVの存在する家庭に育つ子どもへの対応』



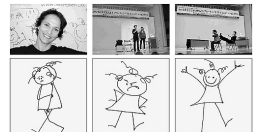
2003年度

アニタ・ロバーツ (カナダ)

(Safe Teen 代表)

アサーティブなコミュニケーションスキル

『暴力なんてふるわない! 暴力なんてふるわれない!』



2004年度

マギー・ジーグラー (カナダ)

(ジャスティス・インスティテュート クリニカル・カウンセラー)

『ファシリテーター養成講座』



2004年

アニタ・ロバーツ（カナダ）

（Safe Teen 代表）

ビル・ボオツォボン

（Safe Teen ファシリテーター）

10代の若者に向けた「暴力未然防止プログラム」



## 6. 連携する

アジア女性基金では、プログラムを作る際に、「連携」「ネットワークづくり」を意識し、NPO・企業・国・地方自治体・公的機関など多種多様な機関が出会えるよう、交流の場をつくってきました。それぞれの組織がそれぞれの持ち味を活かしながら、やがて協働できる仕組みづくりを目指して開催したのが、シンポジウム「岐路に立つDV支援 —NPO・行政・企業のパートナーシップ」（2004年度）です。

### シンポジウム「岐路に立つDV支援」

—NPO・行政・企業のパートナーシップ—

#### —過去10年を振り返り、今後への提言を行う—

2001年DV防止法が施行され、2004年12月には改正法も施行されるにいたしました。社会のドメスティック・バイオレンスに対する認知は少しずつ、しかし確実に高まっています。しかし、アジア女性基金には、全国の支援者から、「知識がない！ 財源がない！ マンパワーがない！ 理解を得られない！ 連携がとれない！」といった切実な声が、いまだに聞こえてきます。むしろ、支援の現場は新たな混乱をきたしているかに見えます。これはいったいどうしたことでしょうか。

DVのような複雑多岐にわたる社会問題は、当事者や支援者の努力に帰するのではなく、NPO、企業、国、地方自治体、公的機関、さまざまな組織が積極的に関わらなければ変革を図ることが難しい問題です。いま求められているのは、それぞれの組織がそれぞれの持ち味を活かしながら連携していく仕組みづくり、問題をきちんと理解し被害を受けた当事者のことを第一に考えた協力体制ではないでしょうか。今回のシンポジウムでは、“NPO、行政、企業のパートナーシップ”について様々な視点か



ら考えてみました。

【開催日時・会場】

- ◆ 大阪会場（毎日新聞オーバルホール） 2005年2月13日（日）
- ◆ 東京会場（スクワール麹町） 2005年2月20日（日）

「DV被害者支援のための交流スペース」

DVシンポジウムの会場に、DV被害者支援の輪が広がることを願って自由に交流し、情報交換できる「交流スペース」を設けました。【地方自治体・公共団体コーナー】【NPO・企業コーナー】では、全国のNPOや自治体の協力を得て、各地の特色ある資料を一堂に集めることができました。支援者からは、「私たちの活動を多くの人にアピールできたし、同じ目的をもった人たちが活動があることを知って心強く感じた。これから連絡を取り合っていきたい」また、被害を受けた女性からは、「こんなに多くの人たちが一生懸命になって支援してくれているのを知って孤立感が薄らぎました」という声が寄せられました。



■求められる企業の力！

海外では、スポンサーの協力を得ながらDV被害者の支援をしているNPOが数多くあります。日本でも、企業とタイアップし、支援にあたるNPOや自治体・公的機関が増えてきました。社員を教育しボランティアを募ってNPOを支えている企業もあります。いま、被害者支援に企業の協力が求められています。



■求められる行政の力！

行政でも改革が始まりました。DV防止法改正に伴い、各都道府県に具体的なDVの被害者支援策として「基本計画」の策定が義務付けられましたが、鳥取県は全国に先駆けて計画案を公表、法施行と同時に正式に計画を発表しました。「現場へ出向いて当事者や支援者の声を反映させた施策を実行する」そんな現場主義を目指す行政が、いま求められています。

■求められるNPOの力！

被害者支援に携わってきたNPOの役割は重要です。当事者のアドボケイト（代弁者）として、企業や行政に当事者の思いを伝える、支援の現状を伝えるなど、長年この問題に携わってきたNPOだからこそできることがたくさんあります。「NPO、行政、企



業」のパートナーシップを推し進めていくためにも、NPOが自らの力を蓄えていくことが必要です。いま被害者支援に自立した、(コミュニケーション力・資金力・広報力・マネジメント力・アドボケート力などを持つ) NPOが求められています。

## 7. 暴力を未然に防ぐ

私達には、女性や子どもへの暴力を許さない社会、誰もが尊重される社会をつくる責任があります。そのためには、「暴力」を容認する社会や人々の意識を変えること、そして何よりも暴力を未然に防止するための取り組みが必要です。

アジア女性基金では、「『援助交際』に対する女子高校生の意識及び拜啓要因についての調査研究」や「高校生の性被害実態調査」を行い、10代の若者たちへの教育の重要性を感じてきました。そこで、2003年度に大学生に向けたシンポジウム「ジェンダーと暴力」を開催し、約80名の大学生とジェンダー（社会や文化によってつくりだされた性差）について意見交換を行いました。また、2003、2004年度には、カナダで実績のある「10代の若者に向けた暴力未然防止プログラム」を導入、日本の高校や大学で実施しました。通訳を介してのワークショップでしたが、学生たちへの影響を見てとることができ、暴力防止教育の重要性を再認識するに至りました。

2005年度には、このような取り組みの総括として、暴力を未然に防止するためにいま私たちは何をすべきかを考えるシンポジウム、「女性に対する暴力 ～暴力を未然に防ぐために～」を開催しました。

### 女性に対する暴力《暴力を未然に防ぐために》

Let's All Think About How To Stop Violence!

#### 公開シンポジウム

女性に対する暴力の問題が国際社会でクローズアップされた第4回国連世界女性会議（北京会議）から10年。この間、世界で、そして日本ではどのような動きがあったのでしょうか。アジア女性基金では、女性に対する暴力を中心に据え、「慰安婦」問題、国際人身取引、ドメスティック・バイオレンスや性虐待など、社会的認知度が低

く表面化しにくい問題に積極的に取り組んできました。2006年2月18日、東京・渋谷の国連大学で、次世代を担う学生たちとともに、暴力を未然に防ぐために私たちはいま何をすべきか考えてみました。

### ■暴力防止に学生の意見を

第1部は、学生4グループによる分科会発表。「若い世代に暴力防止の大切さを伝えるためには、企画段階から学生の参加を！」との呼びかけに応じ、福祉、保育、法律、国際政治など、さまざまな分野で学ぶ学生が集いました。

4ヵ月前にはじめて顔を合わせた学生とファシリテーターでしたが、「暴力防止」という一つの目的に向かって活発な議論を重ね、その成果をスライドショーやサイコドラマなど、趣向を凝らしたプレゼンテーションで発表しました。

分科会に参加した学生の中から「暴力を未然に防ぐというテーマにじっくり取り組むためにはもっと時間が必要だ。これまでの学びをここで終わらせることなく更に深め、学校、地域社会で伝えていきたい」、「同年代の学生にも受け入れられる表現方法で暴力防止の大切さを伝えたい」という声があがり、学生とファシリテーターの有志でグループを立ち上げ暴力防止の新たな活動が始まりました。



### ファシリテーター

金城理枝（THPメディカルクリニック・サイコセラピスト）

龍田信之（湘南DVサポートセンター・代表）

千葉まさのり（メンズサポートルーム大阪・臨床心理士）

吉永陽子（長谷川病院・精神科医）



### ■国際社会の動向、日本の動向

第2部では、女性の人権を巡る国際的な動向について、国連人権促進保護小委員会委員のユリア・アントネラ・モトックさんによる基調講演が行われました。

モトックさんは、女子差別撤廃条約の条文を引用し「『女性に対する暴力』は自然なことでも生物学的に決定されているものでもない。男性が女性を従属させるために恐怖心を煽る手段として暴力を使うに過ぎない。



女性に対する支配は、社会や家庭における男女間の不平等な力関係によるものである」と述べ、「国は『女性に対する暴力』を煽らないという責任を負うだけではなく、暴力を防ぐために介入する責任も持っている」と指摘。「国際社会では、もし国が『女性に対する暴力』に立ち上がらなければそれは犯人と同じだけ責任を負っている、有罪であるという見方がなされてきている」と最近の動向を紹介しました。また、従来の国境という概念が通用しなくなっている現状を踏まえ、「国レベルだけではなく、国を超えたレベルでも女性を守るための制度が必要になっている」と述べました。

### ■女性や子どもへの暴力を許さない社会へ



パネルディスカッションでは、パネリストそれぞれの立場から、法律、メディアや学校教育、あるいは一般社会の教育について問題提起がなされました。「女性に対する暴力があること自体が世の中に十分に知られていない」「身体的暴力に比べて、暴言などの精神的暴力や性的暴力がなかなか理解されない」など、この問題に対する無関心や無理解、そのために起こる二次被害の問題が報告されました。また、家庭内での暴力は子どもたちにとってとても深刻な影響をおよぼしており、被害者支援は子どもの心のケア抜きには考えられないことが確認されました。

会場との意見交換では、人権侵害やいわゆるDV防止法、裁判の現状などについての質問や意見が出され、パネリストを交えて活発な議論が行われました。

### ●パネルディスカッション

#### コーディネーター

有馬真喜子(アジア女性基金理事)

#### パネリスト

番 敦子(弁護士) 明珍美紀(毎日新聞社会部記者) 横田洋三(中央大学法科大学院教授)

ユリア・アントネラ・モトック(国連人権促進保護小委員会委員・ブカレスト大学国際法教授)

### 座談会

国連大学で開催した「女性に対する暴力 ～暴力を未然に防ぐために～」公開シンポジウムを受けて座談会（2006年3月5日）を開催しました。教育者として、弁護士として、日々、「女性に対する暴力」の問題に向き合っている方々に、現在の日本の状況と今後の課題についてうかがいました。



橋本ヒロ子  
(十文字学園女子大学社会情報学部 教授)



番 敦子  
(弁護士)



有馬真喜子  
(アジア女性基金 理事)



小西聖子  
(武蔵野大学人間関係学部 教授)

#### ■遅れている心のケアや自立支援

有馬 昨年12月27日に、男女共同参画基本計画が改定され、「女性に対する暴力」の対策については、かなり盛り込まれたと言われてしています。この10年で、配偶者等からの暴力、性犯罪、セクシャルハラスメントに対する法制度はでき、大きく前進したことは間違いない。では、次にどういうところに手を着けていけばよいのでしょうか。

番 法的には、2000年以降かなり進みました。特に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）」ができたというのは画期的なことです。しかし、DVや、性被害者に関しては、いまだに二次被害（被害者が周囲の人による配慮のない言葉によって更に傷つくこと）が、まかり通っている。被害者がつらい思いをしているという点では変わりありません。被害者への配慮や理解が、まだまだ足りないと思います。

**橋本** 日本は、フィリピンや韓国などアジアの進んでいる国と比べて、すごく遅れているという印象です。ようやく、DV防止法が改正され、退去命令の期間が長くなったのに、それに対して「居住権に反する」などといった研究論文が出てきています。マスコミなどの広報が、全然足りないのではないかと思います。

**小西** そうですね、DV防止法について言えば、加害者である夫から何とか逃れて安全になるというところまで。実際にはそこから先が大変なのですが、心のケアなど、長期的な問題に関しては、制度もない、お金もない、供給できるサービスもない、まだゼロに近いようなところもあります。

世界各国共通なのですが、DVの被害者の多くにうつがあり、自殺したいと考える人もかなりいます。シェルターで、いったん回復したように見えても、シェルターを出てからの方がむしろメンタルヘルスが悪いという状況です。DVを目撃して育ったお子さんと、直接、虐待を受けている子どももいます。

夫から離れて、ようやくお母さんと子どもが生活するようになったとたん、今度は子どもが母親から虐待されたり、母親に対する家庭内暴力が始まったり、子どもが不登校になったり、親の失業があったり、とても大変な状況にある人がむしろ普通です。

**番** 生活保護を受けなければやっていけない人や、1年たってもまだ働けない人など、やはり悲惨なケースが多いですね。それでも逃げ出したほうがいいと、皆さん一生懸命ですが、現実的にはやはり生活の不安だとか、子育ての不安を抱えていらっしゃる。一時保護所からでて自分で暮らすようになって、実家も遠い、実家の援助が受けられないとなると、孤立して精神的にも回復しづらいです。

#### ■支援者育成に力を注ぐべき

**有馬** 法制度はできたけれど問題がまだまだ山積している。特に、被害を受けた女性や子どもたちの心の回復や自立支援についての整備が、これからは重要ですね。

アジア女性基金では、7年間にわたって「援助者育成のためのワークショップ」(1998年度～2004年度)という、被害者のメンタルヘルスを中心に据えた研修会を行ってきました。海外や国内の専門家をファシリテーターに、全国各地から、自治体、公共機関、NPOなど、延べ3,000人を越える支援者が参加されました。参加者からは、知識を得るだけでなく、支援者同士が連携するきっかけになったというお声をいただいています。

**小西** まず、「女性に対する暴力」につて、支援に携わる人に分かってもらわないと始まらないですね。支援者が、二次被害の発生源になってしまいますから。本来、支援者は、専門業務としての知識や技術をもつべきですが、現在は、個人の差がものす

ごく大きい。一方にはとても力のある人も少数いらっしゃるのですが、ほとんど経験のないかたや、自分の今までの身近な経験だけでやっていらっしゃるかたもいる。雇用の体系も雇い方も、雇ったあとのトレーニングの方法も未整備なのです。

番 専門性が需要で、大事な仕事なのに待遇が悪すぎますね。経験のある人たちも、お給料が安いし危機管理が悪すぎて辞めてしまう。財源がつかないかたもだめですね。

小西 そうなのです。DV被害者支援をきちんとやろうと思ったら、かなりの教育投資と安定した雇用が必要なのに、まったくそこにお金はありません。DV防止法ができ、DVの被害者支援をやりたくて大学院に来る人が増えているのに、せっかく就職しても、数年やると給料も上がらないし、技術も上げることができないからといって辞めていくことが多いのです。行政は、法律ができると、それで十分だと思ってしまうのですが、“建物ができて中身ががらんどう”では意味がありません。

#### ■犯罪被害者支援の試み

有馬 昨年12月、犯罪被害者等基本計画も閣議決定ができました。独立行政法人の日本司法支援センターが4月にできるということですが、「女性に対する暴力」の被害者にも、なんらかの具体的な影響はありますか。

小西 この基本計画に「等」が入ったことに意味があります。犯罪被害者だけが対象だと、該当するのが刑法や、刑事手続きに関する被害者だけになってしまいます。

番 家族や遺族を含めるとともに、犯罪の枠組みを非常に広げているので、DV被害者、児童虐待、ストーカーの被害者で犯罪までに至らない被害者も入ります。PTSDなどの治療をする専門医の研修も、基本計画には載っているのですよね。

小西 そうです。「本当に治療できる人を増やしてくれなくては意味がない。心のケアといって自己満足しているようなケアでは意味がない」そういうご要望が被害当事者から強かったと思います。

番 犯罪被害者等基本計画の中心は内閣府犯罪被害者施策推進室です。日本司法支援センターは、法務省です。日本司法支援センターは、今後の犯罪被害者支援を担う機関として基本法の中にも、基本計画の中にも書かれていますが、どういうことを行えるかは未知数ですね。被害者支援については、情報の提供と援助に精通した弁護士の紹介の二つだけが業務とされています。DV、性犯罪、人身売買の被害者のかたへの情報提供も行いますが、DVの被害者は必ずしも犯罪の範疇に入っていないかたが多

いですから、やはりDV防止法によるのだらうと思います。DV防止法の今後の改正や整備など運用の問題がいちばん大きいのではないかと思います。

#### ■加害者更生教育

**有馬** モトックさんの基調講演で、加害者の罪を罰する必要があるというお話ができましたが、そのところはでしょうか。

**小西** いま、DV加害者更生教育の必要性が言われていますが、強制のない加害者教育などありえないと思います。多くの国では刑法でDVが扱われているから、例えば刑罰の代わりに教育を課すといった代替措置ができますが、日本はDV防止法という特殊な法律なのでそういう縛りがかけられない。

私は今、内閣府の加害者更生教育に関する委員会の座長をやっているのですが、法律の壁がいちばん大きいと思います。そこが全然突破できない。性犯罪の加害者矯正は、刑法で罰せられ刑務所に行った人が対象です。DVや性暴力の加害者の多くは実刑になりません。加害者の問題ってすごく難しいのです。歩留まりは悪いし、お金はかかるし、そういうことを、もっとみんながきちんと、まずは知っておく必要があると思うのです。

**番** 被害者がいまだに悲惨な状況にある。それを思うと、何よりもまず被害者にお金を出してほしいという感じになってしまいます。根本的な解決を目指すのであれば加害者更生教育より、暴力をなくす教育にお金をかけたほうが、よほど役に立つのではないかという気がしています。

#### ■国際人身取引

**有馬** 最近日本で、国際人身取引のことが大きな話題になりました。「女性に対する暴力」として大きな課題だと思えますが。

**橋本** そうですね。対象になる女性は日本人でない可能性が非常に高いのですが、日本は人身売買の受け入れ国として、大きな問題になっています。アメリカの国務省の報告書でも監視国と位置づけられましたから。以前から、大きな問題でしたが、日本政府はかかわりませんでした。米国国務省報告でやっと重たい腰を上げて、行動計画を作り、法律改正をしたところです。行動計画ができて、法律が改正されたことは前進だと思いますが、やはり大きな問題は、日本人の男性がアジアの国々へセックスツアーに行って女性を買うことです。相手国の女性たちからは、「なぜ、あなたたち日本女性は、日本でそういう需要を減らすことをもっとやらないのですか」と非難されるのですが、もっともなことです。

番 15年ぐらい前でしょうか。タイ人の女性が売られてきて、殺人を犯してしまった事件が何件ありましたが、担当した検事は、「性産業についている女性も悪い」という言い方をしていました。結婚という、表向き正当な形式をとった人身取引なども、買う人の意識の問題も含めて考えていかないとまずいだろうと思います。

橋本 今度の人身売買基本計画は、教育の問題にほとんど触れていないのです。けれども、私はもっと学校教育で人身売買しないための人権教育や、DVにも関係する暴力防止の教育をしていかなければならないと思います。日本には、男は多少暴力を振るっても買春をしてもいいのだという、何か社会通念みたいなものが残っているような感じがしますね。

#### ■暴力防止教育の重要性

有馬 最近、デートDVやレイプなどが話題になっていますが、特に若い人に向けて、この問題をどう伝えていくかというあたりは、大きな課題ですね。

橋本 性教育に対する攻撃が強くなり、まともな性教育ができないような状況ですが、性教育や人権教育が大切です。学校教育できちんとやらなければいけないことだと思います。

小西 多分、今までの性教育や人権教育だと暴力は扱いきらないと思います。やはり、暴力を防止する教育というものが要ると私は思います。性的な問題、そしてパワーとコントロール、コミュニケーションなども含めた暴力防止教育が必要です。

有馬 ありがとうございます。公開シンポジウムでも、10代の学生に対する暴力防止教育の重要性が語られました。“女性や子どもへの暴力を許さない”そういう社会をつくるために、教育現場や地域で、暴力防止教育を積極的に取り入れていく必要がありますね。

誰かが一言声を発することで大きな変化が始まります。一人でできることは限られているかもしれませんが、想いを同じくしたもの同士が集まり行動することできっと何かが変わります。これからの時代を担う若い人たちとともに、この問題を考えていかなければなりませんね。





# 女性と司法



近年、日本をはじめ多くの国において、司法における女性の尊厳と人権を守る試みが始まっています。アジア女性基金はこの動きをふまえ、女性が直面している暴力や人権の問題と同様、司法制度における女性差別も考えねばならない問題として認識し、「女性と司法」をテーマに国際専門家会議を、2000～2004年にかけて4回開催しました。

女性が正義を求めて裁判に訴えたいと考えてもむずかしい状況、警察や刑務所における性暴力、女性に対する対応の問題点など具体的にテーマを絞って、毎年、各国における現状報告、情報交換、問題解決についての議論が行われました。

そこでは、貧しく、情報からも遠く、弱い立場にある女性にとって、法制度を身近なものにして正義と保護につなげることを課題としました。

## 状況の把握と残されたいくつもの課題…第1回会議

第1回目の会議では、司法制度と女性について議論が交わされ、以下のような共通認識が生まれました。これらの課題と共通認識をいかにして解決し、女性の法的差別や不利益な状態をなくしていくかがその後に開催された会議の具体的な課題となりました。

### 共通認識の内容

- 1)多くの国で、立法者や立法機関がほとんど男性で構成されているため、法そのものが女性に対して差別的である（例：女性判事、女性警察官等の数）



- 2) 女性に財産権、相続権、参政権を認めない法律が、最近まで多くの国に存在していた
- 3) そのため、女性の権利が社会的にも、司法制度上も遅れている
- 4) 結婚、離婚、売春の取締りなどについて、女性を差別する規定が、現在でも一部の国でまだ見られる（例：売春防止法5条違反など）
- 5) こうした法律的差別規定のために、犯罪者とされる、あるいは生きるために犯罪者とならざるを得ない女性の存在がある（例：入管超過滞在など）

## 女性が直面する裁判制度の問題点…第2回会議

第2回目の会議で議論されたのは、法制度全般ではなく分野を特定して、女性が被害者、あるいは被疑者となった場合の裁判制度の具体的な問題についてでした。そのため各国の法制度と裁判制度の下で、女性の保護を向上させるべく、国が一定の手段を講じるよう求める宣言を、この会議の参加者で起草しました。

### 「裁判と女性」京都声明

#### ■ 法的戦略

##### A. 実体法

1. 保護—女性は人身売買やこれに似た虐待からの保護の名目で、自らの意思に反して拘置されるべきではない。
2. 女性の後見人としての男性の概念—成人した女性が拘置を解かれる場合、男性後見人の保護を唯一の条件にすべきではない。
3. 個人法—離婚および結婚の無効を求める場合、夫と妻の双方が同じ理由をあげることができるべきである。
4. 起訴には被害者の同意が必要とされる国があるが、こうした慣行は退けられるべきである。
5. 女性に関わる法律は女性の視点を認め、尊重しなければならない。
6. 女性に対する犯罪において、名誉を正当化ないし軽減要因とすべきではない。
7. 夫婦間レイプを違反行為と認めるべきである。
8. 保護下のレイプ事件では、保護責任者に弁明する責任があると推定される。
9. 女性に対する暴力の被害者、とりわけ社会宗教的な違反行為の被害者は安全な避難所を与えられる必要がある。

10. 家庭内暴力は個別の犯罪として認められるべきである。
11. 配偶者間暴力には幅広い解釈が必要である。
12. 嫡出子と非嫡出子をいっさい区別すべきではない。嫡出であろうとなかろうと、同じ権利を与えられる資格がある。
13. 夫婦の財産、夫婦の家という概念を離婚や扶養問題において発展させる必要がある。
14. 家庭裁判所の機能は、単に制度としての家族を守り、家庭紛争の当事者の和解を奨励するだけでなく、家族を構成する個々人の保護も含むべきである。
15. 女性を含め弱い立場の人々が裁判に訴える際の障害、たとえば裁判や弁護士費用、言葉の壁、手続きの遅れ、根深い偏見などを取り除く必要がある。
16. 家族を守る責任は男女平等にある。
17. 法律の発布は、国連人権法の下での政府の国際的義務を実施に移し、とりわけ女性にとって差別的な法律を撤廃するものでなくてはならない。
18. 暴力とくに威嚇や復讐の被害者となった女性を保護するため、特別規定を設ける必要がある。

### B. 訴訟法

1. 証拠—女性に対する犯罪の加害者を女性が進んで通告し、証拠を提出できるよう、裁判の前、期間中、裁判後の保護を確実に与える必要がある。たとえば、ビデオによる証拠提出、判事の私室での審問、身元の非公開、加害者のいない法廷での証言など。
2. 証拠—レイプその他の性犯罪の被害者について、過去のセックス歴を加害者の犯罪立証に関連させるべきではない。
3. 補強証拠—レイプその他の性犯罪の立証に補強証拠を求めるべきではない。
4. 被害者と弁護士は刑事裁判への参加を認められるべきである。
5. 治外法権—自国民が外国で女性に対する犯罪事件を起こした場合、2重の危険（同一犯罪で2度裁判を行うこと）の禁止に反しない限り、国は領土範囲を越えて国内での裁判権を拡大するよう奨励されるべきである。

### C. 法の執行

1. 警察および法執行当局者は女性に対する暴力事件に対し敏感になり、即座に行動に出るよう励まされるべきである。

### 法律以外の戦略

1. 妻子を扶養する法的責任について、社会とくに男性の意識を高めること。
2. 男女を平等に尊重するという感覚を養うこと。

3. 社会的弱者としての女性には特別の保護が必要であることを、弁護士、検察官、裁判官、法執行当局者、医療関係者、社会一般に十分意識させること。
4. メディアが意識を高め、女性保護について前向きな立場を取り、マイナスでしかないステレオタイプの描写は避けるよう奨励すること。
5. 政府とNGOの連携を深め、被害者と証人にシェルター提供、法的助言の提供と時機を得た支援を行うなど、裁判をより身近なものにすること。
6. 弱い立場の女性集団への支援を評価し、適切な法改革を行うため、データ収集と研究を促進すること。

### 提起された問題点

- 1) 夫婦の財産、夫婦の家という概念を、離婚や扶養の問題との関連で、発展させる必要がある。
- 2) 女性を含む弱い立場の人が裁判に訴えるとき、情報が不足していて援助を受けにくい状況が多くみられる。
- 3) 弁護士費用、言葉の壁、社会的慣習などでの手続きの遅れ、女性はまともな訴えができないなどの偏見を取り除く必要がある。
- 4) レイプその他の性犯罪の被害者に、過去のセックス歴などを関連させる必要はない。
- 5) 性犯罪の場合、加害者と対面しなくてよい審理や、ビデオリンクを使った証言を可能とする制度の導入が必要である。
- 6) 女性は、人身売買や虐待からの保護の名目で、本人の意思に反して拘置されるべきではない。

### 被拘禁女性…第3回会議

各国における女性の権利や対応には大きな違いがありますが、重要な点は、女性が暴力を振るわれたとき、その暴力を通報したり、訴えたり、中止させようとする試みが社会的、文化的、経済的に支持されるかどうかによって、女性の示す対応が違ってくるという点です。日本ではごく最近まで、夫や恋人など親しい関係にある人からの暴力・ドメス



ティック・バイオレンス（DV）を訴えることには、被害者の女性側にためらいがありました。どこの国でも、DVは私的領域の問題、家庭内の問題と思われていて、経済的に自立していない女性はとくに、離婚後の生活や子どもの養育を心配して、暴力を振るわれても我慢する傾向が少なくありません。しかし、アジア諸国や日本においても「配偶者からの暴力の防止および被害者保護に関する法律」（DV防止法）が整備されて以来、社会のDVに対する認識が変わり、通報や訴追が増加しています。

## 被拘禁女性に関するペナン声明

—2003年1月14日 マレーシア、ペナン

2003年1月、アジア女性基金はペナンにおいて第三回「女性と司法」専門家会議を開催した。参加者は被拘禁女性に関連する問題を論じ合い、以下の項目で合意した。世界人権宣言および国連被拘禁者処遇最低基準は、拘禁された女性を含めすべての人の尊厳と価値を宣言していることを想起する。被拘禁女性の中には、有罪判決を受けた女性、裁判の結審を待つ女性、庇護を求める女性、移民の理由で拘留された女性が含まれることを認める。被拘禁女性が重大な人権侵害を受けていることを憂慮する。裁判権や文化、宗教の違いを問わず、こうした人権侵害を断固として根絶する。被拘禁女性の状況ができる限り明らかにされることで、保護が保証されることを確信し、人権促進のための研究と改革を奨励する。女性は家族の幸せや社会の発展に大きく貢献していること、拘禁された女性がさまざまな度合いで多様な差別に直面し、したがって虐待を受けやすいことに留意する。

### A. 公判前の拘禁中の権利

1. 被拘禁女性はすべて、有罪が証明されるまでは無罪と推定されるのであり、ジェンダーに配慮した法的援助をうけられるべきである。拘禁される時点で、拘禁の理由を通告されるべきである。法的権利を教えられ、ジェンダーに配慮した法的援助について情報を与えられるべきである。彼女たちの所在は近親者に通報される必要があるし、近親者および法的助言者との連絡も許可されるべきである。
2. 尋問と医学的検査はジェンダーの視点をもつ資格の女性担当者によって行われなければならない。担当者は常に身分証明書を携帯しているべきである。
3. 公判前の拘禁について裁判官は監視を怠ってはならない。拘禁はできるだけ短期間でなければならない。いかなる状況であれ拘禁期間は問われた罪に対する判決

期間を超えてはならない。

### B. 拘禁の条件

4. すべての拘禁施設は記録を保持し、すべての被拘禁者の氏名、拘禁目的、入所と出所の日時を明確にしておかなければならない。
5. 拘禁施設は被拘禁女性の住居の近くに位置し、家族や友人が頻繁に訪問し、被拘禁女性が孤立せずに住むよう、国はあらゆる努力をすべきである。子どもをもつ女性のためには、とくに子どもの定期的訪問や家族のカウンセリングなど必要に応じた措置が取られるべきである。
6. 拘禁施設では公判前の被拘禁者、刑罰のない被拘禁者および既決囚を分離すべきである。被拘禁者の性別と年齢による分離も必要である。
7. 被拘禁女性のために宿泊設備が供給されるべきであるが、それらは平均的な健康基準、適切な栄養、衛生、空間、照明、換気を備えていなければならない。被拘禁女性は運動とレクリエーションの機会を与えられるべきである。拘禁施設には被拘禁女性のみならず信じる宗教を實踐できる設備がなければならない。
8. 教育、職業教育、カウンセリングなどを受けられるようにすることで、被拘禁女性が釈放された後、社会復帰できる能力をつけられるようにする。
9. 被拘禁女性は性暴力をふくむあらゆる暴力から身を守られるべきである。国家は女性の身体の安全を守り、言葉による侮辱など品位を落とす処遇から守るための政策を確立し施行しなければならない。
10. 被拘禁女性はジェンダーに固有の必要を満たす適切な医療を受けることができなければならない。精神的健康と処置をふくめ出産の前後に必要な医療を受けられるよう、特別の設備を整えるべきである。
11. 出産を控えた女性や幼児がいる女性のために、拘禁中適切な施設で子どもの世話ができるよう、規定を設けるべきである。
12. 上述の最低基準に加えて、被拘禁女性に対しては、移民という配慮も含め刑事判決以外の理由で犯罪者ではないという立場を認め、家族の団結を尊重する条件を整備すべきである。
13. 自発的に保護を求めてきた女性に対しては、それ以外に方法がない場合を除いて、保護拘置という理由で拘禁すべきではない。
14. 被拘禁女性は刑期を終了した後は無条件に釈放されなければならない。

### C. 苦情の補償

15. 被拘禁者からの申し立てについては、独立した明朗な苦情処理機関が作られなければならない。是正の手続きは公正に、時機を見て、迅速に苦情を取り除くものでなければならない。

16. 監視委員会を任命し、拘禁施設を訪問して定期的に公の報告書を作成する権限を与えなければならない。その報告書は各収容施設が基本的人権を遵守しているかどうかに関し議会で提出されるべきである。
17. 被拘禁女性が拘禁当局による犯罪行為ないし不注意が原因で危害や損傷を加えられた場合のため、補償のための仕組みを作らなければならない。

#### D. 一般的勧告

18. 国は被拘禁女性の人権に関する教育を促進し、支援すべきである。その中には、被拘禁女性が置かれている状況についての社会教育、弁護士、裁判官、法執行公務員、拘禁施設職員に対するジェンダーの意識化教育も含まれる。
19. 刑務所の看守、法執行公務員、裁判官のための研修、意識化について、資料や経験を共有するため、国家間の協調と協力が必要である。途上国の被拘禁女性の状況と取り組むため、援助機関はプログラム支援をすべきである。
20. 被拘禁女性の人権侵害を告発された者について、国は捜査した上で起訴しなければならない。
21. 元被拘禁者の権利をできるかぎり回復し、全面的に社会復帰ができるようにしなければならない。
22. 国は、刑務所、拘禁施設、被拘禁女性の状況に関して、個人の名前その他を秘す女性権利を守りつつ、重要な情報を公開しなければならない。
23. メディアは、被拘禁女性の人権侵害についての情報を調査し、あきらかにしなければならない。
24. 被拘禁女性に対して実効性のある保護と救済策が提供されるよう、法律専門家と裁判官は積極的に監視しなければならない。
25. 女性の更生に重点を置かなければならない。更生を促進し、女性が家族に対する責任を果たせるような新しい形の拘禁モデルを促進しなければならない。

## 国によって特徴のある問題

国によっては、女性が刑期を終えても、男性の家族が後見人として迎えに来ない限り釈放されない場合があります。これは、処罰が終わっているのに、自由を拘束するという、法律上重大な問題です。しかし、大変重大な問題にもかかわらず、家族の不名誉となった女性への罰といった口実や、単に釈放の日時を忘れてしまっていたなどの許しがたい理由で、処罰が終わった女性の自由を拘束することがあり改善が必要です。



## 被拘禁女性（罪を犯して刑務所に送られた女性）に対する新しい試み

出産を控えている女性や子どものいる女性が刑に服するときは、特別のニーズや適切な医療、子どもとの面会や一緒に住めるような特別の配慮が考えられるようになってきています。日本でも2005年の通常国会に、刑務所内でも一定の条件のもとで子育てができるようにするなどの改善が明文化される法案が提出されます。

全体的に見ると、被拘禁女性（罪を犯して刑務所に送られた女性）は、子どもに対する影響を考慮して量刑の面で配慮される傾向にあります。拘束するかわりに社会奉仕を行わせたり、若い女性でしかも初犯の場合、週末毎に収容し仕事を続けさせながら社会復帰を容易にする方法が導入され、一定の効果を挙げている国もあります。

## 司法における女性の人権を守るガイドラインの作成…第4回会議

これまで行われた会議では、司法制度の中でどのように女性の尊厳と人権を守るかについて論議しました。本来であれば権利と保護を男女平等に保障すべき司法制度の中で、女性が被害を訴えることさえできない国、被害者の同意がないと起訴できない国、治外法権による犯人引渡しの問題や裁判なしの拘禁が日常的に行われる国などがあることが分かりました。また、ほとんどが男性である警察官、検事、裁判官などによって裁かれ、警察や刑務所内における女性の性被害の問題など、人権侵害や不利益の具体的な例が報告されました。こうした現状をふまえ、これまでの会議の集大成とし、「女性にとって公平な制度」の原則とガイドラインの作成を提案しました。

さまざまな社会に属している女性たちは、法律体験もさまざまです。そこで、ガイドラインは多くの女性が抱える問題の改善が重要と考え、司法における女性に対する差別に注目し、こうした差別を生んでいる慣習を見直すこともあわせて勧告することを目的にしました。

このガイドラインは、2004年8月、国連の人権促進保護小委員会において議長の賛同を得て42名の委員全員に配布されました。今後は、このガイドラインが各国の言語に翻訳され、司法関係者の間で基本的な指針として利用され、多くの国で始まった司法における女性の尊厳と人権を守るための試みに大きな進展をもたらすことを期待しています。

## 女生と司法ガイドライン

横田 洋三



はじめに

人類の歴史の中で、女性は常に因習的、制度的抑圧の被害者であった。近代法制度のもとで、本来弱者の味方となるべき裁判、警察などの法執行機関も女性に対しては抑圧的に機能してきた。まず、立法者や立法機関の偏向性のゆえに、法そのものが女性に対して差別的であった。女性に財産権や参政権を認めない法律が、ごく最近まで多くの国に存在した。結婚や離婚、さらには売春取締りなどにおける女性差別規定は現在でも少なからぬ国に見られる。こうした法律的差別規定のために、犯罪者とされる、あるいは生きるために犯罪者とならざるを得ない女性が今日でも数多く存在している。

さらに、犯罪者あるいは被疑者となった女性に対しては、ほとんどが男性である警察官、検事、裁判官などによって、女性であるがゆえの不当な取り扱いを受けることが少なくない。それどころか、犯罪の被害者になった女性に関しても、本来こうした法執行・救済制度のもとで手厚く保護されるべきであるにもかかわらず、実際には十分配慮された扱いを受けずに、二重に被害を受ける事例も数多く報告されている。

このように、司法制度のもとで女性としての尊厳を傷つけられ人権が侵害されるケースは、日本を含むアジア諸国はもちろん全世界において一般的に見られる現象である。さいわい、女性の権利に対する意識の世界的高まりを反映して、司法における女性の尊厳の問題への関心も近年強まりつつある。国連人権促進保護小委員会も、近年この問題を議題に取り上げ審議を開始している。また、日本をはじめ多くの国において司法における女性の尊厳と人権を守るための試みが始まっている。それらは決して十分とはいえないが、しかし歓迎すべき動きである。この動きを相互に知り参考をすることによって、司法における女性の尊厳と人権を擁護する活動が一段と活発化することを期待して、アジア女性基金では4回にわたる専門家会議を開催した。インド、マレーシア、スリランカ、フィリピン、タイ、オーストラリア、香港などのアジア太平洋地域の国や地域はもとより、北アフリカ、東欧などからも、この分野の専門家を招き充実した情報交換と議論の発展をみたことは、この専門家会議の企画に携わった一人として心より喜びたい。

2004年3月

### 序文

本勧告は、アジア女性基金が行った4回にわたる女性と司法に関する専門家会議で取り上げられ論じられた事柄の到達点である。これらの会議で専門家たちはある種の慣習、とくに女性に対する差別に注目しこうした慣習と取り組む勧告を行った。したがって、こうした事柄の中には新しい問題ではないものも含まれているだろうし、さ

さまざまな国ではすでに取り組みられている問題もあると思われるが、会議ではとくに女性が実際に司法制度で出合う現実や体験に目を向けたのである。

さまざまな社会に属している女性たちは、法律体験もまたさまざまであり、したがって、現在論じられているこうした問題が実際の現場で確実に改善されることが重要である。

## 前 文

世界人権宣言がすべての人の尊厳と価値を宣言していることを想起し、女性の保護は強い法の支配と司法の独立に依存することを信じ、法制度と社会秩序は歴史、文化、伝統と切り離せない関係にあり、家父長制の文化や宗教的態度と実践に影響され、それらが法制度と社会におけるジェンダーの不平等を引き続き支持し固定化していることを憂慮し、実際の法制度はこうした影響を意識し、状況の変化および正義と平等という概念に基づいて、その矯正をもとめなければならないことを認識し、一部の国の司法制度はすでに、女性とくにさまざまな差別を受け、さまざまな面で弱い立場に立たされている女性に対する保護を促進するため、積極的行動を導入する努力を傾けてきたことに注目し、国、地域、国際レベルで女性の状況を改善する措置の一部として、以下の原則とガイドラインを探求し採用するよう勧告する。

## 司法はすべての人にとって平等という推定

1. 多くの法制度、司法制度は、すべての人が法の前で平等であり、法の利用と法による保護は平等である、という原則に立って運用されている。この推定は、実質的な平等を保障する法と国際条約の下でのジェンダーの平等、差別をしないという原則を適用できることが前提となっている。
2. 現実には、一貫した差別を認める憲法や法律が存在しており、これは根絶しなければならない。憲法や法律ではジェンダー／性差別を禁止していたとしても、実際にはジェンダー／性差別が存続している国もある。こうした差別的慣行の原因を調べ、それを取り除くための措置を取るべきである。

## 司法制度を左右する影響力

3. 歴史を通じて作られ進化してきた法律と法制度は、ジェンダーに関連する偏見を内包し、伝統的な女性観に影響され、したがって手続き面でも実質面でもジェンダー差別を免れない推定や神話にどっぷり浸かっている。
4. 平等の基準をふくめ法律や法制度は、男性の判断基準に基づいて解釈することはできず、男女の差を包摂しなければならない。
5. 一般的に、女性のほうが貧しく、教育程度も低く、情報も少なく、立場も弱いため基本的人権を侵害されやすい。女性はまた、地域でも国レベルでも意思決定の

- プロセスに参加できる度合いが少ない。女性の社会的地位の低さ、先祖伝来の不利な立場が構造的な不利益とあいまって、女性を被害者にしやすくしているだけでなく、法制度の下での女性の地位を弱くしているのである。
6. 女性の社会立場が弱いため、女性は政治、社会、経済すべての面で恵まれず、不均等な損害を受けているので、ジェンダーに対する無知やジェンダーに関する中立は、女性の法的、社会的地位が男性と平等でない限り、正義をもたらさないであろう。
  7. 行動基準を決める法的原則もまた、女性に対処するときには筋の通った男性の視点だけでなく、筋の通った女性の視点も考えるべきである。男性の視点は女性の視点と異なることは実証済みだからである。
  8. 女性の不利な立場は法廷という単純なレベルにとどまらず、言語、実体法と手続法、裁判手続き全般にまで作用する。例えば、女性の証人／専門家／被害者／被告が使う言葉は、地方、国の裁判、国際法廷で使われる言葉とは異なる。
  9. 弁護士をつけることができれば、その人の事件はかなりの程度公平な審理が期待できるだろう。とくに非常に多くの女性がいまだに読み書きできないとなればなおさらである。法律言語を理解し把握することは、たとえ識字力のある訴訟当事者でも難しく、弁護士のいないところで裁判手続きを進めることはできない。可能なかぎり、女性には法律扶助を利用できるようにすべきである。
  10. 警察、弁護士、判事、社会は必然的に、女性に対する固定観念や偏見に影響される。女性が弱い立場にあること、女性の視点を理解することに焦点をあて、法執行官、弁護士判事、コミュニティの意識化を緊急にはかる必要がある。
  11. したがって、国の当局者は法制度、司法制度を通じて女性の保護を拡大すべく何らかの手段を講じるべきである。現行の法制度の仕組みに特別の目を向け便宜をはかることで、法の下でこうした偏見の均衡を取らないかぎり、法制度は、刑事および民事の裁判を行う女性に対する公平な処遇と実効性のある保護を保証できない。
  12. ジェンダーに基づく差別は間違いであり容認できないという態度を、国の当局者は明確にすべきである。意識の向上を優先課題とし、メディアにも前向きな役割を取るよう奨励しなければならない。

#### 暴力の被害者／サバイバーとしての女性

13. 家庭や公共の場、また職場でも日常的に暴力を受けている女性は少なくない。女性は男性よりも暴力からの自由といった基本的な人権を侵害されやすいのである。重要なのは、あらゆる形態の暴力を有罪とし、そうした暴力を廃絶することである。
14. 女性が暴力を加えられた時に示す対応は、その暴力を通報したり中止させようと

- する試みが、社会的、文化的、経済的に支持されるかどうかにかかっている。
15. 性暴力事件においては、法は女性に対する固定観念や偏見が存在することに気を配らなければならない。性暴力はレイプからセクハラ（普通、性的いやがらせと言われるもの）にまでおよぶ。性暴力事件には裁判所が事実認定を行わないという傾向があるが、これはセクハラのように重大な身体的損傷がない場合でも改めなければならない。同じくらいの深刻なトラウマを与えるからである。
  16. 社会が性暴力の被害者を非難し排斥する傾向があることが、被害者のトラウマをいっそう倍化させる。男性の犠牲になり男性から攻撃される女性はまた、家族やコミュニティに「不名誉」をもたらしたとみなされ、さらにまた家族やコミュニティの暴力にさらされる。こうした要因によって女性は、加害者の訴追を追求したり、継続することはおろか、こうした事件を通報する気力さえも奪われてしまう。供述の撤回をそのまま受け入れるべきではなく、裁判で厳しく調べるべきである。家族とコミュニティの支援が不可欠である。
  17. 被害者支援が非常に重要であり、国と非政府組織（NGO）は被害者を助け、訴追のプロセスや裁判手続き、家族やコミュニティとの対応などが理解できるよう便宜をはかることが可能である。関連の事件について被害者の代弁ができる弁護士を用意する配慮も欠かせない。
  18. 社会、医療、法的サービスを統合することで、例えばレイプのような暴力を受けた女性被害者のトラウマを減らすことができるだろう。女性に警察と病院の間をたらいまわすべきではない。NGOやコミュニティによる被害者のカウンセリング、情緒的、心理的支援も、暴力の被害者をエンパワーするという目的のために提供すべきである。
  19. 通報を促すため、法は被害者（および証人）の保護を研究すべきである。裁判官は被害者（および証人）の身元を明らかにするような情報の非開示を命じる裁量権を与えられるべきである。ただし、公平かつ公開の裁判を受ける被告人の権利と公共の利益を危険にさらしてはならない。訴訟手続きという公共の安全を確保するという目的で、一部の情報開示は必要であることは注意すべきである。
  20. 通報の遅れによって告訴の真正性に疑義が推定される司法制度は、再考すべきである。社会的トラウマという観点から、通報の遅れによってレイプ被害に反する推定を立てるべきではない。
  21. 女性が被害者ないし容疑者である場合、判決はしばしばその証言を信用しない。こうした偏見が、はっきり見られるのは、性暴力や家庭内暴力の被害者証言を確証するために、他の犯罪では求められない証言が要求されることである。とくに、被害者の他の男性との過去の性関係といった無関係な事柄を、レイプ事件での証人の信用性を疑う根拠として受け入れることも改めるべきである。
  22. 裁判手続きは女性被害者の不安をかきたてる。被害者に出庭して証言をし、証拠

を提出するよう求める一方で、性犯罪の女性被害者には特別の配慮をすべきである。裁判所によっては、被害者は被告人のいないところで証言することを許されている。この方式をとれば、女性被害者は裁判手続きというトラウマの体験を軽くすることができる。

23. 刑事事件において、訴追の開始に関して被害者の同意を求める場合、女性被害者は訴追するなという不当かつ容認できない圧力を受ける可能性がある。こうした裁判で被害者の同意を要求している司法制度は、これを再検討し撤回すべきである。
24. 裁判所によっては、被害者は刑事訴訟の中で賠償を請求できるところもある。別個に補償のための民事裁判を起こす必要はない。このやり方は検討されるべきである。
25. 虐待する夫に判決を下す際、被害者が経済的に虐待者に依存していることを考慮して、判例によって懲役に代わる別の適切な処罰を探索すべきである。
26. レイプその他の重大事件では、裁判官は被害者と共に訴追する、ないし被害者が訴追に加わることを許可する裁量権を持つべきである。

### レイプ

27. 裁判制度の中には、ペニスのワгинаへの挿入をレイプの条件にしているところもある。いくつかの裁判制度において行われているように、レイプの定義を被害者の尊厳に対する侵害、被害者のトラウマを考慮にいれて広げる必要がある。
28. レイプに関する保護拘束のあるところでは、同意があったことの証明は、被害者を保護拘束下に置いている人間の責任とすべきである。
29. 夫婦間レイプは重罪と認められるべきである。

### 人身売買

30. 女性と子どもの人身売買には領域管轄権の問題がかかわってくる。英米法系の国々は、域外適用を進んで認めようとはしない。とくに、判決の執行が難しいときはそうである。しかし、一部の国では、女性に対する犯罪について、二重危険のルールに違反しないという条件で、刑法の域外適用を是認している。
31. 国境を越える人身売買の被害者となった女性は、身の安全が保証されてはじめて本国への帰還を実施すべきである。

### 家庭内暴力

32. 家庭内暴力は重大な人権侵害である。いずれの国においても、家庭内暴力を法律の下で扱い根絶すべきだと認識すべきである。家庭における私的領域と公的領域の区別は、暴力がふるわれた場合には無視すべきであり、法はそうした暴力を予

防し、加害者を処罰し、被害者を保護しなければならない。

33. 家庭内暴力が起きた場合、夫婦間の性交権の回復といったその他の法的原則を阻むべきである。この権利は暴力の加害者が利用していることが証明されている。
34. 和解は暴力や暴力の脅威がない環境で、被害者の同意があってはじめてなされるべきである。法律は、人の身体の安全に対する基本的権利の引き続く侵害を助けてはならない。
35. 裁判制度の中には、刑事犯を重傷や武器を伴う審理できる罪と、そうでない罪にわけているところもある。審理できる犯罪は、警察が権利として介入し捜査できる。軽い傷を伴う審理できない犯罪の場合は、検事ないし下級裁判官の命令なしには警察は捜査できない。家庭内暴力は繰り返し遂行される審理されない犯罪であることが多いので、法律で家庭内暴力を個別の審理できる犯罪とする条項を作るべきである。

### 名誉殺人

36. 家族やコミュニティの「名誉」を踏みにじったとして女性や少女（数は少ないが男性や少年）を殺すというのは、重大な犯罪だが、この問題に対する取り組みは十分ではない。こうした違反行為には、女性が自分の選んだ男性と結婚したとか、ボーイフレンドがいる、またはラジオに歌をリクエストしたなどということまで含まれる。時には、家族が女性や若い男性に自殺をけしかけたり圧力を加えることもある。
37. こうした形の殺人は、ラテンアメリカ、南アジア、西アジア、ヨーロッパ、東南アジアの多くの国に広がっている。該して、この種の殺人を犯すのは家族の一員である。
38. 被害者を保護する支援体制はまったくない。国はこうした行動を審理せずにはすますこともある。殺しに関わったり、そそのかす家族らは軽い罰で済んでいることは周知の事実である。こうした形態の殺害は他の殺害と同様に扱うべきである。一部の裁判所が行っているように、加害者に「追放処分」といった軽い判決を下すやり方は止めるべきである。
39. こうした暴力や暴力の脅しに直面している女性は、国内の当局ならびに亡命を認めるなど国際社会による保護の権利を認められるべきである。

### 女性と少女を傷つける慣習

40. 有害な女性性器の切除、女子の胎児殺し、女兒殺しといった女性や少女を傷つけるいくつかの慣習は、重大な犯罪とみなされるべきである。加害者は処罰され、適切な判決を下されるべきである。

## 家族法

41. 国は特別の家庭裁判所をもうけ、特別の訓練を受けて家庭という範囲内で個人を守るという意識をもった判事をおくべきである（判事は可能なかぎり男女同数とする）。家庭裁判所の目的のひとつは、紛争の形式的解決はできるだけ避け、裁判外の解決法の可能性も含む必要がある。
42. 当事者どうしが合意すれば離婚は認められるが、実際には意思決定のプロセスで男女は平等ではない。
43. 家庭裁判所は女性が不利な立場にあることに敏感であり、こうした女性に必要な支援を与えなければならない。家庭裁判所はジェンダーの意識をもつカウンセラーやソーシャルワーカーの法廷での援助を奨励し、可能であれば裁判の公平かつ迅速な処理の必要に配慮すべきである。
44. 離婚、子どもの扶養と後見といった問題で、社会的に不利であるがゆえに女性は不当に影響を受ける。法律はこうした不均衡を是正すべきである。
45. 女性が経済的に配偶者や家族に依存しているという問題に取り組む必要がある。女性は往々にして家族の世話をすることを求められ、家の外で稼いだり収入を得る能力を失ったり、制限されるからである。そのため、女性は別居や離婚するだけの十分な経済的手段を持っていないのである。
46. 収入のない配偶者（たいていは妻）は、妥当かつ適切な形で扶養されるべきである。
47. 妻に結婚資産の分配を受ける権利を認めている司法制度は少なくない反面、家族の世話をすることで資産を得るために果たした金銭以外の貢献については、まったく、あるいは不十分にしか認められていない。結婚している間に所得した財産はすべて、配偶者の平等の資産であるという原則を法的に確立すべきである。
48. 離婚後、子どもの後見人となった配偶者は、子どものための適切な扶養料とシェルター（住居）を与えられなければならない。さらに、扶養料は子どもが無事に生きられるために不可欠であるから、時宜を得て提供されるよう、法で認め、執行しなければならない。
49. 多くの国の法律の下では、女性は離婚／婚姻の無効宣言、あるいは夫からの別居を手に入れるのは不可能、あるいは非常に困難である。夫の側に夫婦性交の権利回復命令を申請したり、取得する力があることもあって、女性は時として虐待を伴う結婚や失敗した結婚に実際的な救済策が何もないまま、耐えざるをえないのである。法は配偶者双方が離婚／婚姻無効宣言／別居を平等に求めることができる、認めるべきである。
50. 結婚無効宣言の場合、子どもも必ず守られるようにすべきであり、子どもを非嫡出子とみなすべきではない。子どもの相続権の保護および子どもの養育は、子どもにとっての最善の利益にもとづき決定される。



51. 法的結婚によらず生まれた子どもも同じように嫡出子とみなされるべきであり、子どもには何の罪のない行為を恥じやからかいの対象にしてはならない。一部の司法制度では、非嫡出子も嫡出子も同じように父親の財産の相続権を認め、父親の名前を名乗ることを認めている。子どもの保護という目的から、こうした方式を促進すべきである。

#### 外国人労働者

52. 家事労働者を含め、外国人労働者の多くは弱い立場に置かれている。彼らの多くは外国で長年働いている。家事労働者は他の労働者と異なり労働法によって守られてはいないこともある。
53. 虐待その他の理由で提訴する必要が生じた外国人労働者は、退職を強制されることなしに提訴が認められるべきである。もしその時点で退職が義務づけられれば、訴訟が未定の間、働くことができず、したがってビザの延長もできない可能性がある。

#### 女性の保護拘束

54. 犯罪の被害を通報した時点で女性は身の危険にあう場合がある。司法制度の中には、こうした女性を保護拘束のもとに置いている。留置場の外からの暴力から守るため、他の犯罪者と一緒に留置場に入れることもある。また、家庭内暴力その他の暴力から女性を守るため、裁判所の命令によってどこかのシェルター／ホームに送りこむ場合もある。女性の身の安全をはかって留置場以外の場所に拘束するときは、女性自身の要請に基づき（期間も女性が決める）、脅しを封じ込めることができない場合の最後の手段とすべきである。可能であれば、女性被害者を脅している人を拘束すべきであって、女性被害者を拘束すべきではない。
55. 国によっては、女性が刑期を終えても、男性の家族が後見人として迎えないかぎり釈放されない。この慣行は容認できない。場合によっては、女性が刑期をつとめた後も刑務所で苦しむという結果を招くからである。

#### 被告人となった女性

56. 犯罪の被告人となった女性はさらに弱い立場に立たされ、とくに尋問の場でひどい扱いを受ける。女性の性的、ジェンダー上の弱さが利用されるのである。こうした慣行は廃止すべきである。
57. 女性は受け身で、自己犠牲をいとわず、世話をするものという期待が社会にあるため、罪を犯す女性に対して社会はとくに厳しい。その結果、女性は警察、検察、法廷および刑事制度によってとくに過酷な扱いを受ける。被告人となった女性は平等の処遇を受けるべきであり、ジェンダーゆえの処罰は受けてはならない。

### 拘束下の状況

58. 拘束下にある女性は尊敬と尊厳をもって扱われるべきである。例えば、男性担当者の面前で身体検査をしてはならない。拘束された女性の尋問や身体検査は、有能かつジェンダー意識のある女性担当者が行うべきであり、かつ身分証明書を常時身につけているべきである。
59. 設備の整った個別の棟、収容所あるいは刑務所を維持すべきである。過密化を避ける措置を講じるべきであると共に、職員は拘束された女性の必要がわかるジェンダー意識を持つべきである。
60. 収容所の場所はできるだけ収容された女性の居住地の近くを心がけるべきである。家族や友人、法的助言者などがしばしば訪れ、囚人が孤立しないためである。女性に子どもがいる場合は、子どもの定期的面接や家族に対するカウンセリングなど、特別の必要に応えるべきである。幼い子どもを持っている女性のためには、収容所内に特別の施設を設けるべきである。
61. 女性受刑者は収容されている間に教育、職業訓練、カウンセリング、更生プログラムなどの機会を提供されるべきである。釈放後の社会復帰を助けるためである。
62. 拘束下にある女性は、人権の濫用や拷問（女性の性的無防備を利用する拷問も含め）にさらされやすい。こうした虐待をおこなう職員は処罰されるべきであり、立証責任は女性を拘束している側の人間に求めるべきである。

### 実施とフォローアップ

63. 法制度の下で女性の平等を保証するには、地方、国、国際レベルで個人や組織、公務員が一致した努力を傾けることが必要である。このガイドランでは司法制度における女性の平等をはばむ重要な障害を明らかにし、原因の多くを指摘し、状況改善の提案を含めている。以下に掲げるのは、さまざまな組織や団体がこれらのガイドラインを利用するためのいくつかの方法である。
64. 国際的行動
  - (a) 国連
 

国連機構の中で、人権組織が行動を起こし、各国レベルで女性の法的平等を促進するために必要な改革を促すことができる。こうした行動には、モニタリングの進展を目的とした問題に関し、さまざまな国連機関が行う集中的かつ定期的議論も含まれる。
  - (b) 国連人権促進保護小委員会
 

この小委員会は裁判の執行に関する作業を拡大して、司法制度における女性の問題も含めることができる。これによって、問題点と可能な解決策を明確にするとともに、開発に対する女性の平等の影響が明らかになるだろう。
  - (c) 人権条約機関

人権条約機関はこのガイドランを使ってそれぞれの権限がおよぶ範囲で、司法制度における女性の平等にとっての問題点および行動の必要を明らかにすることができる。

(d) 国連の特別手続き

これらの作業グループや特別報告者なども、このガイドランにある資料を利用して、司法制度における女性の平等にとっての問題点、必要性や行動を明らかにすることができる。

(e) 人権高等弁務官事務所 (OHCHR)

OHCHRはジェンダー平等の問題に関する任務遂行にこれらのガイドラインを使い、また諮問的支援計画の作成にも役立てることができる。

(f) 開発と援助の国際機構

こうした機構はこのガイドラインがプロジェクトの策定と検討に役立てられる。開発と援助プロジェクトを通じて司法制度で女性が平等の権利をもつことが守られ強化されるからである。

65. 国レベルの行動

国の関係者、政府、NGOおよび市民社会組織は、このガイドラインを使って司法制度下の女性の平等についての情報を発展させることができる。このガイドランはまた、司法制度における女性の平等の権利尊重を促進し、保障する手段としても役立つ。司法制度における女性の平等を保証する一致した努力を通して、国による評価とその後の行動計画の開発が可能である。

参加者リスト

Algeria	Leila ZERROUGUI*, Magistrate, Supreme Court
Australia	Jocelynne SCUTT, Attorney-at-Law, Writer, Anti-Discrimination Commissioner Elizabeth BLOK, Solicitor
Chile	Jose BENGUA*, Professor, Universidad Academia de Humanismo
China/HK	Hing Chun WONG, Judge, District Court Hong Margaret NG, Member of the Legislative Council of the HK Special Administrative Region
India	Nirmala PANDIT, Managing Trustee Nav MaharashtraSoli J. SORABJEE*, Attorney General of India Fathima BUR NAD, Women Training Centre Ashok V. KALAMKAR, Joint Municipal Commissioner Pratima JOSHI, Director, Shelter AssociatesDeepa PATURKAR, Lecturer in Law, Pune University
Indonesia	Pasti SINAGA, Judge

Japan	Yozo YOKOTA*, Professor, Chuo University 横田洋三 Aiko NODA, Attorney-at-Law 野田愛子 Yoko HAYASHI*, Attorney-at-Law 林 陽子 Kanae DOI, Attorney-at-Law 土井香苗 Takashi EBASHI, Professor, Hosei University 江橋崇 Emiko TOMIOKA, Attorney-at-Law 富岡恵美子 Mayumi TANIGUCHI, Osaka University 谷口真由美 Emi OMURA, Attorney-at-Law 大村恵美
Malaysia	Kamar Ainiah KAMARUZAMAN, Attorney-at-Law Zarizana Abdul AZIZ, Attorney-at Law Maznah MOHAMED, Journalist Stephanie BASTIAN, Attorney-at-Law Honey TAN Lay Ean, Attorney-at-Law LOH Cheng Kooi, Women's Crisis Centre
Madagascar	Lalaina RAKOTOARISOA*, Judge
Nepal	Sapana MALLA, International Women's Rights Action Watch Asia Pacific
Philippines	Lita T. GENILO, Judge, Regional Trial Court Dina Joy Canencia TENALA, State Counsel, DOJ
Romania	Iulia A. MOTOC*, Professor, Bucharest University
Sri Lanka	Chulani KODIKARA, Muslim Women's Research and Action Forum Saama RAJAKARUNA, International Centre for Ethnic Studies
Switzerland	Marie Claire DROZ, ATD Forth World Thomas E. MCCARTHY, former Senior Advisor UNHCHR
Thailand	Prathan WATANAVANICH, Professor, Thammasat University
USA	Barbara A. FREY*, Director, Human Rights Program, University of Minnesota

International Commission of Jurists (ICJ), UN International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY), International Movement Against All Forms of Discrimination and Racism (IAMADR), Japan Committee (IMADR-JC), Japan Civil Liberties Union (JCLU), and Japan Immigration Bureau

注) \*国連人権促進保護小委員会委員

● 専門家会議開催日時・場所

2000年11月19～20日、神奈川県箱根町

2002年1月20～21日、京都市

2003年1月12～14日、マレーシア・ペナン市

2004年1月27～29日、インド・ブーナ市

これまでに行った、女性と司法に関する国際会議やセミナー

- 1998年●「女性の国際的人身売買」に関する地域会議（タイ・バンコク市）
- 1999年●「第7回 犯罪と刑事司法」に関する世界会議（インド・ニューデリー）
- 国際専門家会議 「武力紛争下における女性の人権」および公開フォーラム「女性と暴力」（京都市）
- 2000年●第1回 「女性の尊厳と司法」 専門家会議（神奈川県・横浜市）
- 2002年●第2回 「女性と司法—裁判と女性」アジア太平洋地域国際専門家会議（京都）
- 2003年●第3回 「女性と司法」 専門家会議（マレーシア・ペナン）
- 2004年●第4回 「女性と司法」 専門家会議（インド・プーナ）

これまでの女性と司法に関する関連書誌

- 1996年●『アジア太平洋地域における女性の人権と法的地位』  
サビットリ・グナセケラ（コンボ大学法学部教授、国連アジア太平洋経済社会委員会コンサルタント）[著]
- 1998年●『夫・恋人からの暴力の撤廃～国際的背景と国際人権法上の義務～』  
米田 真澄（京都女子大学講師）[著]
- 2000年●（第1回専門家会議）『国際専門家会議報告書～女性と司法～』
- 2002年●（第2回専門家会議）『女性と司法～第2回国際専門家会議報告書～』
- 2003年●（第3回専門家会議）『第3回女性と司法専門家会議～被拘禁女性の人権～』
- 2004年●（第4回専門家会議）ガイドライン

# 武力紛争下における女性の人権

アジア女性基金は、第二次世界戦争中の旧日本軍によって、人権を侵害された元「慰安婦」の方々に対する償いを行う目的で設立された団体です。その経緯をふまえ、武力紛争下における女性の人権侵害は早くから取り組んだテーマの一つでした。

「慰安婦」問題が浮上した当時、女性の人権侵害が広く世界の認識を集め始めたという背景がありました。1980年代末の冷戦体制の崩壊を受けて、さまざまな形で、個人の人権が真剣に考えられるようになり、このような環境の中で、1991年に韓国の金学順さん、1992年にフィリピンのロサ・ヘンソンさんが、かつて「慰安婦」であったと名乗り出ました。さらに、1992年にはボスニア・ヘルツェゴビナをはじめとする旧ユーゴスラビアにおける武力紛争下で、民族浄化の手段としての集団レイプと強制妊娠が世界に衝撃を与えました。

1993年の国連世界人権会議では、「女性の人権」が強く意識され、「女性に対する暴力は女性の人権侵害である」と初めて国際文書に明記され、翌年には「女性に対する暴力の特別報告者」が国連人権委員会によって任命されました。「慰安婦」問題についても、過去の問題ではなく、今日の武力紛争下における女性の人権侵害との繋がりが明確に論議されるようになった背景および経緯がありました。

## 国際専門家会議

アジア女性基金では、「武力紛争下における女性の人権」のテーマで、国際専門家会議を1999、2002、2003及び2004年度の4回開催しました。

## 1999年度

### 「武力紛争下における女性の人権」国際専門家会議

1999年9月14・15日 10:00～17:00 国立京都国際会館（京都府）

「武力紛争下における女性の人権」研究会を基礎にし国際専門家会議が開かれました。紛争をかかえるアジア、アフリカの専門家や国連人権高等弁務官、難民高等弁務官事務所からの参加がありました。

女性団体などの努力によって、戦時下の女性への暴力は戦争犯罪と定義されるようになりましたが、今後は、平和の再建プロセスで、ジェンダーに配慮した法制度・社会制度が必要とされています。

この会議に設定した課題は、次のものです。

1. 女性や子どもが受ける被害を繰り返さないためにどうするか。  
紛争下での女性の人権保障およびエンパワーメントの方策
2. 平和の再建過程で、どのようにジェンダーに配慮すべきか。  
「加害者」の責任追及および、「被害者」と「加害者」の和解におけるジェンダーへの配慮。
3. 「処罰」と「賠償」以外に解決の方法はないのか。  
紛争のより多様な解決と予防策。



基調講演	「武力紛争下の女性の人権」	日本	安藤仁介（同志社大学）
各国報告	「母親と娘：暴力の絶えざる悪循環の被害」	カンボジア	メン・ホ・リアン
	「和平樹立のプロセスとジェンダーの視点」	インド	ラニ・ジェスマラニ
	「インドネシア軍と女性に対する暴力」	インドネシア	ヌウル・シャバニ
	「暴力を繰り返さないために」	パキスタン	ムサラット・ヒラリ
	「平和建設と女性の参加」	スリランカ	サロジャ・シバチャンドラン
	「武力紛争の中間段階における問題と女性の人権」	スリランカ	ナンディニ・サマラシング
	「武力紛争下における女性の人権」	ベトナム	ドン・テイタン・メイ
	「和解に関する国際法枠組みの必要性」	日本	田中文
	「防止のためのさらなる措置に向けて」	日本	大谷美紀子
	「21世紀における国連の役割」	日本	軽部恵子
	「平和の文化と異文化が与える課題」	地域外	アン・バウンティング
	「女性難民に対する保護」	UNHCR	ジャルザド・タジバクシ

### 「女性と暴力」公開フォーラム

1999年9月15日 14:00～17:00 国立京都国際会館（京都府）

14日の国際専門家会議に引き続き、15日には公開フォーラム「女性と暴力」を開催しました。公開フォーラムには団体、グループを始め学生など約100人が参加しました。

#### 報告1 「武力紛争下の女性の人権」

カンボジア——メン・ホ・リアン（カンボジア人権協会）  
 インド——ラニ・ジェスマラニ（女性のための調査と法律活動）  
 インドネシア——ヌウルシャバニ・カタジャスカナ（インドネシア女性連合）  
 パキスタン——ムサラット・ヒラリ（パキスタン人権委員会）  
 スリランカ——サロジャ・シバチャンドラン（人権活動家）  
 ベトナム——ドン・テイタン・メイ（司法省、法律調査協会）  
 ルワンダ——アン・バウンテン（カナダヨーク大学）

#### 報告2 国連、国際社会の取り組み

ジョン・パチエ（国連人権高等弁務官事務所=UNHCHR）  
 シャールジャド・タジバクシ（国連難民高等弁務官事務所=UNHCR）  
 安藤仁介（同志社大学教授）

## 2002年度

### 第2回国際専門家会議「紛争と女性」開催

2002年12月1～3日 東京ウイメンズプラザ（東京都・渋谷区）

紛争地で直接、人道支援に携わる専門家が国内外より参加し、紛争が女性に与える影響、人道支援の成果と限界、効果的な人道支援のための改善策について、3日間にわたって話し合いました。



参加者 国際赤十字、国境なき医師団、HABITAT、ILO、JEN、AMD、WFP、UNDP、JICA、UNICEF、UNHCR、UNIFEM など 外務省後援

## 2003年度

### 国際専門家会議・公開フォーラム 「女性に対する暴力―「紛争と女性」」

2003年12月16日、17日 大阪府 リーガロイヤルホテル堺

国際専門家会議には、アフガニスタン、スリランカ、東チモールを中心に、各国の政府関係者および民間の団体からの専門家30名が、一般の公開フォーラムには1400名以上が参加しました。公開フォーラムでは、アフガニスタンからの参加者が、「私は、27才ですが、生まれてから一度も戦争のない日を知りません」と紛争の続く国における日常生活の実態を報告しました。同じように、20年以上に渡って内戦が続いていたスリランカからの参加者は、「平和とは、単に戦争がないことだけではありません。暴力や敵意がないことだけでもありません。平等に人権、基本的自由が確保され、経済や社会的正義を享受できること、それが平和です」と紛争の長く続いた国からの報告によって、一般の参加者と共に平和について考えるきっかけを与えました。



参加者 アフガニスタン、オーストラリア、東チモール、インドネシア、フィリピン、スリランカ、日本より、司法、教育、社会福祉などの専門家。総勢29名。堺市女性団体協議会共催 外務省後援

## 2004年度

### 国際会議「道義的責任と和解の実現―戦争・紛争をめぐって―」

2005年1月14日、15日 東京・国連大学

実際に紛争を経験し、紛争後の和解のために今も第一線で活動している専門家が、アフガニスタン、カンボジア、東チモール、南アフリカ、ドイツから参加しました。この会議のテーマは、過去の戦争によって生じた問題についての責任を考えると同時に、現代においても繰り返されている紛争下での暴力について、憎しみのサイクルをどうやって断ち切るのか、そして正義の執行と被害者の回復をどうやって進めるのかを、いろいろな国の経験を基に探るものでした。



参加者 シマ・サマル（アフガニスタン独立人権委員会代表）、スベール・ソン（カンボジア憲法協議会メンバー）、のミレナ・ピレナ（東チモール国連女性開発基金プログラム代表）、ドイツからはジャーナリストであり前フリードリヒ・エーベルト財団東京事務所代表のゲブハート・ヒルシャー（ドイツ人ジャーナリスト、前フリードリヒ・エーベルト財団東京事務所代表）、プムラ・ゴボド（南アフリカ・ケープタウン「真実と和解」委員会上級顧問、ケープタウン大学心理学教授）、和田春樹（東京大学名誉教授、当基金理事）、林陽子（弁護士、国連人権小委員会代理委員、当基金運営審議会委員）、横田洋三（中央大学教授、国連人権小委員会委員、当基金運営審議会委員長）、フロリゼル・オコナー（ジャマイカ、国連人権小委員会委員）



## 「武力紛争下における女性の人權」研究会

「武力紛争下における女性の人權」研究会は、法律の専門家を中心に、1997年から年間平均4回のペースで開催し、2004年度末までに26回の研究会を行っています。この研究会では、さまざまな角度から武力紛争下における女性の人權を守るための法的枠組み、予防策や紛争解決の制度、和解の仕組み、復興、平和構築への女性の政治的参加とその役割などについて継続的に議論して来ました。そのテーマおよび講師は以下のとおりです。

### 1997年度

- |     |                            |               |
|-----|----------------------------|---------------|
| 第1回 | 旧ユーゴ国際法廷の枠組み               | 林 陽子（弁護士）     |
| 第2回 | 国際法の視点から考察した女性の人權、女性に対する暴力 | 小寺初世子（大阪国際大学） |
| 第3回 | 何がフィリピン「慰安婦」裁判で議論されたか      | 高木健一（弁護士）     |

### 1998年度

- |     |                        |               |
|-----|------------------------|---------------|
| 第4回 | 国際刑事裁判所の設立をめぐる争点について   | 岡野 正敬（外務省条約局） |
| 第5回 | 紛争解決—もうひとつの方法          | ドニア・バステツイ（国連） |
| 第6回 | 挺身隊と国際法—韓国側から見た「慰安婦」問題 | 金東勲（龍谷大学）     |
| 第7回 | 難民女性と人權—国際法の観点から       | 滝澤美佐子（中部大学）   |
| 第8回 | 国際刑事裁判所の枠組みについて        | 藤田久一（神戸大学）    |

### 1999年度

- |      |                                  |                           |
|------|----------------------------------|---------------------------|
| 第9回  | 女性差別と女性の人權—憲法理論の再検討              | 江橋 崇（法政大学）                |
| 第10回 | ドメスティック・バイオレンスから女性を保護する国家の義務について | 米田 眞澄（京都女子大学）             |
| 第11回 | 武力紛争下における女性の人權専門家を招聘しての国際会議      | （9月14～15日、京都）             |
| 第12回 | 人權NGO—その意義と問題性                   | 大沼 保昭（東京大学）               |
| 第13回 | 武力紛争下における子どもの人權                  | ピチット・ムンタボーン（タイ、チュラロンコン大学） |

### 2000年度

- |      |                       |                |
|------|-----------------------|----------------|
| 第14回 | 「沈黙」の意味するもの—国際法における女性 | 阿部 浩己（神奈川大学）   |
| 第15回 | ハーグ陸戦条約3条と個人の損害賠償請求権  | シン ヘボン（青山学院大学） |
| 第16回 | 国連人權小委員会における最近の論議     | 横田 洋三（東京大学）    |
| 第17回 | アメリカにおける戦後補償裁判        | 高木 健一（弁護士）     |

### 2001年度

- |      |                            |               |
|------|----------------------------|---------------|
| 第18回 | 国際人身売買および不法移民議定書の最近の議論について | 藤本 治彦（法務省刑務局） |
|------|----------------------------|---------------|

- 第19回 ILO第29条と最近の動き 田中 光雄（連合）  
 第20回 ドイツ基金の概要とアジア女性基金 ゲオルク・シュミット（在日本ドイツ大使館）

**2002年度**

- 第21回 中国人強制連行をめぐる問題 田中 宏（龍谷大学）  
 第22回 中国における脱北者の実態と対策 李元雄（韓国関東大学）  
 紛争と女性国際専門家会議の開催（12月1～3日、東京）

**2003年度**

- 第23回 「慰安婦」問題の解決に向けて ヒレル・レビン（ボストン大学）  
 第24回 女性差別撤廃委員会における日本報告審議とNGOの役割 紙谷 雅子（学習院大学） 山下 泰子（文京学院大学）  
 第25回 90年代国会における「慰安婦」問題の審議について 清水 澄子（I女性会議顧問）

**2004年度**

- 第26回 人道に反する罪と上官責任 多谷 千香子（最高検察庁）

1997年度～2004年度まで8年間続けてきた「武力紛争下における女性の人權」研究会は、いくつかのテーマに大別することが出来ます。

それらのうち、（1）国際法における女性の人權、（2）国際法の個人賠償請求権の、二つのテーマについてご紹介します。

## 国際法における女性の人權…第14回研究会

神奈川大学の阿部浩己教授には、「沈黙の意味するもの—国際法における女性」のテーマで、フェミニズム国際法学についてご報告いただきました。

### 沈黙という言葉

「沈黙」という言葉はフェミニズム、特に国際法におけるフェミニズムの一つのキーワードです。なぜ「沈黙」があるのかという問いが、国際法のジェンダー性、あるいは国際法における非対称な権力構造を解き明かす重大なカギになります。

この「沈黙」という言葉に思いを馳せるきっかけとなったのは、1998年11月に東京地方裁判所で判決が行われた七三一・南京虐殺事件でした。実は私も法廷で証言し意見書を提出しました。「陸戦の法規慣例に関するハーグ条約」第3条という条項がありますが、その条項に基づいて被害者は賠償を受ける権利がある、それを日本国憲法

のもとで実現できると主張したわけです。ところが、最終的に出てきた判決の中で、東京地方裁判所の裁判長からお叱りを受けるかたちになりました。

一つは、ハーグ陸戦条約に基づいて個人が賠償を受けた例はまったくと言っていいほどない、それなのに賠償を受ける権利があると主張するのはおかしいというわけです。もう一つは、このようなかたちで個人が戦争責任を追及していくと、日本と中国とのあいだに築かれている友好関係を掻き乱すことになってしまう。二国間の関係にとって好ましくない。

この2点は、とても納得しかねる指摘でした。そもそもこれまでどうして個人賠償ができなかったのでしょうか。国際法学は慣行が積み重ねられることによってルールができるわけですが、そのような慣行を積み重ねることができない人たちが賠償を求めたくとも求められない人たちには、結果的に国際法は存在しないのでしょうか。不利な立場にある人、特に戦争被害者にとっての国際法、戦争法とはいったい何なのかという思いを強くしました。それが、「沈黙」ということ、「何事も起こらなかった」ということはいったいどういうことなのかを考えるきっかけになったのです。

また、被害者個人の救済、補償、賠償を手がけていくことは国家間の関係で好ましくないという考え方は、きわめて古典的なリアリズムに基づく安全保障観です。国際政治学や国際法学において支配的な安全保障観なのですが、そのような安全保障の枠組に入れない人間や、人間の価値とは何なのかを考えるきっかけにもなりました。

「沈黙」や「何も起きない」ということの意味を考える際に、フェミニズム国際法学は非常に有効な手がかりを提供してくれます。フェミニズム国際法学に私がはじめて出会ったのは1990年代です。冷戦の終結にともなって、この立場から非常に活発に言論活動が展開されるようになっていきます。しかし、国際法学の世界ではそれほど強い影響力を発揮しているわけではありません。特に日本の国際法学におけるフェミニズム国際法学の主張は皆無に等しいと思います。

### 国際法学理論

冷戦の終結によって国際関係、あるいは国際法というものが、大きく揺れ動いてきています。それに伴って国際法学に関わる理論もいろいろなかたちで提起されるようになっていきます。ここではいくつかの学派をご紹介します。

#### 【古典的リベリズム】

1つは「古典的リベリズム」というものです。これは伝統的な国際法学を支えてきた考え方で、国家を個人になぞらえ、個人が国内において同意や自由や平等という原則に基づいて社会を築いているのと同じように、国際社会においては国家が同意・自由・平等という原則に基づいて、お互いに同意をしながらそのルールを築き上げていくと説きます。個人にプライバシーがあるように、国家にも「国家のプライバシー」

が国内管轄事項というかたちで国際法上定式化されているのであるから、個人のプライバシーに法が立ち入らないように、国家のプライバシーである国内問題に国際法は入っていくべきではないという、実証主義的な考え方がこの古典的リベラリズムを支えているわけです。私を知るかぎり、国際法学では圧倒的な考え方だろうと思います。

### 【民主主義的リベラリズム】

冷戦終結後、こうした古典的リベラリズムに対して、「民主主義的リベラリズム」(デモクラティック・リベラリズム)が主張されてきました。大きくはカント学派と民主主義的ガバナンス学派に分けられると思います。

カント学派は、個人を中心に国際法を組み立てていきます。国家の役割は個人の人権を保護することである。国家は、個人の人権を保護する目的のために、市民によって選ばれた政府によって代表されなければならない。限定して言うと「立憲民主主義的な国家」のみが国際社会に参加する資格があるというわけです。この考え方が、非民主主義的な国家には、国際社会が介入・干渉してもいいのだという現在の人道的介入・干渉の考え方につながっていきます。

以前の古典的リベラリズムとの違いは、個人を全面に押し出している点です。ただし、国際社会における主体はあくまで国家であって、その国家が個人の人権を実現するために存在しているという考え方をとっています。

民主主義的ガバナンス学派は、ニューヨーク・ロースクールのトーマス・フランクという、いまのアメリカ国際法学会の会長に代表されます。

トーマス・フランクは、古典的リベラリズムを現代風にアレンジして主張しています。古典的リベラリズムは、国際社会の主体は国家であり、その国家の同意によって国際法ができあがる。国家の中で何が起きているのかは問わないという考え方です。したがって、例えば国家を代表している政府が本当にその国家を代表しているのかどうか、その正統性は問いません。実効的に支配していればいいというのが古典的リベラリズム学派です。

それに対して、トーマス・フランクは国家に国際法を導入させていくわけです。国家はただ単に実効性をもっていいだけではなく、正統性をもった政府によって代表されなければならない。その政府は民主主義的な手続きを経て選出された政府である。つまり、個人が同意して国家をつくる、そしてその国家が同意して国際法をつくるというように二重の同意が積み重なってできたのが国際法であるという考え方とります。

これは、冷戦終結後アメリカが外交面で展開している考え方、つまり民主主義的な手続きを経た政府であるかどうかで正統性を判断するというアメリカの外交政策に見事なまでに合致しています。

### 【新グロウチウス学派】

しかし、それだけが世界の国際法学を支配しているわけではありません。それに対抗して「新グロウチウス学派」と呼ばれる考え方を継承している人たちもいます。プリンストン大学のリチャード・フォークという人がその代表的な論者です。

トマス・フランクの考え方や、古典的リベラリズムにおいては、国際法の参画に関わっているのは国家であるという線は踏み外さない。これに対して、新グロウチウス学派はさまざまなファクターが連帯することによって国際社会はできあがっているという国際法観を打ち出すわけです。国家だけでなく、個人や企業を含めたさまざまなファクターが重なるようにして国際社会はできているのだ。そこをきちんと認識してそれに見合うかたちで国際法を再定式化しようではないかというのです。

新グロウチウス学派の特徴は、実証主義的な考え方ではなく、むしろ自然法主義です。正義や人權といった国家の意思を超越した大切なものがあり、それに基づいて国際社会は動いていかなければいけないという考え方です。ウィラマントリーというICJの裁判官はこうした考え方を、核兵器の使用や核兵器による威嚇についての勧告で示しています。

古典的リベラリズムから発展したデモクラティック・リベラリズム、それに対抗している新グロウチウス学派、このへんまでは国際法学のメインストリームだと思えます。それに対して、常にメインストリームに揺さぶりをかけているのは「批判法学派」(クリティカル・リーガル・スタディーズ=CLS)と「フェミニズム国際法学派」です。

### 【批判法学派】

批判法学派の代表的な論者は、フィンランド・ヘルシンキ大学のマルティ・コスキエニミです。

この批判法学派が非常に危険だと言われるのは、法の支配というものはないと主張するからです。客観的な法は存在しない。一定のルールが存在しているように見えるときであっても、そのルールをどう解釈するかは、そのときの政治的な判断や価値によって決定されると主張しています。論理はどのようにでも操作できる、最終的にはそのときの優勢な政治的価値によって法規範の内容は定まっていると言います。レトリックによって国際法の政治性、イデオロギー性を鮮烈に示してみせるのが批判法学派であり、これに接すると目から鱗が落ちる部分もありますが、このグループとは関わり合いをもちたくないという人も少なくありません。

物事というのは抽象的に存在しているのではなくて、誰かが意味づけをすることによって意味が決まってくるのだという、冷戦終結後に世界を席卷した社会構成主義、構成主義理論もこの批判法学が底流に流れています。

## 【フェミニズム国際法学】

1991年にアメリカ国際法雑誌にクリスティーン・チンキンら、オーストラリアを代表する人たちが論文を発表したことが、世界的にフェミニズム国際法学の登場を知らしめるきっかけになったと思います。

### ●特徴

フェミニズム国際法学の特徴の第1は、「客観性・中立性を徹底的に疑う」ということです。法というのは客観性や中立性を装って定立されるわけですが、それは実は虚構だと言うのです。キャサリン・マッキノン「すべての法の陰には人間の血が流れています。人間の物語が隠されているのです。条文が条文を生むのではなく人間の生活が条文を生むのです。問題の核心は、誰の経験が法のもとになっているかにあります」と言っています。

フェミニズム国際法学は、国際法のもとになっているのは男性の経験であると言い、女性の経験が徹底的に国際法学の世界から排除されてきたというたくさんの例を示して見せます。しかしそれは決して系統立てたかたちではなく、ある意味発掘作業に似たかたちで「国際法の男性中心主義」が示されます。ですから従来の客観性、中立性に固執する法学の立場からは「系統性を欠いている」と批判があるのです。

国際法学は政府間の関係や国家機関による行為を記述の対象にしてきました。それを別の言葉に置き換えれば公的なものが法の世界の中心であり家庭の中で起きていることは、私的なものとして国際法の世界から放逐されてきたということです。

特徴の第2は、「明確な秩序変革志向」です。ただ単に客観性・中立性を疑うだけでなく、秩序を変革しようという明確な政治課題をもっています。単に学問的研究にとどまらない実践志向です。

構造的に家父長的な国家を介在させるのであれば、永遠にフェミニズム国際法学の秩序変革志向は具現化しないと、国家をバイパスしていく戦略が考えられています。

現在のところ、「発掘作業」が中心で別の代替秩序を示していないのは、対案を示すことよりも問いかけや対話を重視し、できるだけ相互に排除しないよう「多元的な」国際社会を目指しているからです。

又、「重層的な差別構造の批判」を行っています。第一波のフェミニズムのあとに、1960年代頃から第二波フェミニズムが登場し、女性であればだれでもわかりあえるという考え方でフェミニズムが展開されていたことに対し批判が起きました。国際法学の世界でも「女性と言っても実質的にはみんな違う。人種、経済的レベル、宗教によっても違う。実際に、差別は重層的なものであり、決して女性は一枚岩ではない」ということを主張するようになっていきます。それまでフェミニズムは、男と女に焦点をあてていましたが、いまは女性の中、男性の中にも違いがあるという「内なる差異」をきちんとふまえて主張しています。

また拷問禁止条約や難民条約がいかにも男性中心にできあがっているかを説いています。拷問禁止条約は1984年にできましたが、この条約の拷問の定義を見ると、公務員が激しい精神的、肉体的苦痛を行うこと、あるいは、公務員が同意している場合となっていて、公務員がまったく介在しない家庭内等での拷問に類するような行為は、拷問禁止条約では禁止されていません。

また、難民条約は人種、宗教、国籍をはじめ、特定の政治的意見等を理由として迫害を受けるおそれがある国外に脱出した人を難民として定義しています。これも男性中心だと言えます。実際にそれらを理由として迫害を受けているのは、例えば政治活動、宗教活動をしている人です。そしてその多くは圧倒的に男性なのです。

ところが、難民条約で言う難民ではない、広い意味での難民の8割ぐらいは女性と子どもです。つまり、難民条約は世界中に存在している難民のごく一部しか扱っておらず、そのごく一部もほとんどが男性であることを考えれば、この難民条約がいかにも女性を排除したものであるかということが言えるのではないのでしょうか。

このように、フェミニズム国際法学はいろいろなところで国際法が男性中心のもとにできていることを告発し続けているわけです。その結果としていくつか成果も出てきています。

### ●成果

まず第1の成果は、1979年の「女子差別撤廃条約」、そして1993年の「ウィーン宣言」です。「女子差別撤廃条約」は、その実施措置、つまり履行を監視するしくみが極めて弱い限界をはらんだ条約ですが、フェミニストたちが個人通報制度がなかった点を指摘し選択議定書を整備するよう働きかけ、ようやく日の目を見ることになりました。また、「女子差別撤廃委員会」は、他の人權条約機関に比べ、きわめて短い会期しか認められていませんでしたが、ほかの条約機関並みに期間3週間2回という会期の延長を認めさせました。

1993年世界人權会議で採択された「ウィーン宣言」で、「女性の権利は人權である」と言われ、少なくとも建前の上ではそのようなことが認識された背後に、フェミニズム運動や国際法学の理論的な働きかけがあったことは否定できません。

次いで1993年に国連総会で採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」があります。これに基づいて特別報告者に、ラディカ・クマラスワミが任命されました。この宣言の非常に画期的な点は、性差別の構造的な性質をはっきりと認めたことです。つまり、家庭内で起きている暴力、男性による暴力が社会一般の男性優位の権力構造を反映するものであるということを確認したのです。そして“パーソナル・イズ・ポリティカル”というフェミニズムの標語が、「女性に対する暴力撤廃宣言」の中にもはっきりと投影されることになりました。これ以降、女性の人權をメインストリームに入れる流れもはっきり出てきたと思います。

さらに、国際刑事法廷があります。国際刑事法廷は旧ユーゴスラビアとルワンダでつくり、国際刑事裁判所規程も採択されました。このような国際刑事法廷において、性暴力は裁かれるべきであると明確にうたい上げられたのです。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所は、フォカ事件で女性に対する暴力について62の訴因をあげて訴追が行われましたが、これは女性に対する暴力だけを戦争犯罪の中に取り込んで起訴する、非常に画期的な訴追であったと評価できます。

国際刑事法廷のなかで、被害者の権利保護が重要視されるようになってからというもの、日本国内の刑事裁判でも被害者の権利を保護する、特に女性被害者の権利を保護するために法定手続きを改善するようになりました。このように、着実に成果が生み出されている、新しい国際法のルールがつくり上げられていると言うことができます。

### ●減殺される「成果」

しかしフェミニズム国際法学が、女性の人權にとって非常に大きな成果をもたらしているようにみえながら、それを妨げる、あるいは封じ込める力も強くはたらいいます。

例えば、依然として国際法上の既得権益を国家は手放してはしません。国際法の立法手続きをみても、例えばNGOが草案をつくり、それをもって政府代表に働きかけるという現実があるわけですが、最終的にそれを採択するかどうかは国家の胸三寸によって決まるわけです。国連の事務総長はNGOと政府のパートナーシップを口が酸っぱくなるほど言いながら、現実にはどこでパートナーシップが実現しているのかわかりません。NGOは立法過程において最終段階で排除されてしまう状態に変わりはないのです。

また、「女性の人權を主流化していく」ということに対しても強烈な抵抗がみられます。例えば、「女性の人權」に対する批判を繰り返しているのは、伝統的な人權派です。国際刑事法廷において、被害者の権利を保護するというルールができたときに、徹底的に抵抗したのが“アメリカン・バー・アソシエーション”というアメリカを代表する法律家組織でした。証人のアイデンティティーがわからなければ弁護できないという理由で、被害者のプライバシーについても明らかにすべきだという主張をしています。また、刑事裁判所でこうした考え方に傾いている裁判官もいます。

そして3点目、「安全保障レジーム・経済レジーム」が女性の人權に対して立ちはだかっています。例えば、国連の安全保障理事会で議論される安全保障という概念、そこに女性の人權がどれだけ入っているのか疑問です。安全保障は、現状を固定する、あるいはいったん崩れた秩序をもとに戻すということについても、現状というもの、あるいは元に戻された秩序というものの中に、女性にとって不利な権力構造が温存されているわけです。ですから、安全保障を実現した結果が「女性の人權」の侵害を永



続化させていくというまさに皮肉な結果になるのです。

経済レジームに関しては、特にIMFの構造調整政策、あるいはWTOの推し進める自由貿易体制が、社会的弱者層に対して非常に大きな被害を与えています。とりわけ冷戦終結後におけるアメリカを中心とする新しい安全保障の流れ、自由貿易原理、市場主義といったものが女性と子どもの権利を著しく阻んでいます。

第4点目に、フェミニズム国際法学は、人權侵害が行われても責任が追及されない加害者がいることに対して疑問を投げかけました。例えば、植民地主義の時代、植民地を持っている国の中では人權は守られていても、植民地にされた人々の人權はまったく無視されるに等しい状態でした。しかし、国際人權法は1960年の植民地独立付与宣言などを典型例とするように、このような植民地主義と決別をし、被害者が誰でも、また加害者が誰でも、同じように人權侵害は人權侵害であると認められるようになりました。

ところが冷戦終結後、国連を中心に展開されている非常に幅広いPKO活動、例えばUNTAC（カンボジア暫定統治機構）などを見てみると、新しい植民地主義といえるような状況がまかり通っています。

カンボジアでは、UNTACが入ってくる前までは、ほとんど子どもの性的搾取はありませんでした。ところがUNTACが入ってきてからというもの、女性や子どもの性的搾取が急増し、その責任はほとんど追及されていません。国連の要員が、子どもの権利条約や女子差別撤廃条約に反する行為を広範囲にわたって行っているわけです。加害者に力がある場合は、責任が追及されない現実があるということです。

### 国際人道法

この研究会のテーマである国際人道法についても、はっきりとしたジェンダー構造がみられます。ここではハーグ法とジュネーブ法に分けました。

ハーグ法は、1899年と1907年にハーグで開かれた、紛争の平和的解決のための国際会議において採択された陸戦の法規等に関する条約で、戦時における戦い方についてのルールを定めたものです。そしてこれに基づく慣習法というかたちで存在しています。

ジュネーブ法は、戦い方というよりも、戦闘能力を失った兵士や文民などの保護について定めた条約です。1949年に4つの条約がジュネーブでつくられ、1977年に2つの追加議定書によって補充されています。

このハーグ法とジュネーブ法からなる国際人道法をよく見てみると、男性のための法だといえます。例えばジュネーブ法は、4つの条約のうち文民の保護については1つ、戦闘員の保護に関しては3つの条約がつけられました。戦闘員を保護するのと同じくらい文民にも保護が必要であるにもかかわらず、文民には極めて手薄い保護しかありません。しかもここでいう文民は、1949年の条約の場合非常に限定されています。

占領地における住民だけを文民として、占領されてないところは文民とはしません。戦闘員の圧倒的多数が男であり、文民としての保護を必要としている人の多くは女性や子どもであることを考えれば男性中心の法だと言えるでしょう。

### 【性暴力の扱い】

戦時下における女性の人権侵害の最たる問題は、レイプに代表される性暴力の問題です。ジュネーブ法では、性暴力はどのように捉えられてきたのでしょうか。ジュネーブ法のもとでは、女性を独立した存在として捉えておらず、男性なり家庭に所有されるものとして、あるいは母親であるということで保護の対象になってきました。

また、ジュネーブ条約は重大な違反行為があった場合には、その者を処罰しなければならない義務を締約国に課していますが、その重大な違反行為の中にレイプは入っていません。つまり、ジュネーブ条約ではレイプは重大な違反行為として認められていないのです。レイプは伝統的に中世から戦闘の中に明確に組み込まれた一つの戦術でした。それが兵士の戦闘意欲を引き出し、あるいは相手方の戦闘意欲を喪失させるという、明確に組織化された戦術であったわけですが、そういうものが重大な違反行為として認められないということは、まさにジェンダー構造の反映の表れではないかといわれています。

国際刑事法廷でも単に単発的なレイプがあるだけではだめで、民族全体、集団全体に対する脅威がないとレイプは人道に対する罪にはなりません。つまり、女性が独立した存在として保護されることはないのです。家庭、男、民族、集団に帰属しているということ、そしてその帰属先への脅威があった場合にはじめて女性への性暴力が問題になります。そこに、はっきりとしたジェンダー構造ができていくわけです。

### 【国際的武力紛争と内戦】

伝統的に国際人道法は国際的武力紛争を第一義的な記述の対象にし、内戦は第二義的なものでしかありませんでした。しかし、内戦においていちばんの被害を受けているのもやはり女性です。内戦における性暴力以外の女性の人権の問題、例えば経済的・社会的・文化的な側面での紛争下における権利侵害が、国際人道法のなかに取り上げられないことも問題として指摘されています。

### 【国家の構造】

重大な人権侵害を犯した人を処罰することは、正義の実現にとって好ましいことですが、個人を処罰することで終わってしまうと、その背後にある重大な人権侵害を生み出す差別構造が見逃されてしまいます。刑事処罰は往々にして秩序をもとに戻すという理念に裏付けられているので、もとに戻った秩序が差別構造に基づいていれば、刑事処罰は何ら女性の人権の向上につながらないという事態もありうるわけです。

それに対して、刑事裁判ではなく真相究明型の正義の実現を図ろうとする国もあります。エルサルバドルやグアテマラや南アフリカ、チリやアルゼンチンでは、個人の責任以上にどうい構造のもとに人權侵害が生み出されたのか、「構造を問題にする」かたちで真相究明が行われてきました。これは非常に好ましいことですが、ジェンダーの視点が真相究明委員会の中に、なかなか入っていかないという問題点も残っています。

また、国家の構造それ自体が女性差別的であるような場合は、国家責任としてこれ

## 国際法と個人賠償請求権…第15回研究会

青山学院大学のシン・ヘボン教授には、ハーグ陸戦条約3条と個人の損害賠償請求権について、「ヴェルサイユ平和条約における個人賠償の検討」というテーマで報告していただきました。

### 戦後補償裁判における国際法上の論点

いわゆる戦後補償裁判というのはいろいろなタイプのものがあります。一つは、戦時中に日本の軍人・軍属としての地位にあった外国人が、日本人と同様の恩給等をもらいたいという、いわば平等原則違反を争う請求。もう一つは、捕虜や民間人（慰安婦裁判等）が受けた非人道的待遇に対して損害賠償を求めるものと分けられます。ここでは後者に絞ってお話します。

しかし、実際様々な戦後補償裁判で援用される国際法は国によって違います。例えば日本の植民地であった朝鮮半島と、フィリピンのような占領地の場合とでは、適用される法律が違います。1907年ハーグ条約が援用されるのはフィリピンのような被占領国の場合であって、韓国のような場合はまた話が違ってきます。

ハーグ条約の重要な条項として、46条に「私権の尊重」があり、「家ノ名誉及権利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ、之ヲ尊重スヘシ。私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得ス」とあります。ちなみに家とあるのは、「家」と訳すと何か家父長的な考えが入っていて、それが慰安婦問題で解釈に影響するのではないかと聞かれることがありますが、原文はfamilyで、「家」でも「家族」でもいいのではないかと思います。

次に、問題になる3条ですが、46条を含む付属規則があり、条約の本体の3条で、「前期規則ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス」とあります。「交戦当事者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ」。交戦法規に違反した交戦当事者は、損害があれば賠償を払う義務があ

ると書かれており、戦後補償裁判では個人の賠償請求権が問題になっているわけです。

国側の主張で必ず出てくるのは、戦後補償裁判で個人は国際法主体ではないというものです。国際法イコール国家間の法であるから、条約等を援用して個人が賠償を求めることはできないとよく言われますが、国際法の今の発展段階を考えれば、個人が賠償を求めることは可能だと思います。確かに戦争の事後処理は国家間でなされることが多かったのは事実です。しかし国際法主体という場合、国際裁判所に訴える個人の権利は、とくに条約などで求めない限りはないと言っているだけであり、戦後補償裁判は国内の日本の裁判所に提訴をしているわけですから、そこで個人に国際法上の主体性がないというのはまた別の議論になると思います。国際法はICJのような国際裁判所に限らず、国内の裁判所によっても日常的に適用されていて、そこで個人の権利義務が問題になる場合も多いわけです。その場合は、国内裁判所が国際法を使って個人の権利義務について判断しているわけで、国内裁判所において個人は既に国際法の主体になっているといえます。

実際に、戦争中の戦争犯罪について、兵士個人が刑事責任を追及されるケースが数多くありました。アメリカなどでも実例が記録としてたくさん残っています。ニュルンベルグや東京裁判のような国際裁判所で裁くほうがむしろ特別であって、それよりはるか前から国内の裁判所で軍人個人の刑事責任を裁いていたし、むしろそちらのほうが歴史的には中心であったのです。

例えば、ハーグ条約に違反して占領地で違法に財産を没収した場合、中立国の場合であれば中立国民、敵国であれば敵国民が、その賠償を求めて国内裁判所に訴えることがよくありました。そこではハーグ条約を適用して判断を下しています。こうした国内裁判例を見れば、国内裁判所は国際法を使って判断を下し、そこでは個人は立派に国際法の主体になっていると言っていきたいと思います。そこで、国側の言う戦後補償裁判は、あくまで国内裁判所に個人が訴えているケースなので、個人の国際法主体性は条約で特別に認めない、という主張は非常におかしな議論であると考えます。

### 国際人道法違反と国家の責任

被害者個人に対して、国が損害賠償を払うべきものと解釈できるかどうか、いまいちばん大きな問題になっている論点です。

ここで、ハーグ条約で定められている住民の主権の尊重原則がいつ頃でき、どういう過程をたどってきたかということ、それが賠償とどういう関係にあるかということをまず考えたいと思います。

戦争中に敵国を占領した場合に、敵国の住民の私権、私有財産を尊重するという考えは18世紀末ごろに出てきます。もっと昔の戦争は略奪が多かったわけですが、自由主義経済の発展、啓蒙思想、人権思想が出てくるにつれて個人の私有財産の尊重という考えが一般化してきます。最初に2国間条約でそれを明文化したものは、1785年の

アメリカとロシア間の条約だと言われています。その背景にあったのは、ジャン・ジャック・ルソーのような考え、つまり「戦争は君主対君主の関係、国と国との関係であって、市民個人の関係ではない」、したがって正しい君主は敵国で公有財産は没収するが個人の生命と財産は守る、というような考えです。国のレベルと個人のレベルを分けるという考えが背景にあったと言われています。そして、そのころ出てきた私権尊重の原則が、戦時国際法のように法典化されるようになります。

1863年リーバー規則は、南北戦争当時にリンカーン大統領が政府軍の訓令のためにつくった規則で、これ自体は国際法ではありませんが、当時の主要な国のひとつであるアメリカが初めて発令したという意味で重要だと言われています。そのなかにアメリカ合衆国が占領した敵国で、住民の身体、とくに女性の身体を尊重するべきだという項目も入っているし、38条では私有財産を没収してはいけなく、押収した場合には所有者に賠償を払うように領収証を発行するべきと出ています。

さらにオックスフォード・マニュアル（国際法協会International Law Associationという国際法学者の団体が出したもの）のなかにも私有財産は尊重する、輸送手段を押収するときには賠償を支払うとあります。

オックスフォード・マニュアルは国際法ではありませんが、こういうものを先駆けとして1899年と1907年にハーグ条約が出てくるわけです。

1899年のハーグ条約46条は、改訂した1907年のハーグ条約46条とほぼ同じです。1899年のハーグ条約の規定をつくるとき、すでにルソーの考えが当時大きな理論的根拠になったと言われています。46条は私有財産の尊重、個人の生命、財産、宗教や信仰などの尊重です。52、53条は例外規定にあたるのですが、そこには現品を徴発する場合、何か労働を課す場合、それは占領地方において指揮官の許可がなければ要求できないとあります。そして、もし現品を供給させる場合にはなるべく即金にて支払い、もしそれができなければ領収証をもってこれを証明し、かつなるべく速やかに支払いを履行するべきとあります。

53条の陸上、海上（陸海軍）での何らかの報道伝達手段、輸送機関、貯蔵兵器、軍需品の類はたとえ私人に属するものであっても押収することができる。ただし和平の回復時には、これを還付しかつ賠償を決定すべきものとす、とあります。つまり46条の大原則があり、その例外として徴発や課役、押収ができる条件が連ねられているわけです。注意すべきことは、領収証を出すまたは賠償を払うといったことは、財産の所有者が当然の前提になっていることです。実際に違反、違法な押収や徴発があった場合には、国家間で仲裁裁判所をつくって処理することもありました。各国の国内裁判所に個人が出訴して賠償を得たり、還付される例が多数存在します。この例からも、個人が国際法上、権利主体にはなれず裁判所に出訴できないというのは誤ちだと言えます。

例えば、オランダ、フランス、イギリス、ドイツ、スイスではオックスフォード・

マニュアルができたころ、すでに自国軍隊の訓令を、マニュアルをつくって発効しています。つまり主要各国は私有財産の尊重という考えを取り入れ、自国の軍隊に発令しているのです。それを踏まえうたえで、よりはっきりとハーグ条約の原則を個人との関係で述べているものをいくつかあげました。

ギリシャのテネキデスという学者が、国際法関係の雑誌に書いている論文を参考にします。ギリシャは独立して以来、まわりの国と占領したりされたりの関係を続けてきた国ですが、ギリシャの裁判所は慣習法としてのハーグ条約を適用してきました。個人の賠償に関する事例として、1912年のエピスルス島事件があります。これはギリシャがトルコ領のエピスルス島を占領したときに、住民から徴発した賠償をめぐって、アテネの裁判所に住民から訴えが出されたというケースです。裁判所は、ハーグ条約の46条、53条の原則を適用すべきであるとして、住民の請求を認めています。テネキデスはこれを紹介しながら、先ほどのルソーの考えを引き、戦争は国家間の問題であって個人の問題ではないので、私有財産は当然尊重されるべきであるという考えをギリシャの裁判所はとっていると述べています。

日本は、第二次世界大戦中、戦時国際法をほとんど守っていませんが、日清・日露のころはよく守っています。日本が開国して欧米各国に伍していこうというときには、どうしても当時の国際法を受け入れざるを得なかったわけです。たとえば、日清戦争のときに海軍将官の法律顧問であった高橋作衛が『日清戦争中の国際法事例』の中で、日本は日清戦争のときにはヨーロッパ各国からの影響を受けながら、現地徴発について文明的な方法をとるように努めたと書いています。そのなかで、「住民に対しては必要なもの、不可欠なもの以外は使役をしてはならない」、「もし徴発した場合には正当な補償が必要」と述べています。日露戦争時には、中立国領土である中国の満州地方を占領したわけですが、そこでも「中立国であるための一定の例外を除いては、日本はハーグ条約の基本的な原則に拘束される」と述べています。

また、立作太郎の『戦時国際法論』をみると、「昔時において敵国の私有財産を没収し得べきを認められることはあるも、今日またはその説を唱えるものはない」として、私有財産の尊重を当然の原則というように言っています。

このように見てくると、各国は私有財産の尊重の原則を認めている。そして注目すべきことは、私有財産の尊重の原則の上に、もし例外として押収や徴発をする時には、その対価の支払いあるいは領収証の発行、事後の還付を受けるのは、当然その財産の所有者である個人になっているという点です。

日本が実際に被害者に賠償を払った例は、蜷川新の1905年の日露戦争に関する著作『黒木軍と戦争国際法』があります。それを見ると、日露戦争中に満州を占領し日本軍が過失で民家を燃やしてしまった事例をあげ、「戦闘の必要以外において故意または過失により人民の身体または財産に対して損害を被らしめたるに及んでこれを賠償すること固より法律上の義務なりとす」とし、その場合には当然「損害を賠償するこ

ととせり」と書かれています。その一例として、宿営した村で民家を3戸燃やしてしまったという事例をあげ、「賠償すべきを義務となし、被害民に対し適当の賠償金を支払えり」これは適当な処置であったという記述があります。

同じく中立国民に対する例でイギリスの控訴院判決があります。これは1924年、第一次大戦中に中立国に当たるエジプトの木材会社が、イギリスから財産を押収された後、イギリスの戦争賠償裁判所と控訴院に出訴したという事案です。イギリスは当時抵抗し、戦時徴発は国家行為であるといって責任を逃れようとするのですが、裁判所の判決は、国際法上は戦時徴発権があるとしても完全な賠償を行う義務を伴うものであると言い、結局賠償義務を認めました。

これは国が直接払った例ですが、押収や徴発をめぐって交戦国がハーグ条約、戦時国際法に違反し、その結果ももとの所有者であった私人に対して財産の還付、あるいは賠償が認められた事例は多数存在します。

また、ロータバクトが編集した国際法の判例集にも、たとえばドイツ軍によって自動車を押収され、対価の支払いも領収証の発行もなかったという事例や、フランスの裁判所が元の所有者への返還を認めたなかでハーグ条約を引いている事例などもあります。

つまり、まず私有財産の尊重という大原則があり、もし例外として徴発等をする場合には領収証を出し、あとから賠償するという取り扱いのなかで、ハーグ条約違反に対して財産の所有者である個人に賠償を支払うことが昔から広く行われていたのです。それを国内の裁判所がハーグ条約を適用して実施しているということが重要な事実です。ですから、決して国際裁判所でなければこうした決定ができないわけではないし、むしろ個人にとっては国内裁判所のほうが出訴しやすい身近な存在であると言えます。

### ハーグ条約3条の解釈と適用

民間人の私有財産を尊重するという考えが戦時国際法で一般化してくると、それが結果として戦争の終わり方にも影響をもたらします。つまり、戦後処理のあり方として、国家が戦争にかけた戦費を返すだけでいいのか、損害賠償と考えた方がいいのかという議論が出てくるわけです。伝統的には戦争の結果、勝った国が負けた国に要求する「償金」はかかった戦費の償還という考え方が強いものです。例えば、日清戦争のあと日本が清から取り立てたお金が「償金」といわれるものです。これに対して第一次世界大戦は、民間人の被害が非常に大きかったため、戦勝国が敗戦国に対して「償金」を求めるだけでなく、新たに「損害賠償」という考え方がそこに入ってきました。

ヴェルサイユ条約では、連合国の国民が被った財産的被害に対して特別につくった混合仲裁裁判所に、直接に賠償を求める訴えができるという仕組みがつけられました。

これは、個人が国際的レベルで権利を認められた例として紹介されることが多いのですが、このような面だけではなく、戦時国際法で私権尊重の原則が確立し、しかも徴発等の賠償原則もできて、実行が積み重なったことが深く関係しているのではないかと思います。

ハーグ条約3条の意義は、規則の違反があった場合には国家に責任があるとしたこと、とくに損害があった場合に金銭的な賠償にあたり規定したことにあると言われています。そこでは、賠償を払う相手方が個人でもあり得るかが最大の争点ですが、いままでみてきた戦時国際法における個人の私有財産の尊重の原則、違法な徴発や押収の場合の賠償や領収証の発行、それらをみれば損害を受けたのが個人であっても、金銭的な賠償にあたるという読み方も可能だと思います。実際にメリニャックというフランスの20世紀初頭の学者は、フランス国内法の不法行為規定を引き合いに出しながら、3条についても、原則として訴えを起こす資格があるのは被害者であると言っています。

フォーシルという学者も、フランス民法の不法行為の規定を引いて、損害を受けた者が賠償を受ける権利があるのは一般的な原則であると言い、これが国際法レベルでも当てはまると説明をしています。注目すべきなのは、フォーシルが、ヴェルサイユ条約でドイツなどに賠償義務が課せられ個人が賠償請求できるようになったのは、この考えに基づいていると言っていることです。「交戦当事国に対し、その被害者に賠償する義務を課したハーグ条約3条は、個人の財産に対するの損害と同様、身体についての損害にも適用される」という説明もあります。

3条の起草の当初の主旨は、損害を与えた個人に対して賠償を払うことであったと考えてもいいと思います。実際、その点はカルスホーヴェン博士というオランダの学者が述べています。1998年の、戦後補償裁判判決のオランダ人捕虜に関する東京地裁判決の中で、3条は国家だけでなく個人の救済「をも」目的としていたと認められると言っています。「個人の救済だけが」とは言っていませんが、「個人の救済をも目的としていた」と言ったという点で、ひとつの打開があった、少し進んだような感じが弁護士のなかにはあったようです。

以上がハーグ3条の文言の解釈と起草過程ですが、問題は実際にそのような解釈がなされてきたかという点です。ハーグ3条の問題は、被害者個人にも賠償する義務を課したにもかかわらず、現実的な3条の履行方法があるのかまでは決められていない点です。これは、国際法では非常に一般的なことなのですが、義務を課したあとでそれを具体的にどうするかは各国にまかせ何も書かれていません。メリニャックも、実際には被害者一人ひとりが請求するのはむずかしいだろうと認めていて、国家が事後に個人の請求をまとめて交渉することによって、はるかに効果的に賠償請求できるだろうとしています。これは国家がまとめて個人に代わるといえることから、いわゆ



る外交保護権というかたちになります。

もともとハーグ条約は戦時国際法ですから、戦争中にどの国も守るべき法であり、本来は勝った国が負けた国だけに責任を求める性格のものではありません。つまり、両方が両方に違反の分を支払わなければならないはずなのです。しかし、実際にはそうされてはきませんでした。勝った国が負けた国に請求する場合、包括的支払いを求めることが多く個人に分けるとは限りません。配ったとしても被害の額に見合わない額であることも多いという現実があります。

### ヴェルサイユ条約

ヴェルサイユ条約は個人の請求を国際的に処理する手続きを特別にきちんとつくった例です。条約231条には、ドイツ等の国について「彼らが強い戦争の結果、連合国及びその国民に与えた一切の損失及び損害に対して責任がある」と、連合国の国民が敵国領土内にあった各自の財産、権利利益について受けた損害の損害賠償を請求できると認められたわけです。

この画期的な制度を何故つくったのかあまり説明がありません。ヴェルサイユ条約を起草したパリ平和会議に厚い議事録がありますが、そこには出てきません。しかしパリ平和会議に出ていたイギリスの首相ロイド・ジョージの回顧録をみると、「不法行為による損害について賠償を払うのは根本的な文明社会の原則である」というような記述があり、第一次世界大戦中に連合国が受けた甚大な被害について詳しく述べています。このなかで、「補償の考えは、この無法で無情な戦争の開始時から、連合国政府の念頭にあった」と書いています。

ヴェルサイユ条約の個人賠償がどのようにつくられたかについては、ジョーダンという学者が、ジデルとヴァローが書いたヴェルサイユ条約の解説書の序文に、「イギリスが基本的な考え方をつくった」と書いています。

ヴェルサイユ条約とハーグ条約の関係については、何人かの学者が述べています。たとえばガーナーという学者が『国際法と世界戦争』という本のなかで、「第2回ハーグ会議は、規則に違反して個人に与えられた損害に対して、個人に賠償する交戦国の義務が確立した」と述べ、「ヴェルサイユ条約における個人への賠償は、ハーグ条約の規則の執行の試みの最初の例である」という解説をしています。

フォーシルは、「第一次大戦が破壊的なものであったために、住民個人の損害の補償をしなければならなかった」と記述し、これについて具体的にフランス内のドイツ人の財産が清算されてそれにあてられたことにも触れています。

ジョーダンという学者は、フランスの国内法の背後にルソーのような考え、つまり「戦争は国家間の問題であって個人の問題ではない」という考えや、ハーグ条約のリベラルな考えがあり、それを擁護しようとするフランス精神の現れであるという文章を書いています。こうしてみると、ヴェルサイユ条約の基礎に個人の私有財産の尊重

の原則があったからこそ、画期的な条約ができたと言えるのではないのでしょうか。

では第二次世界大戦後はどうでしょうか。第二次世界大戦の場合には、第一次世界大戦の時よりもさらに広い権利を私人に与えました。例えば、1947年のイタリアとブルガリアやハンガリーなどとの条約の例は、「連合国民の財産被害について、それを購入するのに必要な3分の2の額を払う」となっています。日本の場合はいろいろな考慮が入り、サンフランシスコ条約などで賠償放棄になりましたが、それは決して一般的ではなかったということを踏まえておきたいと思います。

### 【外交保護権との関係】

「外交保護権との関係」は国家で解決済みではないかとよく言われますが、国家が賠償を放棄したことによって、個人の権利をも取り去ってしまうわけではありません。ハーグ3条に類似した規定に、ジュネーブ条約第一追加議定書91条がありますが、その解説書でも赤十字国際委員会が、「当事国は被害者が受ける権利がある賠償を否定することはできない」と書いています。同じ被害事実について国家の権利と個人の権利とがあるということです。国家が請求をしても回復されない被害が残っている限り、個人はそれをなんらかの方法で追求することができるかとみるべきではないか、と考えるわけです。

国家の権利と個人の権利は並行して存在するという考え方は、1996年のドイツ連邦憲法裁判所の判決で、ユダヤ人の強制労働をめぐる事件の判断でもありました。これは、ポーランドが賠償を放棄したとしても、個人の国内法による権利は消滅しないと述べたものです。

テオドア・メロンは国際人道法の権威ですが、「ハーグ3条は被害者に対して原告適格を与えるように解釈されてきた」と述べています。

結論としては、ハーグ3条の起草過程を見ると、個人の救済がもともとの目的だった場合、国家が国家間で解決できればそれはそれで解決されたと考えてもいいが、実際そうではない場合には、当初の目的であった個人の権利はまだ残っており、それをなんらかの使える手段で追及することは可能なはずである。少なくともそれを排除する法的障害はないということです。確かに、国際裁判所への出訴は特別に認められなければならないでしょうが、日本の戦後補償裁判はあくまで国内裁判所に出訴しているわけですから、国際法主体性云々という部分は当てはまりません。実質的にハーグ3条の検討やいままでの実行例の検討をせずに簡単に退けられない問題であると思います。

「慰安婦」問題に関しても、国家間の処理のできる余地があったにもかかわらず何もなされてはきませんでした。立法府も処置をとらない現状では、裁判所が立法を促して結論を出すのがあるべき姿でしょう。戦後50年放置した責任も含めてそうするのが当然ではないかと思えます。



# NGO支援事業から見える NGOの役割に関する提言

アジア女性基金が行ったNGO支援事業について、NGO支援事業審査会に総括していただきました。

## 1 アジア女性基金によるNGO支援事業立ち上げの経過

アジア女性基金（以下「基金」と略記する）は、平成7（1995）年の設立当時から、歴史の反省を踏まえて、現在もなお女性に対する暴力や人権侵害が世界の各地で一向に減少しない実態について積極的にこれらの問題に取り組み、女性たちへの暴力や人権侵害のない社会を目指してさまざまな事業を行ってきました。

基金がこのような事業に取り組むようになった背景としては、次のような経緯がありました。

### (1) 戦後50年問題プロジェクト報告書の提案

平成6（1994）年12月7日、当時の村山富市内閣の与党戦後50年問題プロジェクトは、従軍慰安婦問題への積極的な取り組みを求める報告書を公表しました。そのなかでは、従軍慰安婦に対する謝罪と国民的な償いを表すことの必要性が強調されました。また、この報告書は、「女性の名誉と尊厳にかかわる問題は今日でも世界各地において存在している。私たち国民としては、このような問題に関心を持って、これらの問題が世界中からなくなることに努力することが、大切なことである」と指摘して、「女性の名誉と尊厳に関わる問題の解決に向けた活動への支援など諸事業も行う」ことを提案しました。これは、与党の自民党、社民党、さきがけの合意した政策でしたので、重く受け止められました。

### (2) 基金構想と事業に関する内閣官房長官発表

ついで、平成7（1995）年6月14日、五十嵐広三内閣官房長官は、従軍慰安婦問題に対する政府の姿勢を明らかにするコメントとして、「『基金』構想と事業に関する内閣官房長官発表」を行いました。五十嵐官房長官は、そのなかで、基金構想の

基本姿勢として、「国民の参加と政府の責任のもと、深い償いと反省の気持ちをこめて『女性のためのアジア平和友好基金』事業を行う」と述べるとともに、基金が、単に過去の問題だけに取り組むのではなく、「女性の名誉と尊厳にかかわる問題は、現在でも世界各地において存在していることから、この際、それらの今日的課題についてもこの基金によって積極的な支援を行いたい」と述べて、「女性に対する暴力など今日的な問題に対応するための事業を行うものに対し、政府の資金等により基金が支援する」という趣旨の事業構想を明らかにしました。

### (3) 基金呼びかけ人の呼びかけ

この官房長官発表を受けて、同年7月18日には、基金の呼びかけ人から、広く国民に向けて、基金への拠金が呼びかけられました。そこでも、提供される拠金は、単に過去の問題だけに費やされるのではなく、「国民のみなさまから拠金を受けて彼女たちにこれをお届けすると共に、女性への暴力の廃絶など今日的な問題への支援も行う」とされています。

### (4) 「女性のためのアジア平和国民基金」寄附行為

こうした経緯を経て、平成7（1995）年7月19日、基金は正式に発足しました。その寄附行為第3条は、基金の設置された目的として、「本基金は、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業を行い、もって、平和で自由かつ人権の尊重される社会の構築とアジア近隣諸国等と我が国との友好に寄与することを目的とする」と定めました。同じく寄附行為第4条第1項は、この目的を達成するための事業を6項目にわたって挙げています。そのなかで、この事業に関連するのは次のものです。

#### 第4条第1項

- (3) 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又はその支援
- (4) 医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等名誉や尊厳を侵害された女性を救済する事業の実施又はその支援
- (5) 女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態又は女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究若しくはその支援

### (5) 村山富市首相の基金発足あいさつ

平成7（1995）年7月、基金発足にあたって、村山富市首相はあいさつにたち、従軍慰安婦に対する償いの事業、医療や福祉の事業の支援、歴史資料の整備などとともに、世界の各地で、今なお、数多くの女性が、いわれなき暴力や非人道的な扱いに苦しめられているのであって、基金としても、このような「今日的な問題の解決にも努める」決意を明らかにしました。

### (6) 立ち上げられた支援事業のグランド・デザイン

支援事業は、このような経緯を経て開始されました。それは、「女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築く」という目的（寄附行為第3条）のもとで、国内外において、女性に対する暴力等の今日的課題（官房長官発表、呼びかけ人呼びかけ）に取り組むNGOの活動、つまり、「女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又はその支援」、「医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等名誉や尊厳を侵害された女性を救済する事業の実施又は支援」、「女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態又は女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究若しくはその支援」（寄附行為第4条（3）（4）（5））に対して、政府の資金（官房長官発表）及び国民からの拠金（呼びかけ人呼びかけ）により、財政的に支援する事業ということになります。基金は、設立直後からこの事業の準備に着手し、翌年の平成8（1996）年度から、実際に支援事業を展開しました。

## 2 支援事業の制度設計とその評価

### (1) 支援事業の制度設計

基金の行うNGO活動支援は、発足当時には、女性の名誉と尊厳に関わる、他に例のない独特な支援活動でありました。そこで、基金は、参考となる先例の助けもないままに事業を開始したのであり、制度の設計にあたっては相当の工夫が必要でした。

- ① NGOに対する財政的な支援事業は、そのNGOが行う活動に対する事業ベースの支援である場合と、NGOの運営に対する団体ベースの支援である場合とがあります。前者の場合は、活動の内容が事業を単位にして審査に付されて、支援

の金額も内容に関連して決定されます。後者の場合は、NGOの運営の適正さ、とくに財政面での透明性が重要な判断要素となります。基金の行ったNGO支援の事業は前者の事業ベースのものでした。

② 基金が支援の対象としたのは、女性の基本的人権の尊重に関わるNGO活動、女性の自立につながる支援となるNGO活動、女性に対する暴力や人権侵害の被害者（子どもを含む）への支援となるNGO事業である旨が公表され、これらの事業を行っている団体からの応募に対して行われました。応募の申請書類は、なるべく簡素なものにとどめようとしてきました。ただし、平成12（2000）年度には、対象となる活動のうち、女性の自立につながる支援となるNGO活動は、活動のなかでも、そのための啓発パンフレットの作成等に限って支援することになり、また、女性に対する暴力や人権侵害の被害者（子どもを含む）への支援となるNGO事業は、そのための広報・啓発用資料の作成などに限って支援されるようになりました。また、平成13（2001）年度からは、基金を管轄する省庁が、中央省庁再編によって、内閣官房から外務省に移ったことを受けて、支援の対象となる活動には国際性の要素が求められるようになり、応募にも「国際的な相互理解・協力に貢献する事業であること」という条件が加わり、平成15（2003）年からは、募集要項の「支援制度の趣旨」の部分に、「アジア女性基金は、『慰安婦』問題を生んだ過去の反省に立ち、国際的見地から女性の人権問題に取り組むさまざまな活動を支援します」という一文も加えられました。

③ 支援の金銭的な規模についても二つの考え方があります。一件あたりの支援の規模を大きいものにして、この制度を活用することで、NGOが新規に女性に関する問題に取り組む活動を新たに立ち上げることができるようにするのか、それとも、一件あたりの支援の規模は小さいが支援対象を多く選び出して、広く、すでに着手されているこの種のNGO活動の社会的な高揚を促進するようにするのかという選択の問題です。基金としては、国内外における問題の深刻さと、この領域ではNGO活動の立ち上がりが遅れていることを考えて、活動を新たに展開することが可能になるように、前者の大型の支援を行うこととしました。

具体的には、平成8（1996）年の制度発足時には、広報関係の活動への支援が、一件当たり30万円から300万円まで、女性の自立支援関係の支援が50万円から500万円までとされました。

この金額については、しかし、事業実施の後半期には変化しました。まず、広

報関係の活動への支援の規模が、平成11（1999）年度に一件あたり10万円から100万円までと縮小されました。平成14（2002）年度には、女性の自立支援の広報啓発に対する支援の規模も、一件あたり30万円から300万円とされました。平成16（2004）年度には、すべての支援が、一件あたり10万円から100万円までの間に限定されました。基金は、この支援事業のあり方について常に検討をしてきましたが、時間が経過して経験を積むにつれて、応募してきたなかでより多くのNGOに対して活動を奨励することが望ましくなったという判断と、NGOから申請される事業のタイプ、競争率、予定される年度予算額の減少などへの考慮をもとにして、1件について100万円程度の、上に述べた二種類の支援のあり方のうちの後者のタイプのものへと切り替えたと考えられます。

④ この事業の財源としては、安定的なものであることが求められて、当初から全額が国からの資金でまかなわれることとなりました。毎年の予算の作成に合わせて、財源の大きさは明確でしたので、透明性は確保されていました。

⑤ 支援金を実際にNGOに交付する時期については、基本的には、国のNGO支援事業の原則に沿って、事業が実際に実施された後に、事業報告書と会計書類の提出を待って年度末に一括して精算払いをすることになります。ただし、こういう執行の仕方であると、相当額の立て替え金の準備が必要になり、新規に事業を展開する際の立ち上がりの資金に不足するNGOが出てきます。欧米には、こういうNGOに対して、事業実施後に支払われる支援金を担保にして、事業実施前に金融機関が貸付を行うこともありますが、そういう制度のない日本ですので、支援金の一部の仮払いなど、支払いの時期を早める工夫を行いました。

⑥ 支援対象となる活動を実施する主体に対しては、他の官民のNGO支援事業がそうであるように、基金の支援を得て行っている事業である旨を、ポスター、パンフレット、印刷物、インターネットなどで明確に表示することを求めました。

⑦ 支援事業を決定する際には、基金の内外の専門家による審査会を立ち上げて、応募の審査を行いました（審査会の構成はこの提言の末尾に資料として掲載します）。審査会では、活動の内容が基金の目標とするところに合致しているかどうかという点と、それが適正に執行されるかどうかという点を、応募したNGO間での公正さが確保できるように配慮しながら、専門的に審査しました。また、この審査会は、NGOの活動報告を事後的に検討し、それを参考にして後年度の支援事業の改善を試みました。



⑧ 支援事業は、制度立ち上げの目的からして、NGOによる国外での活動、国内での国際的な活動、国内向けの活動のいずれも対象としました。このうち、国外での活動については、外国のNGOが主たる活動団体である場合にも支援が可能であることが望ましいのですが、日本政府の会計処理の原則では、外国のNGOへの直接的な支援は困難であり、この制度では、そういう団体が、日本側のNGOと共同の活動をしている事業に限って、日本側のNGOを支援申請の窓口にした支援を行うこととしました。

## (2) 支援事業の規模に関する評価

基金の支援事業の総額は、10年間の合計で2億円に近いところまで達しました。これ以外のNGO支援制度と比較すると、決して少額の支援制度であったということはありません。相当の規模の支援が行われたものと考えられます。それでは、これをどのように評価するのでしょうか。

第一に、まず、基金が自ら設定した課題とかわる評価が可能です。基金が寄附行為第3条などで謳っている「女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築く」という目的からすると、基金の支援の規模は、きわめてささやかなものです。1年間の予算が2千万円強だとすると、これを1件あたりの支援が平均200万円だと10件前後、300万円だと8件前後のNGO活動の立ち上げを支援することができる計算になります。実際には、平成8（1996）年は10件で28,624千円、平成9（1997）年は9件で27,480千円、平成10（1998）年は30件で61,605千円でしたから、平均して一件あたりにして200万円から300万円の支援事業が行われていたものと考えられます。基金の予算規模では、この程度の数のNGO活動の立ち上げを支援するのが精一杯です。これは、課題の地域的、事項的な広がりからして、ささやかすぎる貢献ということになります。課題の大きさからして、最低限、どのような規模が確保されるべきであったのかについては、後に各論的に検討し、最後にそれを集約してみたいと思います。

第二に、基金の事業を同時期に行われていた他の団体の類似事業との比較において評価することも可能です。この支援事業は、上に述べたように、途中で募集の対象を限定し、また、金額的にも、平成11（1999）年以降には減少に転じて、平成12（2000）年に2,000万円を切り、平成14（2002）年には1,000万円を切り、最終年度の平成16（2004）年には、300万円台にまでなっていました。

基金の寄附行為第3条によれば、基金は、「国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業」を行うことを目的としています。これには、日本国政府の行う、一種の国際協力事業であり、国際貢献事業であるという性格も含まれているといえます。そこで、同時期に行われていた日本のODAについて見てみれば、昭和から平成に代替わりした1990年代前半から、政府とNGO、自治体の連携の強化がODA政策の柱となり、NGOや自治体の発案による国際協力の企画で、1件で1年間に1億円を超える予算の投じられる事業も取り組まれるようになりました。外務省の管轄する「草の根無償資金協力」事業では、現地大使館の判断で、外国のNGOによる活動にも大きな支援が行われました。日本国内のNGOに関しては、平成14（2002）年度に、「日本NGO 支援無償資金協力」が設立されました。また、国際協力機構（JICA）も、「草の根技術協力」制度を動かしています。こうした事業の規模と比較すると、基金の行った支援事業の規模は、比較にならないくらいに小さくて、ささやかなものであったといえます。

また、基金の支援事業を、同時期に自治体である東京都によって取り組まれていた東京女性財団による同趣旨の支援事業、東京国際交流財団の行っていたNGOの国際活動に対する支援事業、トヨタ財団の市民活動支援活動などと比較することも意味があります。これらの自治体や民間による支援事業も、バブル経済崩壊後の困難に直面して苦慮していましたが、基金の場合のように支援の規模を劇的に減少させることはありませんでした。基金の場合は、基金の行ってきた他の事業が全体としてヤマを越したという認識があって、その余波で、この事業予算の削減を加速されたように思われます。

### 3 主として国外における活動に対する支援事業の概要

#### (1) 主として国外における活動に対する支援事業の概要

基金の支援した、「主として国外における活動に対する支援」の事業には次のものがあります。（カッコ内は年度）

- フィリピンにおける性的被害者に対する生活・健康相談（96）
- 韓国における性的被害者に対する自立支援事業（96）

- 韓国における女性の自立支援のための啓発事業 (96)
- 国際的人身売買に関する調査研究 (96)
- 女性の国際的人身売買に関するアジア地域会議 (98)
- ボスニアヘルツェゴビナの女性の人権侵害を究明する会議 (98)
- ベトナム少数民族山岳民族・コーホー族の貧困女性の現状調査及び日本での調査報告 (98)
- 日本人女性国際保健医療専門育成事業—ルワンダ、ザンビア低所得者層における女性自立支援プロジェクト (98)
- 女性の人身売買廃絶プロジェクト 地域準備セミナー〔スリランカ及び日本〕(98)
- スリランカにおける避難民女性の自立とエンパワメント (98)
- 女性のためのリーダーシップ研修と人権の尊重 (98)
- 識字教育がネパール女性の自立に与える効果について報告書作成事業 (99)
- ネパール女性の教育状況調査と女性の自立に関する研究報告 (99)
- メコン河流域における女性と子どもの人身売買に関する国別ワークショップ開催 (99)
- ベトナム少数民族山岳民族・コーホー族の貧困女性のための識字学級設立とその報告 (99)
- 日本人女性医療専門家によるミャンマー母子保健医療の報告講演会 (99)
- ネパールへの公衆衛生専門家派遣とその状況についての広報啓発事業 (99)
- 旧ユーゴ・モンテネグロ共和国女性自立支援センター広報とネットワーキング事業 (00)
- ネパール西部地域村落における女性リーダーの育成とパンフレット、ビデオの制作 (00)
- ラオス、ラオトウン族女性の伝統織物の技術指導及び日本における展示会の開催 (00)
- ユーゴスラビア難民女性と暴力や人権侵害に苦しむ日本女性との交流及び難民女性自立支援のための手工芸品カタログの作成 (00)
- シブチ共和国産婦人科専門病院医療協力プロジェクト、女性医師派遣・報告 (00)
- カンボジア織物技術短期研修及び日本での展示会、報告会の開催 (00)
- 草木染め染料開発を通じた、インド女性によるコミュニティ自立支援事業 (01)
- ネパール王国西部村落における女性のリーダーシップトレーニング (01)
- ベトナム貧困家庭の女性の自立を促す洋裁職業訓練及び啓発のための印刷物作成 (01)
- 戦時下における女性の人権～旧ユーゴスラビア難民女性の生き方から学ぶ (01)
- ネパール王国女性自立支援事業にかかわる日本人女性医師派遣 (01)
- カンボジア王国女性の生活向上支援事業に係る現地調査とワークショップの開催 (02)
- 日比間の海外労働と国際結婚をめぐる諸問題への予防策としての「フィリピン女性来日ハンドブック」作成プロジェクト (03)
- スリランカ和平プロセスへの女性の関心の統合 (03)
- パレスチナ難民キャンプ内女性エンパワメント支援事業 (03)
- ベトナムにおける、出産可能な年齢(周産期)にある女性の自立と子どもの栄養改善を促進するための巡回型ワークショップの開催と広報・啓発資料の作成 (03)
- カンボジアにおける児童売買撲滅のための村のセーフティネット作り (04)

- スリランカ内戦で被災した女性のための生計工場・自立支援事業（04）
- パレスチナ難民キャンプ「デヘイシエ」の女性自立支援（04）

## (2) 支援事業の評価

ここに取り上げたNGOは、いずれも、国外の活動地域で、基金の支援事業の趣旨を十分に実現する目覚しい活動を行いました。日本がアジア各地における女性の人権や自立のための活動に相当の規模の支援事業を行ったのは基金の支援事業が最初のことでした。活動は現地では着実に受け入れられて、その地域での問題の解決に向けて一歩を進める具体的な成果を生みました。

また、基金の行った支援事業が先例となって、日本社会において、他の官民の団体がこの種の国外のNGO活動への公的な支援を推進することになりました。基金の実践が相当の影響を及ぼしたと認められます。活動に参加したNGO関係者の満足度も高いものがありました。

ところで、今日の世界には、各地で、武力紛争下における女性への虐待、人権侵害が生じており、女性は、殺人、拉致、強姦、略奪などの犯罪の被害者になっています。基金が自ら定めた「女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築く」という目標からすると、課題はまさに山積されています。

このジャンルの活動に投じられた基金の支援の金額は、10年間を通じて、36件、合計52,352千円でした。広いアジア地域の中で、36件の事業が一年間行われたということになります。それはこの地域における課題の大きさと関連させてみたときには、あまりにも少ない金額であったといわなければなりません。具体的に支援したNGOの活動が個々的には目覚しいものであっただけに、政府が資金をより多く投入すれば、より多くの優れたNGO活動が期待できたものと思われるます。

それならば、どの程度の規模の事業が展開されるべきであったのでしょうか。この領域での支援事業の適正な規模や件数は、数値化することが困難です。ここでは、あくまでもひとつのイメージに過ぎませんが、アジア、アフリカ地域において、毎年10件のNGO活動を支援すると仮定します。そのためには、日本国内のNGOを10団体選び出す必要があります。それも、既存のNGO活動を奨励する範囲の支援だ

けでなく、この種の活動を行っているNGOが日本社会で不足しがちであることを考慮して、むしろ新しくこの種の事業を行おうとしているNGO活動の立ち上げを促進するために支援する、いわば新規事業の支援ということになると思われます。

この種の事業の立ち上げには、1件について、平均200万円程度の支援が最低限度で必要です。そして、これらの事業に対しては、単年度の事業支援ではなく、自立に必要な期間の継続支援が必要であり、たとえば、1年目が200万円の支援であるならば、2年目は半額の100万円、3年目は50万円の支援ということが考えられます。こうした段階的な支援金の削減は、基金の支援を受けるチャンスをほかのNGOにまわすという意味とともに、すでに支援を開始したNGOに対して、自前で活動資金を確保して展開する能力の開発を求め、NGO活動としての自立を促進するという意味があります。

したがって、4年目以降は自前の資金調達による事業展開ということになりますが、5年を経過した時点で、そのNGO自身とともに活動の総合的な評価を行い、その活動の意義と継続の必要性が高いと判断されるものについては、6年目以降に、再度の支援の申請を認める、ということも考えられます。

こういうイメージで、1年10件、3年継続の活動支援を行うとすると、数年後には、アジア・アフリカ地域に、50件以上のNGO活動が展開されることとなります。これに必要な、想定される支援金の予算は、年間3,500万円です。これだけの資金を投入すれば、日本政府が、「女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築く」ことに具体的に取り組んでいる姿勢を、国際社会に向けて明確にアピールすることができたと思います。

このことは、この領域でのNGO活動の成果を国際社会にむけてアピールすることに、基金がどのように連携、協力できるのか、という問題に結びついています。今日でも、すでに、基金が支援したNGOは、活動の周辺地域での広報にも熱心に取り組んでおり、それなりに社会的な波紋を投げかけ、現地での評価を受け、この種の課題に取り組むべきであるというアピールにもなっていると思われます。しかし、これが、日本社会の全体、あるいはアジア地域の国際社会の全体に向けたアピールになっているかという点、心もとないところがあります。

これも上のイメージの延長線上のことですが、仮に、毎年10件のNGO活動が、アジア・アフリカ地域で始められ、それらが継続して取り組まれているとすると、そこに蓄積される、現地の活動を通じてしか把握できない生きた現地情報の量は膨

大なものがあります。それをまとめて、たとえば基金が、これらの支援NGOの協力を得て、数十のNGO活動をまとめて、「女性の名誉と尊厳を侵害する行為の現状とその防止に関する年次報告」を公表すれば、NGOが個別に行っている報告やアピールとは質の違うアピールが可能でしたし、一種の「白書」として、国際世論の注目も引き、国連などにおいて女性への暴力と人権侵害の問題に取り組んでいる諸機関に対する実質的な協力の意味も持つことになります。活動報告を寄せる各NGOへの協力費、冊子の制作費、概要の翻訳費用、国際機関などへの送付費用などを合わせて、500万円程度の予算を投じれば可能であると思われます。

以上のように、基金の支援の経験から、NGOは各々が立派な成果を挙げる力を持っているし、日本の社会には、政府などが適切なNGO支援の事業を行えば、こういう活動が立ち上がる潜在的な力が豊かに存在していることも明らかになりました。また、金額にすれば1年間に4,000万円程度の予算を準備するならば、基金が目的としている課題について、もっと体系的で、相乗効果の上がる形での支援事業が可能であったと思われます。

なお、この領域の支援事業については、それが、日本のNGOに対する、単年度の活動をベースとした支援であったことから、3つの問題が生じています。

第一の問題は、支援の対象が日本のNGOに限られていたことです。基金は、固有の事業などを通じて、さまざまに、国際社会における外国のNGO活動の関係者と協力してきました。この人々を通じて、アジア、アフリカの諸地域において、多くの団体が、女性への暴力と人権侵害の問題に取り組んでいることも理解できました。中には、現地の厳しい経済事情の下で、資金不足に苦しむものも数多くあります。しかし、基金の制度としては、こういう問題に取り組む日本のNGOが支援の対象であって、国外のNGOに対する支援はできない仕組みになっていました。そういう点で、この支援制度にはひとつの限界がありました。

第二の問題は、基金の支援が単年度のものであったことです。NGO活動の多くは、数年間の活動を経てやっと現地の人々の理解と協力が得られるようになることが少なくありません。ところが、基金の支援は単年度のものであり、その年度中の成果を求めることになります。これは、活動を始めたばかりのNGOには無理な要求であり、もう少し長い目で成果を期待しないと、NGOは無理に成果を作り出すことになります。また、逆に、1年目からすばらしい成果があがった場合でも、それにどれほど意義があり、継続して活動を行い、広める必要性があっても、2年目

以降は支援金の対象外ですので、自前の資金での継続を求めることになります。

NGOの活動の実際を見ると、この条件は過酷であり、複数年度に及ぶ支援も可能なような制度設計であればさらに効果的であったであろうと思えるものも少なくありません。

第三の問題は、この支援の制度が、活動の案件に対する支援であって、NGOそのものに対する支援ではなかったということです。欧米諸国の場合は、事業支援であっても、それにかかわるNGO関係者の人件費、事務所経費なども支援の対象と考えられますが、日本のNGO支援の制度は伝統的に、活動に必要な資金の一部を提供するというものであって、現地でのスタッフの雇用費、事務所経費の支援は認められていません。基金の支援事業を見ると、この限界を突破するために、規則上許容される範囲内で努力しているあとがうかがわれますが、やはり、制度的な限界は容易には超えることができません。

以上の三点は、支援制度の制度的な仕組みの問題点として記録しておかなければなりません。

## 4 日本国内で行われた国際的な活動に対する支援事業の概要

### (1) 日本国内で行われた国際的な活動に対する支援事業の概要

基金の支援した、「日本国内で行われた国際的な活動に対する支援」の事業には次のものがあります。(カッコ内は年度)

- シンポジウム「広げよう女性の職域・職種」の開催、国内外でのアンケート調査とそのデータ解析 (97)
- 国際・高度情報社会における女性の自立促進のための情報事業 (98)
- 女性の理系能力開発のための啓発活動と国際比較調査から探る能力開発支援策の提案 (98)
- 英米両国の被害者援助指導者による、全国の被害者援助実務者のための講習 (98)
- お母さんと子どもと一緒に学ぶ女性の人権と自立 インドにおける女性リーダー育成事業の記録集 (98)
- 今、そして未来へ～アジアの笑顔に学ぶ写真展&トークショー (99)
- アジア・太平洋地域女性による国際平和への貢献のためのワークショップ開催 (99)
- アジアに学ぶヤングアダルト女性の自立プログラム・ピアグループサポート事業～報告会・学習会の開催～ (00)
- スポーツにおけるセクシャルハラスメントガイドブック翻訳事業 (00)

- シンポジウム「手をつなぐアジアの女たちパート2」と地域文化フォーラム (00)
- 小中学生用ハンドブック作成と講演会「国際協力から見る女性の人権と自立」(00)
- 米国の教育現場のセクハラ防止啓発を参考としたブックレットの制作とセミナーの開催 (00)
- 『開発における女性、国連世界調査・開発と女性の役割』の翻訳と出版 (00)
- 米国DV加害者向けプログラムの翻訳印刷と勉強会の開催 (00)
- 演劇「私たちの戦争～性奴隷にされた少女達と中国撫順戦犯収容所で起こったこと」公演 (01)
- インターネットをめぐる日本女性の人権について、海外への情報発信 (01)
- DPI第6回世界会議札幌大会にアジア女性障害者リーダー招聘 (02)
- 演劇「私たちの戦争」のビデオ上映会とシンポジウム、ビデオの配布 (02)
- 戦争を乗り越えた難民女性の復興に向かう姿を伝えるための広報ツール作り (03)
- カースト、ジェンダーの複合差別と戦う南アジア女性によるスピーキングツアー (03)
- カンボジア農村女性への染織の指導・記録作成及び日本での伝統絨織展の開催 (03)
- 「ヤカオランの春」上映会、希望の学校活動報告会 (04)

## (2) 支援事業の評価

基金は、基金独自の活動として、当初から、国際社会での女性の人権侵害や差別について、日本国内において研究・調査を進める活動を行ってきました。また、その成果を日本国内で啓発する活動にも取り組んできました。このために、基金は、独自事業を展開し、また、他の公的な機関との共催の形で活動しました。こういう形で行われたシンポジウム、ワークショップや、ビデオなどの作成、各種文献の出版などは広く活用され、高い評価も受けてきました。

この支援事業においても、基金のこういう独自活動と関連させながら、NGOサイドで行われる国際的な視点を持った国内での活動に対する支援を活発に行いました。こういう基金の事業は、この領域での国際社会での取り組みについて、日本社会での理解を大きく向上させ、基金が目的とするところにも大いに貢献したと思われます。

基金の支援は、NGOが行ってきた外国語の資料や文献の翻訳、外国人ゲストを招聘してのワークショップなどの開催、外国事情を紹介するビデオなどの制作と多岐にわたりましたが、NGOの活動は、各々が目的とするところに焦点が十分に絞られていて、参加者を中心に、具体的な成果を上げています。また、この種の活動を通じて築かれた、日本国内のNGOと国外のNGOなどとの交流や連携は、その後のNGO活動の大きな基盤ともなりました。基金の支援制度は有効に活用されてい



ると評価できます。

問題はここでも、支援事業の規模と、支給の方法です。まず、規模に関していうと、10年間で18件であり、1年間に2件程度ということになります。これでは、いかに個々のNGOの活動が素晴らしいものであっても、日本の社会全体に対する問題の投げかけには不十分です。

また、支援をした活動については、その成果をいっそう実り豊かにするために、報告書類の広い普及の支援に、もっと力を注いでもよかったのではないかと思います。この点についても、支援の規模は、日本の社会に広く活動の成果を波及させるという観点から見ると、不十分といわなければなりません。

もう一点は支援金支払いの時期の問題です。日本の公的な支援金制度では、国や自治体の側の執行に手違いが生じないことを優先させて、活動が実際に行われたことを見届けた後に、年度末に領収書などの関係書類の提出を求めて、しばらくたってから一括して支給することになりがちです。こういう支給の方法は、とくに、日本国内で行うこのジャンルの国際的な活動にとって支障が大きいものがあります。外国人ゲストの招聘の場合などはその典型で、往復の旅費などの支払いはイベントの事前におこなわねばならず、また、滞在費や謝礼なども、イベントを実施するときには支払わなければなりません。これまでは、事前に発生するこうした費用は、関係者の個人的な負担で処理されてきましたが、それは望ましい形ではありません。こういう実情からすると、このような支給の方法は再考を要します。基金は、事前の準備における費用の支払いの必要性や、NGOの財政事情などを考慮して、なるべく早い時期に、仮払いのような形で一部の支給を行いました。もっと本格的に、検討されるべき論点です。

## 5 日本国内における居住外国人女性にかかわる活動に対する支援事業の概要

### (1) 日本国内における居住外国人女性にかかわる活動に対する支援事業の概要

基金の支援した、「日本国内における居住外国人女性にかかわる活動に対する支援」の事業には次のものがあります。(カッコ内は年度)

- 在日韓国・朝鮮人一世女性の歴史と生活に関するビデオ制作 (98)

- 在日コリアン一世女性の日本語識字プロジェクト (99)
- 「在日女性の儒教観」講演・学習会 (99)
- 「もう泣かない。サハリン同胞女性の自立と記録」ービデオ制作 (99)
- サハリン同胞女性の自立と記録、ビデオ制作事業～サハリン西海岸地区 (99)
- 日本人・在日一世韓国・朝鮮人の女性痴呆高齢者のための虐待防止対策事業 (01)
- 日本在住のDV被害女性自立支援のための電話相談スタッフ養成事業 (01)
- 長編記録映画「海を渡った朝鮮人海女」の制作 (01)
- 外国出身女性が基本的人権を行使するためのエンパワメントとその支援体制の確立 (03)
- 「在日アジア女性移民をめぐる現状とHIV/エイズ」に関するシンポジウムの開催 (03)
- DV防止啓発パンフレットのハングル・中国・英語版作成 (03)
- 外国籍女性をサポートする支援者養成講座 (04)
- シェルターにおける外国人理解とDVの啓発活動 (04)

## (2) 支援事業の評価

日本国内に現在滞在している外国人女性の多くは、さまざまな意味で、暴力や性的搾取の危険にさらされているといわなければなりません。トラフィキングの被害者の問題も深刻です。国連などからも、外国人女性に対する性風俗産業や売春への従事の強制の問題は、現代奴隷制であると、日本が名指しで非難されています。このことに付随して生じている、来日した女性と日本人男性との間に生まれた子どもへの差別や人権侵害の問題はとくに深刻です。

また、日本人男性と結婚して滞在している女性に対するDVは、夫の側がビザの更新への不協力、離婚による国外退去という不当な脅迫を背後にしていっそうひどいものになっています。

ここには、国際社会も強い関心を寄せている「女性の名誉と尊厳」を侵害する今日的な問題があり、したがって、こうした侵害の根絶に努力する基金が、日本という地域でこういう問題に取り組むNGOを支援することは、きわめて適切なものであったといえます。

基金が支援事業を開始する以前の時期には、この種の問題に対する国や自治体の支援は、一部の先進自治体を除いては少なく、それだけに、基金がここに支援の範囲を広げたことは、大きな意味を持っていました。とくに、基金の支援が、外国人の社会参画、社会進出の支援をも考慮していたことは特筆に値します。

支援を受けた個々のNGO活動を見ると、おおむね、当初設定した活動の目標を実現して、地域における外国人女性の立場の改善に効果があったと思われます。

その後、日本社会も変化して、外国人女性で、地域に溶け込んで生活する人も増えました。全国各地の自治体では、女性政策のプログラムの中に、地域に居住する外国人女性への支援を取り入れる例も増えました。男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画、各地の自治体の人権条例に基づく人権基本計画、社会福祉法に基づく地域福祉計画などで、外国人女性への支援を取り上げることも増えてきました。社会の理解がこれほど進む前の困難な時期に基金が果たしてきたパイオニア的な役割は評価されるべきでありましょう。

しかし、この種の事業やNGO活動への支援は、今後は、むしろ、地域の総合的な発展の中で外国人女性のパワーも活用するという視点をもったところで引き継がれ、継続されるべきものと思われます。そうした意味では、基金は、パイオニア的な役割を果たしたので、この領域での支援事業を他の機関に引き継いで、基金としてはいちおう終了するべきものといえます。

## 6 DV関連の相談・シェルターなどの活動に対する支援事業の概要

### (1) DV関連の相談・シェルターなどの活動に対する支援事業の概要

基金の支援した、「DV関連の相談・シェルターなどの活動に対する支援」の事業には次のものがあります。(カッコ内は年度)

- シェルターにおける教育プログラム (97)
- シェルターにおける女性の自立支援と職員・ボランティア養成 (98)
- 夫婦間暴力と摂食障害からの回復に関するシンポジウム (98)
- サバイバーとサポーター（支援者）のネットワーク冊子の作成 (99)
- シェルターにおける女性のエンパワーメント・プログラムと長期使用状況調査の実施 (99)
- 女性のための電話相談「女のホットライン」広報事業 (00)
- シェルター運営スタッフ養成講座 (00)
- DVに関する啓発リーフレット作成・印刷及びシンポジウム開催 (00)
- DV施策に関する日米NPO間共同研究 (00)
- シェルターにおける援助者養成とDV防止のための啓発ポスター作成 (00)

- シェルターにおける女性の回復・自立支援と啓発活動～ピアカウンセリング、園芸療法、パソコン教室～ (00)
- 講演会と分科会「深刻化する女性への暴力」～シェルター活動の現実～ (00)
- 暴力被害者女性支援のための連続セミナー開催 (00)
- 対訳つきDV被害者支援パンフレット及びホットラインカード作成 (01)
- 「ストップ女性への暴力」DVヘルプライン事業 (01)
- DV被害女性・子ども・外国人へのサポート及び権利を守る啓発活動 (01)
- 連続実践講座 女性のための相談・支援活動をめざして (01)
- DV関連情報などを掲載した、対訳つきの「女性手帳」の制作 (01)
- DV被害者支援のための援助者交流会と事例検討会 (01)
- 「ストップ・DV・いばらぎ」DV被害者支援地域啓発事業 (02)
- DV被害女性への自立支援プログラムと援助者の養成 (02)
- DV被害者相談事業ならびに緊急保護（シェルター）事業 (02)
- DV禁止・啓発のポストカード作成 (03)
- DV被害者支援ボランティア養成講座紹介パンフレット作成 (03)
- DV被害者一時保護等支援事業 (03)
- 「国際化の中の女性と子どもの人権—ストップDVいばらぎ」事業 (03)
- DV家族の子どものケアと女性の回復プログラム事業 (03)
- DV当事者による支援活動〔ピアサポート、ピアカウンセリング〕とDVの実態を広報するポスター、チラシ及び体験的手引書の作成 (03)
- DV被害者意識改革サポート及びネットワーク作り (03)
- DV被害者のための自立支援活動 (03)
- 「女性に対する暴力撲滅旬間」事業 (04)
- DV防止啓発パンフレット作成・配布事業 (04)
- DV支援の現場からの報告書編集・発行 (04)
- DV被害者のためのリーフレット、ハンドブックの作成 (04)
- DV対策のためのサポート講座 (04)
- DVを考える会2004年連続講座の開催 (04)

## (2) 支援事業の評価

DV被害者の救援、保護のNGO活動に対する基金の支援は、女性の人権と尊厳を守る具体的で、緊要のものであり、この支援制度全体の中でもとくに中心的な課題として、広く注目されました。

基金が支援を行うまでは、DV被害者救援に向けた日本の公的な支援制度はとて

も貧弱で、NGO関係者の献身と労苦によってかろうじてまかなわれていたのが実情です。その意味で、基金による支援の開始は、相当にまとまった金額が用意されていたこともあって、この領域のNGOのあり方に一石を投じるものがありました。

後に基金の広報に関する批判の項で詳細に見るように、この支援金の制度が開始されると、従軍慰安婦への補償に関して日本政府の取った対応に批判的な有識者やNGOは、この支援制度にも反対し、基金からの切り離しなどを求めました。こういう批判的な人々の中に、DV問題に取り組んできた当時よく知られていたNGOが数多く含まれており、影響が強かったこともあって、その他のNGOからの支援の申請も当初の予想を下回りました。基金としては、申請してきたNGOに対して支援を行いましたが、そこには不幸な偏りが生じていたと思われるます。

もっとも、こうした反対を行っているNGOにおいては、その後も姿勢に変化はなかったものの、その後に新しくDV問題に関する取り組み始めた全国各地の新設のNGO、とくに資金調達の難しい地方で活動しているNGOからは申請が相次ぎました。基金の支援を得たNGOは北海道、岩手、秋田、茨城、埼玉、東京、神奈川、群馬、新潟、福井、大阪、鳥取、山口、佐賀などの都道府県に及んでいます。この基金が行ってきた事業の中では、全国に展開できたという点で最も成功したものといえます。

この面でも、その後の日本社会の事情は変わりました。基金がこの制度を開始した当時にはまだ遠い夢であった、男女共同参画社会基本法が制定され、DV防止法も制定されました。これらの法律に基づき、国は、自治体と協力して、DVに取り組む団体への支援を行うことが定められています。実際には、国と自治体は、一時保護に関する委託費をもってこの支援と考えており、NGO側は、支援は、これと別の方法（補助金ないし助成金）で行うように改めることを求めています。また、社会福祉の基礎構造改革が進行する中で、社会福祉事業法は社会福祉法に改められ、そこでは自治体による地域福祉計画の策定が予定されています。この計画には、現代型福祉需要の中に、DVの被害を受けている女性の保護と社会進出、市民性の回復も組み込まれています。こうしたスキームの発展には、基金の先駆的な事業の影響も見られるところです。

ただし、こうした国などの取り組みの強化が見られるからといって、基金のこの事業の意義が薄れるものではありません。第一に、国や自治体の支援は、NPOに対する委託費や助成金の形をとることが多く、そのために、DV問題に真摯に取り組

んでいるグループでも、何らかの法人格を持たないと、国からの支援を得ることが難しくなります。全国の各地域で続々と誕生した、DV問題に関して取り組むNGOは、まだ運営の基盤も確立しておらず、NPO法人の法人格をとるよりもはるかに手前に位置しています。基金の支援事業は、こういったまだ不安定な活動を行っているNGOも対象としていますので、地域においてこの種の活動を行うNGOの立ち上げを奨励するという独自の存在理由を持っていたことになります。全国各地から新規の活動を行うNGOが数多く支援事業に応募してきたことは、この辺の事情を物語っています。

この支援事業では、DV問題に取り組む活動の第一段階として、勉強会や研修会を開催したり、ポスター、リーフレット、ポストカードを制作したりする活動が支援されています。こうして種蒔きがされた地域で、その後、NGOが実際に活動していたり、DV被害者の保護に取り組むシェルター事業が起こされたりしていることからして、この領域での基金の支援にも意味があったことがわかります。

また、この支援事業立ち上げの当時は、「女性の自立支援」は、「暴力や人権侵害など、さまざまな理由で自立を妨げられた女性たちへ直接、間接の支援を行っている人々や団体への助成」とされ、最高、年500万円の支援額が示され、その筆頭に、DV対応のNGO活動が想定されていました。

ただ、実際には、支援金の予算が年々削減され、こうした、NGOのシェルター経営を直接に支援する大型の事業が困難になりました。批判的なNGOは、この支援制度によるNGO世界の分断を危惧していましたが、基金が、乏しくなった予算の枠内で、申請してきた団体に対して、補償金事業への支持をもとめて、それを踏み絵のように使って支援の審査で判断材料にするなどということもありませんでした。

今回、基金は、支援の制度を閉じることになります。しかし、これまで基金が行ってきた支援事業は、公的な諸機関が展開する支援制度の隙間に落ちてしまったために、こういう支援制度への申請も認めてもらえないような弱小NGOにとっては、まだまだ不十分であっても支援を求めることができるという意味で、活動を勇気付け、活性化させる大きな効果をもたらしてきました。この点を評価して、今後とも、形を変えてでも、この種の支援制度を残すことが望ましいと思われれます。

## 7 HIVその他の疾病や障害に関する活動への支援事業の概要

### (1) HIVその他の疾病や障害に関する活動への支援事業の概要

基金の支援した、「HIVその他の疾病や障害に関する活動への支援」の事業には次のものがあります。(カッコ内は年度)

- 女性HIV感染者・AIDS患者への自立支援ケア・サポート (96)
- ピア・カウンセリング・リーダー養成講座 障害者の自立支援事業 (96)
- HIV女性感染者のためのシェルター運営事業 (96)
- HIV女性感染者のための支援事業 (97)
- わたしが決める乳ガン治療—自立した患者となるために (98)
- 女の体は誰のもの？患者になって再び失われる女性の自立と権利を守るために—10年間の医療情報の発信 (98)
- ピア・カウンセリング・セミナー及びパンフレット作成事業 (98)
- HIV女性感染者のための自立支援事業 (98)
- 介護と在宅福祉女性コーディネーター養成事業 (98)
- 障がいを持つ女性の自立と人権～研究会開催 (99)
- ビデオ「かがやく女たち～障がいを持つ女性の自立」の増版と配布 (00)
- HIV女性感染者のためのシェルター機能を持つカフェの広報事業 (00)
- 障がいをもつ女性の人権啓発活動及び海外研修事業 (01)
- HIV女性感染者のためのシェルター機能を持つカフェの広報事業 (01)
- HIV感染女性へのケア・予防に関する、看護職を対象とした研修プログラムの開発、およびその効果の評価に関する研究 (01)
- 摂食障害者の自助グループ運営と講演会 (つどい) (02)

### (2) 支援事業の評価

心身に病を持っている女性、障害を持っている女性は、日本社会における複合差別の典型的な被害者です。こういう女性は、男性以上に激しく社会から排除されることが多くありました。それは、きわめて深刻に、女性の名誉と尊厳を傷つけるものです。それなのに、こういう問題に取り組むNGOに対しては、公的な支援は十分でなく、もともと社会の無理解のために孤立しがちな運動であり、その活動を展開することが困難であるのに加えて、財政面でも多くの困難を強いられてきました。

そういう意味からすると、基金が、とくに問題が深刻に存在する女性のHIV感染者、乳がんなどの女性の病気の経験者、そして女性の精神障害者に集中して支援を

行ったのは、支援事業の趣旨に沿った良いことであったと思われます。国の補助金は社会福祉法人へ流れるのであるから、NGOは法人格をもつべきであるという考え方もあるでしょうが、そこに至らない、あるいは主義として法人格の取得を拒否しているNGOもあるのですから、基金のように、不定型のNGOでも申請できる制度はありがたいということになるでしょう。

もっとも、基金が提供した支援は、10年間で16件ですから、年間1、2件程度の支援を行ったこととなります。個々のNGOが行った活動の成果は個々の現場にあるのでして、この程度の数であると、それをまとめて広報し、社会の理解の向上に役立てることは簡単ではありません。基金の行いたかった問題提起は広がりを持つことができません。そこで、基金が独自事業として複合差別の問題を取り上げるシンポジウムなどを行い、NGO活動の成果を活用することが望ましかったのではないかと思います。

この点でも、その後、国の制度が大きく変わりました。国は、上に述べたように、社会福祉の基礎構造改革の一環として社会福祉法を制定し、地域社会福祉の推進を企図するようになりました。基金としては、さしあたりの支援はこういう新しい制度に委ねることができると思いますが、複合差別への取り組みという視点は、他の公的な支援の中ではなかなか確立できません。これを主眼として支援を行う基金のようなシステムが、社会のどこかに必要であることも疑う余地がありません。

## 8 女性の基本的人権の尊重に関わる活動への支援事業の概要

### (1) 女性の基本的人権の尊重に関わる活動への支援事業の概要

基金の支援した、「女性の基本的人権の尊重に関わる活動への支援」の事業には次のものがあります。(カッコ内は年度)

- 働く男性啓発活動 (96)
- 地震被災高齢女性のための支援事業 (98)
- 朗読劇「新聞の中の女性」の上演 (98)
- 女性差別撤廃条約成立20周年記念、連続講座「女性に対する暴力の根絶を目指して」(99)
- 研修会の開催「女性の人権尊重にたった支援のあり方」(00)
- 家庭における女性の人権擁護をテーマとする講演会及び研修会の開催 (00)
- 男女共同参画社会づくりの啓発と支援、冊子作り、DV相談員の養成 (02)
- 女性の人権支援のための人材養成・啓発事業 (03)



## (2) 支援事業の評価

一般に、人権侵害や差別の問題への対処では、被害を受けた当事者個人の保護、救済の必要性とともに、こういう被害が生じないように、社会全体の取り組みを強化すること、つまり人権の促進が必要だと考えられています。実際に、女性の人権侵害や差別の領域でも、女性が自ら力をつけることで、あるいは、男性の理解を向上させることで、日本社会における女性の名誉と尊厳がいつそう高まることを期するNGOの活動があります。基金の助成は、10年間で10件ですから、1年平均では1件程度という少なさですが、それでも、人権の促進につながる活動を支援してきました。これは、直接の効果が見えにくい活動ですが、各々が目標とされた活動を行い、それなりに効果を挙げていると思われます。

この種の活動への支援では、地域におけるリーダーの養成がとくに注目されます。日本の人権システムの弱点のひとつが、地域におけるリーダーの不足です。国が作っている人権擁護委員の制度でも、全国に配置されている14,000人の委員のうち、地域で実際に人権擁護のリーダーになりえている人の数は多くはありません。最近、女性の人権に関する研修なども多くなりましたが、参加も活発とはいえません。したがって、地域における女性の人権リーダーの養成は急務なのでして、基金がこういう活動に支援を行ったことは評価できます。

ただし、この支援制度は、いかにも規模が小さいことと、当事者自らによる問題解決に向けた取り組みの強化をはかり、これを、地域において人権侵害や差別と取り組む際の切り札としていくような、当事者参画型の活動への支援が少ないことが目に付きます。こういう制度ですので、申請がなければ支援はないと割り切るべきなのかも知れませんが、ややさびしい感じが残ります。

## 9 女性の自立につながる活動への支援事業の概要

### (1) 女性の自立につながる活動への支援事業の概要

基金の支援した、「女性の自立につながる活動への支援」の事業には、次のものがあります。(カッコ内は年度)

- 女性のNGOリーダー養成のための「2カ月研修コース」プログラム (97)
- 女性の自立支援の新しいツールとしてのホームページ拡充及びその利用に関する啓発活動 (97)

- 「ふくしま女たちの便利帳・インターネットホームページ」作成事業 (97)
- フォーラム「ガラスの天井を破る女達」の開催 (97)
- 女性の自立と教育に関する研究 (97)
- 女性の就業形態の多様化とネットワークづくりを支援するホームページの開設 (98)
- 山形の女・井戸端会議 (98)
- 生き生き生きようフォーラム (98)
- 情報冊子の発行、情報交換システムの充実 (98)
- WANAブックレットの出版 女性の経済的自立を支援する、女性による、女性のための本の制作・出版 (98)
- 女性のための職業アドバイザー養成事業 (99)
- 女性とスポーツに関するシンポジウムおよび報告書作成 (99)
- 親と子のためのジェンダーフリー教育プロジェクト (00)
- 小冊子作成と講演会「ダルク女性ハウス10年の歩み」(00)
- 子育て・人間関係に関する講演会、無料相談会 (01)
- 女性の自立支援に関する連続講座 (01)
- 日中女性文学シンポジウム (01)
- 女性の意識改革と行動変化を促進するための総合ワークショップの開催および広報・啓発資料作成 (02)
- 人間関係を考えるセミナー (02)
- はじめて「創る」ワークショップ～GGPファシリテーター養成講座～ (04)
- 女性の自立と支援を考える連続講座の開催 (04)

## (2) 支援事業の評価

基金は、寄附行為において「女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究」を支援することを目的のひとつにしています。これを受けたものが、「女性の自立の支援」ということになります。つまり、支援は、人権侵害などからの回復のプログラムへの支援だけでなく、女性が地域で力をつけて活動し、いきいきと生活することができるような社会を作っていくとするプログラムへの支援、つまりは女性の自立に向けたプログラムへの支援も望まれることになります。基金が、こういう趣旨の活動に、10年間で22件の支援を行ったことは評価できます。

個々の活動は、領域も手法もさまざまに多様で、この趣旨の支援をひとつにまとめて評価することは困難です。一つ一つの活動が自ら目標として設定したことをどうやって実現したのかを評価するにとどまることになります。また、この種の活動

に対する公的な支援はどうあるべきで、その中で、基金が担うべき範囲はどこにあるのかも、一般的な評価がいまひとつ明確になりません。この種の支援の場合は、対象があまりにも広漠としているので、結局は、申請してきたNGOを個別に審査して、支援の是非を決定することになります。女性の自立の促進と言う目的にとって効果があるものを選ぶことは理解できますが、全体の中での効果の判断は難しいものがあります。

## 10 女性に対する暴力や人権侵害の防止及び被害者（子どもを含む）の救済の活動に対する支援事業の概要

### (1) 女性に対する暴力や人権侵害の防止及び被害者（子どもを含む）の救済の活動に対する支援事業の概要

基金の支援した、「女性に対する暴力や人権侵害の防止及び被害者（子どもを含む）の救済の活動に対する支援」の事業には次のものがあります。（カッコ内は年度）

- 性的虐待に関するパンフレット作成 (96)
- 犯罪被害者に対する精神的支援の全国的展開への準備事業 (96)
- 人権啓発と克服プログラムのための事前調査研究 日英の比較研究 (97)
- 性的虐待を受けた被害児のための法廷援助活動の出版、講演会 (98)
- 女性のための護身法、マニュアル作成 (98)
- 「女性と暴力」援助者ハンドブックの翻訳出版事業 (98)
- 女性の人権侵害の実態調査とそれに基づく救済プログラム開発 (98)
- レイプ被害者支援ボランティア養成プログラム、テキスト作成事業 (99)
- 護身法ハンドブックの増刷と米国IMPACTの講習会・講演会 (00)
- 第2回STOP痴漢犯罪シンポジウム～諸外国と日本の状況～ (01)
- 子どもの頃に虐待を受けた女性のための癒しのワークショップ (01)
- IMPACT JAPAN設立準備 (02)
- 暴力・支配などにより損なわれた被害女性、子どもの人権回復のための支援 (02)
- 暴力の中で育った子どものケア・ガイドブック制作 (02)

### (2) 支援事業の評価

女性への暴力や人権侵害には、上に見たDV以外にも多様に存在しています。と

くに、レイプや強制わいせつ行為、痴漢などの性犯罪に対しては、護身術によって実際に身の安全を確保することや、被害にあったときのケアの問題などがあります。基金の支援制度は、こういう問題に取り組むNGOに対しても支援を行ってきました。これらは、事業の目的を達成し、社会的にも注目を集めたものが多く、有意義な支援であったと思われます。

ここでは、大別して、被害者の救済、自立支援のNGO活動への支援と、性犯罪の攻撃を受けたときにそれから安全に脱出できるようにする技を身につける護身術の普及があります。基金の支援は、この双方に振り向けられていました。この支援制度の条件、とくに、後半期につけられた、文書類の作成や普及の活動に支援するという条件の中では、支援事業としても、啓発のパンフレットづくりのようなものが増えてきて、シェルター経営への直接的な支援が困難になってしまいました。

## 11 支援事業の広報

### (1) 支援事業の広報

① この事業は、支援事業への応募を広く募ることを通じて、事業への国民の理解の増進が図られる性質のものであり、そうした意味で、広報がとくに大事だと考えられてきました。基金は、募集の要領を示したパンフレットの作成と配布、及び、インターネット上の募集という二つの方法を中心にして広報に努めました。

### ② 募集パンフレットの作成と配布

募集のパンフレットの作成と配布の実数は次のようなものでした。

平成8（1996）年度事業に関して	発行数 1,500部	送付数 1,053ヶ所
平成9（1997）年度事業に関して	発行数 1,500部	送付数 1,200ヶ所
平成10（1998）年度事業に関して	発行数 1,000部	送付数 1,000ヶ所
平成11（1999）年度事業に関して	発行数15,000部	送付数12,000ヶ所
平成12（2000）年度事業に関して	発行数 3,050部	送付数 1,400ヶ所
平成13（2001）年度事業に関して	発行数 3,000部	送付数 1,845ヶ所
平成14（2002）年度事業に関して	発行数 3,000部	送付数 1,845ヶ所
平成15（2003）年度事業に関して	発行数 3,000部	送付数 1,845ヶ所
平成16（2004）年度事業に関して	発行数 3,000部	送付数 2,000ヶ所

### ③ インターネットによる広報

基金は、ホームページでこのNGO支援制度を説明して、応募を求めました。ホ

ホームページへのアクセス数はカウントされていませんが、相当に多かったと考えられます。また、インターネットを見た団体や個人からの、女性の応募に関する問い合わせも相当にあつて、この方式での広報は有効であったと思われます。

なお、基金の支援を受けているNGOの中には、ホームページ上で基金の支援を得ていることを表示するものがありました。支援制度の実例を示すことにもなり、広報の方法としては効果的でした。

#### ④ 国などの連携協力による広報

国や自治体、民間の助成団体などによって、基金の募集要綱などが情報として紹介されました。各種のNGO支援制度の一覧表に加えることもありましたし、各地の女性センターが、掲示板や発行するニュース紙上で広報することもありました。基金に対して、これらの広報で支援制度を知った人やグループからの問い合わせも相当にありました。こうした広報面での連携は効果が大きいことが分かります。

### (2) 広報に対するNGOの批判と支援制度の組み換えの要望

基金によるNGO支援制度の立ち上げは、バブル経済崩壊後の日本でNGOが陥っていた財政的な危機、すなわち、会費収入の激減、外部からの寄付金の激減、国や自治体からの助成金や委託事業費の激減という三重苦に苦しんでいた、女性の人權の活動をしているNGOにとっては魅力的なものでした。とくに、DV被害者に対するシェルターを運営しているNGOは、シェルターの運営に多額の費用を必要としていたので、その思いが強くありました。

然し他面で、こうしたNGOの多くは、従軍慰安婦問題に関する日本政府の対応については批判的であり、基金の立ち上げについても以前から強い批判をしていました。そこで、こうしたNGOは、平成10（1998）年春に基金が、このNGO支援制度の予算の増額にともない、この制度について新聞広告を出すなど、申請の募集と広報を活発化させたのをきっかけにさらに批判を強め、同年の夏に、「女性団体への政府援助を『女性のためのアジア平和国民基金・女性の尊厳事業』と切り離して行うことなどを求める要望書」を内閣総理大臣などに提出しました。この批判の内容については後に再度取り上げます。

### (3) 広報の評価

#### ① 国民による理解の促進

この事業については、支援を受けたNGOの活動が新聞などで大きく取り上げられることが多くありました。その中には、基金の支援を受けた活動であることを明記するものもあり、支援事業の成果は広く国民と共有できたと思われます。しかし、これと別に、基金の支援事業そのものが報道される機会は少なく、国民による理解の促進はなかなか進みませんでした。その背景として、基金の活動全般に対する複雑な意見の対立があって、明快な広報が不足しがちであったことも影響していると思われます。国民からこの支援事業を特定して寄付があって有効に活用されるという展開が見られないのは惜まれるところです。

### ② NGOの応募の確保

この支援事業は、制度発足の当初から、ある程度の数のNGOによる応募を確保することができました。ここでは、支援する活動の性質や状況からして、応募するNGOに対して、あまり強固な形式性の整備を求めてはいません。このような支援の制度にあっては、予定される資金額に見合って支援の広報を行う必要があり、過小な広報は応募者不足から審査基準が甘くなってしまう結果を招くし、過大な広報は応募者が殺到して審査合格率が低下し、多くのNGOに失望と士気の低下を招くことになります。従来の公的な支援制度では、しばしば、支援の公正性の確保に気を遣いすぎて、形式の審査で高い評価を得たものが優遇されがちです。基金が、過剰な縛りを避けてNGO活動の活発な展開を期待したことは、原始星雲状態のような領域におけるNGO活動については当然に必要な配慮であったとはいえ、若いNGOの活動を奨励して、この事業が有意義なものとなることに大きく作用していると思われます。

### ③ 国際社会における理解の促進

この制度は、国際社会に向けてはほとんど広報されていません。平成8（1996）年度には、英語版の募集要綱も作られましたが、翌年からはそれも途絶えています。こうなった背景に、この支援事業が、NGOの活動に国際性を求めているにもかかわらず、日本国内で活動しているNGOからの支援申請を認める一方で、国外のNGOからの支援申請を認めない制度であることがあります。しかし、このように国内に向きすぎた対応では、国際社会による理解を得ることは難しいと思います。

日本政府は、国内に向けては白書、国外に向けては国際機関への報告書などを通じて、この支援制度の広報を行ってきましたが、基本的には基金自身による努力に任せていたように見えます。基金設立当時の内閣や与党の決意に照らしても、政府

がもう少し積極的に広報を行うことができたのではないかと思います。とくに、国際社会に向けては、そうする必要が高いと思われます。この報告ではすでに、基金が、「女性の名誉と尊厳を侵害する行為の現状とその防止に関する年次報告」を公表すれば、一種の「白書」として、国際世論の注目も引き、国連などにおいて女性への暴力と人権侵害の問題に取り組んでいる諸機関に対する実質的な協力の意味も持つことになると思われました。このような事業に取り組み、国際社会での後方の成果を上げることが期待されます。

#### ④ 支援事業の支持者への広報

なお、この種の事業では、財団への募金に応じた民間の関係者への報告、広報も大事な課題であることを指摘しておきたいと思います。この点では、基金は、主としてホームページによる広報に頼りすぎていて、それ以外のツールによって、基金への協力者、支援者への広報が不足していたと思えます。

## 12 NGO支援事業の全体的な評価

### (1) NGO支援事業全体の評価

基金のNGO支援事業は、基金が、その寄附行為において自ら設定した「女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業」、「女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業」、「医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等名誉や尊厳を侵害された女性を救済する事業」、「女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態又は女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究」を支援するという目的の実現に向けて、与えられた条件の中で可能な限り、その課題を実現してきました。

基金そのものは、官民の協働によって維持されてきましたが、NGO支援に関して言えば、財政面では「官」が支え、運営面では、支援の申請及び審査の両面で、「民」の側の見解も相当に影響するという不思議な体制でした。しかし、いずれにせよ、日本社会では一部の先進的な自治体で行われ始めていたNGO支援を国レベルで大規模に推進する事業ですから、その先進性はあったと評価できるでしょう。

基金のNGO支援制度は、女性の尊厳と人権に関するNGOの活動を活性化させました。それは、日本の社会ですでに活動していたNGOを発見し、あるいは、新たに地域においてNGOの結成を促す働きを示しました。また、これは、基金の独自事業とも関連していますが、国外で活動する外国のNGOとの連携も出来上がりま

した。限られた時間内にこういう成果を得たことは高く評価できるでしょう。

支援事業は、国の内外において、民間のNGOを幅広く支援してきましたが、国が濃厚にかかわる事業であるのに、特定の省庁の影響下におかれることなく、そういう総合性をもって幅広い支援が実現できたのは、基金が特定省庁の所掌から離れて、財団法人として存在したからであると思われます。

## (2) 支援事業の財政基盤の不足

ただ、これはNGO支援事業のどの面を見ても痛感されることですが、用意されている財政的な基盤があまりにもささやかなものであって、アジア地域において女性が直面している問題に総合的に対処するには、財源が明らかに不足していました。多くの支援が、問題を実効的に解決する規模に達することなく、一石を投じるという程度にとどまったのが残念なことです。

他面において、日本社会において活動の実績があった有力なNGOの中には、基金の設置に批判的であり、NGO支援事業へのかかわりを拒否したものが少なくありませんでした。そのことが、基金の側でも、対象NGOの側でも、支援事業にかかわりを持つものが予想以上に狭い範囲にとどまるという結果を生み出し、それがまた、財政規模の拡充への推進力を低下させるというスプロール化をもたらすことにもなりました。結局のところ、基金の立ち上げを巡る複雑な事情、募金の少なさが、間接的に、この事業にも重く影響していたのです。

## (3) 政府の事業評価

政府は、この10年間、日本政府の行っている女性の人権や尊厳に関する取り組みを説明する際には、このNGO支援事業の報告を含ませてきました。主要なものは次の通りです。

- ① 平成10(1998)年の女性差別撤廃条約実施状況第4回政府報告  
第2条(a)(2)いわゆる従軍慰安婦問題 5)女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題への積極的な取り組み

「日本政府は、女性に対する暴力等の今日なお存在する女性問題を解決すべく積極的に取り組んでいくことも、将来に向けた日本の責任であると考えており、『基金』が行っている今日的な女性問題の解決に向けた諸活動に資金拠出等の協力を行



っている。このような活動の例としては、今日的な女性問題に関わる国際フォーラムの開催、NGOへの支援事業、各種調査研究事業等がある。」

② 平成10年版男女共同参画白書

第3章女性の人権が推進・擁護される社会の形成 第1節女性に対するあらゆる暴力の根絶 3女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり (3) (財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金) の取組への協力

「政府は、(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金) が行っている、以下のような女性の名誉と尊厳に関わる今日的な女性問題への取組への協力を推進している。②今日的な女性問題に取り組むNGOへの助成事業」

③ 平成11年版男女共同参画白書

第3章女性の人権が推進・擁護される社会の形成 第1節女性に対するあらゆる暴力の根絶 3女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり (3) (財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金) の取組への協力

「政府は、(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金) が行っている、以下のような女性の名誉と尊厳に関わる今日的な女性問題への取組への協力を推進している。②今日的な女性問題に取り組むNGOが行う広報事業の支援」

④ 『男女共同参画基本計画』第2部施策の基本的方向と具体的施策 7女性に対するあらゆる暴力の根絶 具体的施策 イ体制整備 関係機関の連携の促進

「いわゆる従軍慰安婦問題が多く女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとの認識に立って、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題への対応等に取り組む『女性のためのアジア平和国民基金』の活動への協力を推進する。」

⑤ 平成12年版男女共同参画白書

4 女性に対する暴力の根絶に向けての(略) 総合的対策の検討

(4) (財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金) の取組への協力

「③ 今日的な女性問題に取り組むNGOが行う広報活動の支援」

## ⑥ 平成13年版男女共同参画白書

第7章女性に対するあらゆる暴力の根絶 第1節女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり 2 体制整備 (4) 関係機関の連携の促進

「また、政府は、(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)が行っている、女性に対する暴力等に関する取組への協力を推進している。」

## ⑦ 平成14(2002)年女性差別撤廃条約実施状況第5回政府報告

第2条6 いわゆる従軍慰安婦問題について (2) アジア女性基金の設立 エ) 社会啓発事業

「政府は、女性に対する暴力等の今日なお存在する女性問題を解決すべく積極的に取り組んできており、『基金』が行っている今日的な女性問題の解決に向けた諸活動に対しても、財政支援等を通じた協力をを行っている。このような活動例としては、今日的な女性問題に関わる国際フォーラムの開催、NGOへの支援事業、各種調査研究事業等がある。」

## ⑧ 平成14年版男女共同参画白書

第8章女性に対するあらゆる暴力の根絶 第1節女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり ②体制整備 (4) 関係機関の連携の促進

「政府は、(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)が女性の名誉と尊厳に関わる事業の一環として行っている、女性に対する暴力等に関する取組に対し協力している。」

## ⑨ 平成15年版男女共同参画白書

第8章女性に対するあらゆる暴力の根絶 第1節女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり 2 体制整備 (4) 関係機関の連携の促進

「政府は、(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)が女性の名誉と尊厳に関わる事業の一環として行っている、女性に対する暴力等に関する取組に対し協力している。」

## (4) NGOによる支援事業批判の内容

平成10(1998)年夏に、NGOが内閣総理大臣などに提出した「女性団体への政府援助を『女性のためのアジア平和国民基金・女性の尊厳事業』と切り離して行う

こと等を求める要望書」では、アジア女性基金の基本的な態度が厳しく批判され、とくに、このNGO支援制度を基金から切り離して行うべきこと、支援の審査委員会は政府から独立した機関とし、公募でメンバーを募り、その審査過程を公開し、支援の結果を公開すべきこと、早急に基金の解散を検討すること、が求められました。

要望は、このNGO支援制度の問題点として次のような点を挙げています。

- ① 「この事業では、『今日的な』女性問題の定義があいまいで、現在もなお被害が継続した状態にあると認められる日本軍性奴隷制被害者の問題が、『今日的』な問題でなく過去の問題であるとの認識を拡げる可能性があります。」
- ② 「助成対象団体を決める審査委員会メンバーが、密室のなかで決められ、そのメンバーは公表さえしていません。また、審査内容も公表されておられません。したがって、審査が極めて不公平にならざるを得ないのではないかとこの疑念が生じます。また、審査委員メンバーのなかに『アジア女性基金』内部関係者がいるため、『従軍慰安婦』問題での『アジア女性基金』の活動を批判する女性団体は、助成対象から外される可能性があります。」
- ③ 「『従軍慰安婦』に関する事業が、当の被害者に批判されている現状では、被害者の声に耳を傾けようとする女性団体が、『尊厳事業』への申請をためらわざるを得ず、結果として、女性の人権や女性に対する暴力に取り組む女性団体が申請を取りやめ、政府の援助が届かない状況が生まれます。すでに、実質的に女性の人権に関する活動をし、女性たちの信頼を得ているいくつかのグループが、申請を辞退していることが明らかとなっています。政府は女性への支援活動を行っている市民団体に対し、『アジア女性基金』ではなく、直接に助成政策をとるべきであります。」
- ④ 「このような政府のやり方は、『アジア女性基金』への評価を踏み絵にして、日本国内の女性グループを分断するばかりか、アジア各国の女性たちと日本の女性を分断するもので、とうてい許されることではありません。」

この要望書を提出したNGOによれば、これに対する政府の回答はなかったようです。要望の内容に関する是非はさまざまでしょうが、これにきちんと応えることは、政府とNGOとの関係を改善する上で重要なことであり、基金としては、批判に対してさまざまなデータを示して議論を深めることも必要であったと思われるま

す。

#### (5) 国際的に発信された制度批判

2000年にアメリカのニューヨーク市で開催された「国連特別総会女性2000年会議」に際して、女性の人権に関わってきた日本のNGOは、「日本NGOレポート」を提出しました。そのなかで、「I 女性と人権政府による支援事業の自己評価 6 日本軍性奴隷制と『国民基金』の問題」は、この支援制度について次のように述べて批判しています。

「『国民基金』のもう一つの問題は、被害者同士、被害者と支援団体、日本国内の支援団体の間に受け取るかどうかをめぐる分裂・亀裂をもたらしていることである。そのうえ、『国民基金』の中に女性の人権活動に政府の助成金を支給する部門があり、海外や日本国内の女性NGOに助成金受け取りを働きかけ、応じる女性団体と財政的に苦しくても受け取りを拒否、辞退している女性団体との間を分断する結果になっている。女性団体は、助成金部門を引き離すよう要求している。」

## 13 本調査から見える、NGOの役割に関する提言

### (1) 支援事業にかかわった女性の尊厳と人権に関するNGOの役割

基金のNGO支援事業を見ると、女性の尊厳と人権に関するNGOの重要な役割について気づかされます。

NGOの活動は、女性の尊厳と人権について、社会の現場で取り組む上で最も基本的な形です。基金は、従軍慰安婦問題に関する日本の政府、社会の動きの中ででき上がったものであり、その内容上のは是非の議論、とくに、一方においては従軍慰安婦の存在を認めることそれ自体を問題にする考えがあり、他方では、日本軍及び日本政府の加害者としての関与の責任をもっと明確にすべきであるという考えがあり、官民の謝罪と拠金を基礎にして成立したことへの是非の議論は深刻に存在しています。

このことに一定の見切りをつけて基金を発足させるにしても、その次には、いわゆる今日的課題への取り組みをどこまで行うのかという決定が必要です。また、これに取り組むという決定をした場合には、国家レベルでの問題への取り組みが先行するなかでは、具体的な事業の展開において、どうしても、官主導で、上からの概括的な救済、措置の多用という形を取りがちになります。それをどうやって、実際

に今日において女性の人権と尊厳を害されている者の被害からの回復、再発の防止に結びつけるのか、という実施上の問題点も浮かび上がってきます。

基金のNGO支援事業は、このような問題への一定の解答にもなっていたと思われます。政府のレベルでこの問題への取り組みがどのように決意されたとしても、実際には、問題への取り組みは、社会の現場において、一つ一つの活動を実施することによってしか進まないのです。NGOは、こういう活動を最先端で担っているものであり、NGOの活動なしには、女性の人権も尊厳も、実際の社会では実現されないといっても過言ではないでしょう。

また、こういう問題に取り組むNGOは、基金の支援への申請に際しては、NGOとして展開しているいくつかの事業の中から、支援を受けやすい形の事業を選んできますが、その背後には、その地域において、女性が直面しているさまざまな問題に対して、総合的な解決を目指して多様な活動をしてきた実績があるものが多いと思われるます。

## (2) 基金のNGO支援事業を通じた地域女性のエンパワメント

これまで詳細に見てきたように、基金のNGO支援事業は、全国各地で、地域の女性のエンパワメントにつながりました。また、女性の人権と尊厳という領域においては、地域において、女性の当事者が参画し、抱えている問題の総合的な解決を目指すNGOの活動が、問題解決の鍵であることを改めて浮き彫りにしたと思われます。NGOが持っている本来的な性格である、「現場からの、当事者のエンパワメントによる解決」が大事であることが再確認されたといってもいいと思います。

## (3) 女性の尊厳と人権に関するNGOの今後の展望

今後、こういうNGOの活動は、ますます強く求められるようになると思います。その意味では、基金の支援事業をよい経験として、こういうNGO活動の量的、質的な拡充が望ましいと思われるます。

その際には、すでに、一部の申請団体においては実現されているところですが、国際化の進展している日本社会において最も弱い立場に立たされている外国人女性が参加、参画するようなNGO活動がとくに求められています。また、NGOは、日本国内だけでなく、国外のアジア各地のNGOとも連携し、連帯して活動することも求められています。

NGOには、基金の支援事業のような制度をきっかけにして、さらに活性化することを期待したいと思います。

#### (4) これからの政府「資金」によるNGO支援の活用のあり方

一般に、国によるNGOの支援は、国によるNGOの雇い上げというような事態の発生を避けなければなりません。そうではなくて、国の支援を得ることによって、NGOの自主的な活動がいつそう促進されるようなものであること、つまりは、NGOのエンパワメントになるような支援が必要です。

基金のこの支援制度の場合は、予算がそれほど豊かではなかったということもあって、支援は呼び水の機能を果たすので精一杯であり、それを契機にNGOの活動それ自体が活発になることを考えて運営されてきました。その成果はさまざまですが、平成17（2005）年の年初の時点で再確認したところ、多くのNGOが活発に活動しており、また、基金の支援を得た活動の成果物が、いまなお広く周知され、あるいは活用されているのを見ることができました。これは、この支援制度が、呼び水としての大きな成果を挙げたことの証明といえると思われます。

この基金による支援活動は、幅広く展開され、各方面で成果を上げています。こういうことが可能になったひとつの理由は、基金が政府と民間の協力によって立ち上げられ、特定の省庁の強い影響力に支配されることがなかった点にあります。支援制度の後半は、外務省の所掌の下に置かれ、上に指摘したように、支援対象事業に、明確な国際性が求められるようになりましたが、そのことは、運用の実際において支援制度を阻害するものではありませんでした。むしろ、外務省も、この制度の持つ総合性を生かすように配慮していたようで、全体的に、この支援制度においては、特定省庁の所掌とする領域への偏重を避けることができました。

ところで、基金によるNGO支援の実際を見てくるときに、いやおうなく気づかされるのは、これまでも繰り返し指摘してきたことですが、問題の規模に応じた支援の必要性です。この制度に応募して活動したNGOは、アジアにおける女性の人権と尊厳のために、すばらしい活動を展開しています。しかし、そういう活動の実際を見て残念に思うのは、それが、現地での問題の大きさや深刻さと比べて、いかにもささやかな活動にとどまっているということです。アジアにおける女性の人権と尊厳への侵害は、膨大な規模で存在しています。この問題の解決を志して活動するのであれば、NGO活動に対する支援の事業も、問題の規模に応じた支援を目指

すべきであろうと思われます。

そのためには、この支援事業も、もっと早い段階で、もっと大規模に拡充されるべきでありました。その点から言えば平成11（1999）年度以降に、この事業にあてられる予算が、増加どころか減少してしまったことは、いかにも惜まれることでありました。

NGOは、社会において発生してくる諸問題に対処するように組織され、活動します。それは、問題を、その社会で、当事者も加わって、総合的に解決しようとするものです。こういうNGOを、エンパワメントという観点をもって支援しようと言うのであれば、基金のように、特定省庁からはある程度距離を置いた組織による支援が望ましいことはいうまでもありません。

このことと密接に関連するのが、NGOの運営費、人件費に対する支援のあり方です。従来、日本では、NGOに対する政府の支援は、どうしても、担当省庁の事業展開の補助者への支援になりがちでした。したがってそこでは、省庁の事業に益する活動への事業ベースでの支援になりがちです。それには、もちろん、積極的な意義がありますが、NGOの運営に関する支援が抜け落ちてしまう危険性があります。皮肉な言い方をすれば、NGO育成を所掌とする省庁ができない限りは、NGOの育成は政府の支援の対象になりえないことになります。その点では、基金のように、省庁の壁を超えて、官民の協働するものとして立ち上げられ、NGOと向き合ってきた組織によるNGO支援は、運営費支援、人件費支援への道を開くことができるものであり、こういう形を持っているメリットと考えることもできます。こういう事情に対する配慮が今後も強く望まれると思います。

#### **(5) 国際社会における日本の国際協力のあり方とNGOに期待される役割**

最近、国際社会では、日本が、国際社会に生じるさまざまな問題の解決に向けてよりいっそう積極的な役割を果たすことが期待され、日本政府もまた、その期待にこたえて、国連の安保理常任理事国入りなど、いっそうの重要な役割をになう決意を明らかにしています。

ところで、これまで、国際社会における大国の主導的な役割を見てみると、各国とも、世界各地で次々に生起する問題に対処するために、自国を拠点とするNGOと密接に連携し、情報を得て、あるいは、その活動を支援したり、共同で事業を展開したりしています。とくに、それが、直接に人命が危険にさらされる事態であっ

たり、深刻な人権侵害問題であったり、構造的な原因から生じる抑圧であったりしても、複雑な国際情勢の下で、政府としては直接に動きにくい事柄である場合に、NGOの手を借りて間接的に対応することが多いようです。

最近は、日本でも、徐々にこうした連携によって行動する傾向が強まってきました。カンボジアの復興支援には、日本のNGOがかかりました。アフガンでは、政府とNGOの連携はさらに強固なものになりました。しかし、そうはいつても、まだまだ経験も蓄積も少ないのが実情です。

日本政府も、国際社会における主導的な地位を得ようというのであれば、それが政府単独で維持できないことは明らかですので、NGOとの協働につとめることとなります。具体的には、日本政府は、すでにその国際協力推進大綱を改訂して、国益重視のODAの展開を指向しています。ODAの世界で先行してきたアメリカなどでは、政府の国際協力の相当部分はNGOとの連携で実施されています。日本でも、こういう方向をとることが国益にかなうところであると思われれます。その意味で、NGOとの連携、協働を打ち出したことは理解できます。

こうした際には、アジアという地域において、女性の人権の保護や自立を支援してきたNGOは、きわめて重視すべき連携のパートナーとなりえます。これらのNGOは、活動してきた地域において、女性の人権や差別の問題、さらには女性の自己実現と地域の発展の問題について現場で深く考察してきたのでして、その知恵は極めて深く、また人間的であります。さらに、女性の問題にかかわっているグループは、同じ地域で、平和、環境、人権、子ども、保健、医療、食料、教育、就労、起業などの各方面で活躍している他のNGOの間にも連携、協力の関係が深いので、その地域で生じていることについて日本政府が把握する必要が生じたときにも、有効な情報源となるし、問題解決への有力な助言者ともなるでしょう。政府の女性政策の領域では、1990年代から、女性の交際協力、国際貢献の必要性が説かれています。こういう点からも、女性の人権や尊厳にかかわるNGOとの連携が求められるのです。

これをNGOの側から見ると、国のODA事業にかかわることで、本来、自らが目的としていたところをダイナミックに実行するチャンスになるということでもあります。このような連携には、いつの間にか政府のODAを下請け的に引き受ける立場になるという危険性があります。NGOの本来の立場は、独立して、自己の設定した目的を実現するように、自主的に努力するものでありましよう。政府との協働



においても、こういう原則を失わないように留意して活動することが必要です。

この点からすると、これまで、基金が展開してきたNGO支援事業は、国外のNGOにも信頼されていますし、国内外のNGOとの連携のネットワークとしては貴重なものを蓄積してきたと評価してもよいと思われます。今後、政府が、国連などにおいて、アジア社会において生じる問題に主導的な立場で積極的にかかわることが求められる地位に就くことを希望するのであれば、基金がこれまでに作り出してきた国外のNGOとの連携の関係は、日本の大きな資産であって、これを維持、発展させるべきであると思われます。それに要する年間の予算が1、2億円程度であることを考えると、基金の解散と支援事業の終了は、日本の国益の観点からも、いかにももったいない話であると思われます。

#### NGO支援事業審査委員（1996～2004）

安陪 陽子	UNIFEM国内委員会常任理事
江橋 崇	法政大学大学院教授 神奈川県国際政策懇談会会長
鳥居 淳子	成城大学教授 内閣府男女共同参画審議会委員、元女性に対する暴力部会座長
橋本 ヒロ子	十文字学園女子大学教授 アジア女性基金運営審議会委員
宮崎 勇	大和総研顧問 アジア女性基金理事
山口 達男	NGO支援審議会座長 アジア女性基金理事

#### 海外出張、勤務等の理由で途中交代（1996～1998）

背戸 明子	日本外国語専門学校副校長 前婦人問題有識者会議委員他
山下 泰子	文京学院大学教授 国際女性の地位協会専務理事

**付録** ジャンル別基金刊行物  
援助者育成のためのワークショップ  
国際会議・シンポジウム  
アジア女性基金役員等  
「慰安婦」問題、女性の人権に関する働き

# ジャンル別基金刊行物

## 1. 「慰安婦」問題関係

タイトル	年度	内容
軍事主義“フェミニストの視点から見た女性に対する暴力”	1996	フィリピン従軍慰安婦が第2次世界大戦中に被った被害および現代のフィリピンにおける女性に対する暴力の被害を、軍事主義の観点から研究したもの。
冊子「『従軍慰安婦』にされた方々への償いのために」	1996	目次 ①「よびかけ文」と総理「ごあいさつ」 ②「従軍慰安婦」にされた人々 ③基金ができるまで ④基金のしごと
冊子「『従軍慰安婦』にされた方々への償いのために②」	1996	目次 ①はじめに ②総理の手紙 ③理事長の手紙 ④フィリピンでお届けを開始 ⑤アジア女性基金の活動
女性に対する暴力“戦時における軍の性奴隷制度問題に関して、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国及び日本への訪問調査に基づく報告書”	1997	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミは、「戦時における軍の性奴隷制度問題」の調査をテーマに、1995年7月18日から27日にかけて、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国および日本の3カ国を訪問した。本書は、同特別報告者による報告書の付属文書。
アジア女性基金 市民との対話	1997	1997年9月11日に東京で、11月29日に大阪で行ったアジア女性基金の事業報告会の記録。
「慰安婦」関係文献目録	1997	日本国内で刊行された「慰安婦」問題に関する文献(書籍および雑誌)に発表された論分や体験記などの目録。
「慰安婦」問題と国際人権(英文)	1998	国際人権法学会1997年報第8号、国際人権(Human Rights International) No. 8に掲載された阿部浩己(神奈川大学教授)／横田洋三(東京大学教授)／林陽子(弁護士)の研究発題の英訳。
政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成 全5巻	1998	日本政府は、1991年(平成3年)12月以降、いわゆる従軍慰安婦問題についての本格的調査を行い、1992年7月6日、1993年8月4日にそれぞれ調査結果を発表した。アジア女性基金では、これらの資料を永久に保存するとともに、この問題に関心をもつすべての人に公開するために、オリジナルコピーのかたちで複製。
冊子「掘金者からのメッセージ」	1998	本冊子は、募金の際に書き込まれたメッセージを集めたものである。このメッセージは、償い事業の一環として「慰安婦」とされた方々にお届けしている。
「慰安婦」問題調査報告・1999	1999	1996年～1999年にかけて歴史学者を中心に活動してきた「慰安婦」関係資料委員会が行った資料調査の一部を報告書としてまとめたもの。防衛庁、アメリカ、インドネシア、オランダなどの資料の紹介・解説・論文で構成されている。
アジア女性基金フォーラム 女性と人権“アジア女性基金の取り組みと直面する問題”	1999	「フォーラム イン 東京」(1998年11月10日)と、「フォーラム イン 札幌」(1998年11月25日)のまとめ。東京では、「国連における『慰安婦』問題審議の状況」、札幌では「アジア女性基金の取り組みと直面する問題」と題して講演がおこなわれた。
アジア女性基金事業報告会“2000年度報告書”	2000	2000年11月29日に、東京で行われたアジア女性基金の事業報告会のまとめ。

タイトル	年度	内容
冊子「募金にご協力ください “Campaign 2000”」	2000	設立以来5年を迎え、「募金キャンペーン」を行った。本冊子では、基金の償い事業の各国別事業実施状況が詳しくとりあげられ、募金へのより一層の協力をよびかけている。
冊子「拠金者からのメッセージ 第2集」	2000	本冊子は、募金の際に書き込まれたメッセージを集めたものである。このメッセージは、償い事業の一環として「慰安婦」とされた方々にお届けしている。
冊子「いま、私たちの問題として 女性たちと戦争そして暴力“ア ジア女性基金の活動から”」	2000	テレビ番組「いま、私たちの問題として 女性たちと戦争そして暴力」(CS・ケーブルテレビ・朝日ニュースター2000年10月7日(土)16:00～18:00)を制作放映した。本冊子は、この番組のビデオ化にともない作られたもの。
冊子「償い事業を終えたいま」	2003	アジア女性基金の償い事業に関する、簡潔な事業報告の小冊子。【目次】(1)アジア女性基金の償い事業に協力して下さった皆様へ、(2)フィリピン、韓国、台湾での事業を終えて、(3)女性に対する暴力への取り組み、(4)理事長インタビュー、(5)償い事業に対する国際社会の反応、ほか付属資料など
『慰安婦』問題とアジア女性基金 (和文)	2003	アジア女性基金が行ってきた「償い事業」について、これまでの経緯と結果を詳しくまとめた報告書。
『慰安婦』問題とアジア女性基金 (英文)	2003	アジア女性基金が行ってきた「償い事業」について、これまでの経緯と結果を詳しくまとめた報告書。
公開フォーラム——歴史と対話シ リーズ(1)「戦争の記憶と未来へ の対話」	2003	公開フォーラム(2001年2月、東京)報告書。【目次】(1)ドイツと日本一戦後の政治的態度の検討、国際社会で「ノーマルな国」の基準とは、戦争と国家と市民 (2)戦争と戦後処理、歴史認識と政治態度、日本の戦争責任、アジア女性基金の役割、未来への課題
公開フォーラム——歴史と対話シ リーズ(2)「日本と韓国 過去の 記憶と未来への対話」	2003	公開フォーラム(2002年11月、東京)報告書。【目次】(1)日韓W杯現象、ポストW杯をどう見るか (2)-1、これまでの過去・歴史の語り方、扱い方を見直す——教科書・歴史認識問題 (2)-2、歴史・民族意識、落差の基底 (3)これからの対話、コミュニケーションのために
公開フォーラム——歴史と対話シ リーズ(3)「日韓関係の現在・過 去・未来」	2003	公開フォーラム(2003年7月、東京)報告書。韓国と日本の学生が語り合うセッション。
道義的責任と和解の実現	2004	2005年1月14日に専門家会議、15日に公開シンポジウムを東京・国連大学で開催。紛争後の和解のために第一線で活動している専門家が参加し、各国の実際の経験を基に議論した報告書。
公開フォーラム——歴史と対話シ リーズ(4)「『だから、戦争』の 論理と心理～女性、国民、アジア の視点から」	2004	2004年3月4日・東京。国家、戦争、暴力、女性を歴史的・論理的視点から語り合った。パネリストは上野千鶴子東京大学教授、加藤陽子東京大学助教授、姜尚中東京大学教授。
公開フォーラム——歴史と対話シ リーズ(5)「日韓学生のフォー ラム2004——メディアと体験と日 韓関係」	2004	2004年8月24日・東京。日韓関係とメディアの役割、日韓文化交流の実態と今後を語り、日韓関係発展のために対話。パネル学生は韓国13人、留学生2人、「在日」4人、日本10人。

タイトル	年度	内容
公開フォーラム——歴史と対話シリーズ(6)「東京・新宿発——日韓協力の新しい街づくり」	2004	2005年3月12日・東京。(財)新宿文化・国際交流財団共催、新宿区後援。生活・文化・住民次元での日韓関係発展のため住民などが対話。
公開フォーラム——歴史・対話シリーズ(7)「日韓・市民の時代をどうつくるか——韓流と「慰安婦」・歴史問題、未来への対話」	2005	2005年12月9日に開催した「日韓学生フォーラム2005」の報告書。日本と韓国の学生が集まり、韓流ブームや歴史を語り合った。
第4回「慰安婦」問題に関するラウンドテーブル“「慰安婦」被害とは——『慰安婦』被害者のいま” 和文	2005	2003年10月沖縄県那覇市にて開催した第4回「慰安婦」問題に関するラウンドテーブルの報告書。
第4回「慰安婦」問題に関するラウンドテーブル“「慰安婦」被害とは——『慰安婦』被害者のいま” 英文	2005	2003年10月沖縄県那覇市にて開催した第4回「慰安婦」問題に関するラウンドテーブルの報告書。
「慰安婦」問題とアジア女性基金 (和文・英文)	2006	2003年度に刊行した「慰安婦」問題とアジア女性基金の改訂版。アジア女性基金が行ってきた「償い事業」について、これまでの経緯と結果を詳しくまとめた報告書。
公開フォーラム——歴史と対話シリーズ(8)「“平和の島・濟州”で考える日韓関係——歴史そして未来」	2006	2006年8月18日、開催した「日韓学生フォーラム2006」の報告書。韓国濟州島に日韓の学生が集まり、今後の日韓関係を話し合った。
オーラルヒストリー アジア女性基金	2006	アジア女性基金の設立、事業の骨格づくりに貢献した政治家、政府関係者、呼びかけ人、理事、運営審議会委員、評議員、各国・地域での事業を支えた協力者などから、当時の様子や思い出などをインタビューし、まとめたオーラルヒストリー。

## 2. 女性に対する暴力

タイトル	年度	内容
女性に対する暴力 その原因と結果“予備報告書”	1997	国連人権委員会は第50回会期において「女性の権利を国連の人権機構に組み込むこと、および女性に対する暴力の根絶に関する問題」と題する決議(1994/45)を採択した。本書はラディカ・クマラスワミ特別報告者による予備報告の仮訳。
女性に対する暴力 その原因と結果“報告書”	1997	国連人権委員会は第50回会期において「女性への暴力撤廃」と題する決議(1995/85)を採択し、特別報告者ラディカ・クマラスワミの予備報告(E/CN.4/1995/42)を歓迎した。本書は、あらゆる形態の女性への暴力に焦点をあてたクマラスワミの報告書。
女性に対する暴力“戦時における軍の性奴隷制度問題”に関して、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国及び日本への訪問調査に基づく報告書”	1997	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミは、「戦時における軍の性奴隷制度問題」の調査をテーマに、1995年7月18日から27日にかけて、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国および日本の3カ国を訪問した。本書は、特別報告者によるその報告書の付属文書。

タイトル	年度	内容
女性に対する暴力 その原因と結果“報告書”	1997	国連人権委員会第52会期は、1996年4月19日、決議(1996/49)を採択し、女性への暴力、その原因と結果に関する特別報告者ラディカ・クマラスワミの仕事を迎えるとともに、家族間の女性への暴力に関する分析(E/CN.4/1996/53および付属資料2)に対して敬意を表した。本書は、コミュニティにおける女性への暴力に焦点をあてた報告書。
女性に対する暴力“その原因と結果”報告書	1998	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミが、国家が加えるまたは国家が黙認するさまざまな形態の女性への暴力を分析した報告書。
女性に対する暴力“その原因と結果”	1999	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミが、1996年に提出した家庭内暴力に関する報告書(E/CN.4/1996/53)に則して、国家が遵守すべき国際的義務に焦点をあてたもの。
女性に対する暴力“その原因と結果 人身売買についての報告書”	2000	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミが、女性の自発的移民から人身売買までふくめ、女性の連続的な移動とその過程でおこる人権侵害について分析した報告書。
女性に対する暴力“武力紛争時において国家が犯した、あるいは(および)黙認した女性に対する暴力”	2001	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミが、2001年3月、国連人権委員会に提出した武力紛争時において国家が犯した、あるいは(および)黙認した女性に対する暴力報告書(1997年～2000年)。
女性に対する暴力“女性の人権とジェンダーの視点の統合・各国政府と交換した文書”	2002	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミが行った、女性が女性であるがゆえに暴力や威嚇を受けているとされる事件の調査分析の結果である。
女性に対する暴力 Q & A	2002	国連人権委員会は、「女性に対する暴力」の問題に着目し、1994年特別報告者を任命した。国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミは、国連加盟国政府、専門機関、国際及び各国NGOなどの協力を得て、女性に対する暴力の情報を探り調査を行い、調査結果を人権委員会に提出し勧告を行った。この小冊子は、その報告書を中心に国際社会の女性に対する暴力への取り組みをまとめた。

### 3. 女性と人権

タイトル	年度	内容
アジア太平洋地域における女性の人権と法的地位(和文)	1996	1996年8月7～9日、東京で国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)とアジア女性基金の共催により国際フォーラムを開催した。本書はサビットリ・グナセケラ(コロンボ大学法学部教授・国連アジア太平洋経済社会委員会コンサルタント)による基調報告をまとめたもの。
アジア太平洋地域における女性の人権と法的地位(英文)	1996	1996年8月7～9日、東京で国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)とアジア女性基金の共催により国際フォーラムを開催した。本書はサビットリ・グナセケラ(コロンボ大学法学部教授・国連アジア太平洋経済社会委員会コンサルタント)による基調報告をまとめたもの。
'96 アジア女性基金 国際フォーラム“[女性の人権とは]”(和文)	1996	1996年8月7～9日、東京で国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)とアジア女性基金の共催により国際フォーラムを開催した報告書。

タイトル	年度	内容
'96 アジア女性基金 国際フォーラム“「女性の人権とは」”(英文)	1996	1996年8月7～9日、東京で国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)とアジア女性基金の共催により国際フォーラムを開催した報告書。
人権と女性	1998	1998年4月6日、東京で国際女性の地位協会、日本BPW連合会、財団法人波多野ファミリースクールおよびアジア女性基金の共催により、ハリマ・E・ワルザジ(国連人権小委員会奴隷制作業部会委員長)の講演会が開催された。本書はその講演をまとめたもの。
犯罪被害者としての女性と子どもの人権	1999	1999年11月23～26日、インド・ニューデリーにおいて第7回犯罪および刑事司法に関するアジア刑政財団世界会議を共催した。部会で議論された各国からの報告のまとめ。
冊子「女性の人権 Q & A“国際社会の取り組みを中心に”」	1999	女性の人権について国際社会の取り組みと経緯を中心にまとめたもの。
「女性の人権」とアジア女性基金	2006	アジア女性基金が行ってきた「女性尊厳事業」について、これまでの経過と結果を詳しくまとめた報告書。「女性の人権」について、アジア女性基金が果たした役割と評価を踏まえ、国際社会の一員として、今後、日本がこの問題にどのように取り組みべきかを考える。

#### 4. 性の商品化と人身売買

タイトル	年度	内容
子どもの性の商品化と搾取“心身に与える影響”	1996	1996年8月27～31日にスウェーデンのストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
社会の価値基準とCSEC(子どもの性の商品化と搾取)	1996	1996年8月27～31日にスウェーデンのストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
観光旅行と子ども買春	1996	1996年8月27～31日にスウェーデンのストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
児童に対する性的搾取“調査の改善と被害者保護”	1996	1996年8月27～31日にスウェーデンのストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
スウェーデンにおける子どもオンブズマン	1996	1996年8月27～31日にスウェーデンのストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
変革の力としての教育	1996	1996年8月27～31日にスウェーデンのストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
子どもの性の商品化と搾取に対抗する行動	1996	1996年8月27～31日にスウェーデンのストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
性を搾取る者	1996	1996年8月27～31日にスウェーデンのストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。

タイトル	年度	内容
子どもポルノ“国際的展望”	1996	1996年8月27～31日にスウェーデンのストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
子ども犠牲者の予防と心理社会的リハビリテーション	1996	1996年8月27～31日にスウェーデンのストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
子どもの性的搾取撲滅への挑戦 “子どもの買春問題等への各国の取り組みに関する調査研究報告書”（和文）	1997	各国の子どもの性的搾取の実態、およびその背景要因を比較。問題の解決にむけた法制度の国際的、および国内的取り組みが分析されている。
子どもの性的搾取撲滅への挑戦 “子どもの買春問題等への各国の取り組みに関する調査研究報告書”（英文）	1997	各国の子どもの性的搾取の実態、およびその背景要因を比較。問題の解決にむけた法制度の国際的、および国内的取り組みが分析されている。
'97マニラ国際会議報告書「女性並びに子どもに対する 国際的人身売買及び商業的性的搾取について」（和文）	1997	1997年11月6～7日、フィリピンのマニラで、フィリピン政府子どもの人権特別委員会とアジア女性基金の共催（ESCAP、ILO、UNICEFおよびECPATの協力）により、国際会議が開催された。本書はその報告書。
'97マニラ国際会議報告書「女性並びに子どもに対する 国際的人身売買及び商業的性的搾取について」（英文）	1997	1997年11月6～7日、フィリピンのマニラで、フィリピン政府子どもの人権特別委員会とアジア女性基金の共催（ESCAP、ILO、UNICEFおよびECPATの協力）により、国際会議が開催された。本書はその報告書。
女性・子どもの人身売買 問題と解決	1997	1997年11月25～28日、タイのバンコクで「不法労働の動き：女性・子どもの人身売買をめぐる地域会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
女性・子どもの人身売買 ミャンマー（ビルマ）におけるその全体像	1997	1997年11月25～28日、タイのバンコクで「不法労働の動き：女性・子どもの人身売買をめぐる地域会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
不法労働の動き“子どもの商業的性的搾取の防止と撲滅のためのタイの政策と行動計画”	1997	1997年11月25～28日、タイのバンコクで「不法労働の動き：女性・子どもの人身売買をめぐる地域会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
タイ 女性人身売買の状況	1997	1997年11月25～28日、タイのバンコクで「不法労働の動き：女性・子どもの人身売買をめぐる地域会議」が開催された。本書はその際に提出された報告書。
女性の国際的人身売買に関する地域会議報告書（和文）	1998	1998年11月3～4日、タイのバンコクでESCAP、ILO、IOM、タイ政府女性委員会およびアジア女性基金の共催により、女性の国際的人身売買に関する地域会議が開催された。本書はその報告書。
女性の国際的人身売買に関する地域会議報告書（英文）	1998	1998年11月3～4日、タイのバンコクでESCAP、ILO、IOM、タイ政府女性委員会およびアジア女性基金の共催により、女性の国際的人身売買に関する地域会議が開催された。本書はその報告書。
犯罪被害者としての女性と子どもの人権	1999	1999年11月23～26日、インド・ニューデリー市で第7回犯罪および刑事司法に関するアジア刑政財団世界会議を共催した。部会で議論された各国からの報告のまとめ。
なくそう！ 子ども買春・子どもポルノ	1999	子ども買春・子どもポルノ・子どもの人身売買の問題に関する近年の新聞や雑誌記事などを収集した資料集。



タイトル	年度	内容
冊子「インターネット・ルール“ネットワーク社会と子どもたちの安全”」	2000	健全なインターネット利用を目指し、子どもたちがインターネット上で性的に搾取され、人権を侵害されることがないように、インターネットを利用する上で知らなければならないルールをまとめた小冊子。
女性に対する暴力(和文)“その原因と結果 人身売買についての報告書”	2000	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミが、女性の自発的移民から人身売買までをふくめ、女性の連続的な移動とその過程でおこる人権侵害について分析した報告書。
国際専門家会議・公開フォーラム「女性に対する暴力——『国際人身売買』～禁止法は必要?」(和文)	2003	国際専門家会議・公開フォーラム「国際人身売買」(2003年11月、東京)の報告書。移住労働・社会福祉・司法・人権などの専門家、政府・NGO・国際機関スタッフなどが集い、国際人身売買の現状とこれからの課題について議論を行った。
国際専門家会議・公開フォーラム「女性に対する暴力——『国際人身売買』～禁止法は必要?」(英文)	2003	国際専門家会議・公開フォーラム「国際人身売買」(2003年11月、東京)の報告書。移住労働・社会福祉・司法・人権などの専門家、政府・NGO・国際機関スタッフなどが集い、国際人身売買の現状とこれからの課題について議論を行った。
「ケーススタディからみる国際人身売買——被害の現状」報告書(和文)	2004	2004年9月14～16日、東京、京都、大阪の3ヶ所で行なわれた国際会議の報告書。フィリピン、カンボジアの被害女性たちの話と彼女たちを支援しているNGOの報告。
「ケーススタディからみる国際人身売買——被害の現状」報告書(英文)	2004	2004年9月14～16日、東京、京都、大阪の4ヶ所で行なわれた国際会議の報告書。フィリピン、カンボジアの被害女性たちの話と彼女たちを支援しているNGOの報告。

## 5. 女性移住労働者

タイトル	年度	内容
女性移住労働者に対する暴力“その問題の諸相”	1996	国連総会で「女性移住労働者に対する暴力の問題」をとりあげることが決定されたのを受け、1996年5月27～31日にフィリピンのマニラで「女性移住労働者に対する暴力に関する国連専門家グループの会議」が開催された。本書は、同会議の作業文書。
移住家事労働者のエンパワーメント“戦略と調整”	1996	国連総会で「女性移住労働者に対する暴力の問題」をとりあげることが決定されたのを受け、1996年5月27～31日にフィリピンのマニラで「女性移住労働者に対する暴力に関する国連専門家グループの会議」が開催された。本書は、同会議にそなえ作成された作業文書。
女性移住労働者に対する暴力“フィリピンの現実を見る”	1996	国連総会で「女性移住労働者に対する暴力の問題」をとりあげることが決定されたのを受け、1996年5月27～31日にフィリピンのマニラで「女性移住労働者に対する暴力に関する国連専門家グループの会議」が開催された。本書は、同会議にそなえ作成された作業文書。
女性移住労働者に対する暴力“送出国・受け入れ国の問題”	1996	国連総会で「女性移住労働者に対する暴力の問題」をとりあげることが決定されたのを受け、1996年5月27～31日にフィリピンのマニラで「女性移住労働者に対する暴力に関する国連専門家グループの会議」が開催された。本書は、同会議にそなえ作成された作業文書。

タイトル	年度	内容
アジア女性の国際的な移住労働 “目立った特徴と政策の問題”	1996	国連総会で「女性移住労働者に対する暴力の問題」をとりあげることが決定されたのを受け、1996年5月27～31日にフィリピンのマニラで「女性移住労働者に対する暴力に関する国連専門家グループの会議」が開催された。本書は、同会議にそなえ作成された作業文書。
女性に対する暴力“その原因と結果 人身売買についての報告書”	2000	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミが、女性の自発的移民から人身売買までをふくめ、女性の連続的な移動とその過程でおこる人権侵害について分析した報告書。
冊子「難民支援におけるジェンダーの視点」	2002	本冊子は難民の定義や人数など基礎的なデータ、難民生活の現状、難民女性が直面する問題、その解決策の提案、NGOの活動報告などから構成されている。

## 6. 援助交際

タイトル	年度	内容
いわゆる「援助交際」に対する女子高校生の意識及び背景要因の分析研究(和文)	1997	「援助交際」の拡大は、買春行為の対象の低年齢化を招いている。本書は、女子高校生の「援助交際」に関する意識を明らかにすることを目的とした予備的調査の報告。
いわゆる「援助交際」に対する女子高校生の意識及び背景要因の分析研究(英文)	1997	「援助交際」の拡大は、買春行為の対象の低年齢化を招いている。本書は、女子高校生の「援助交際」に関する意識を明らかにすることを目的とした予備的調査の報告。
援助交際に対する女子高校生の意識と背景要因“報告書”	1997	本研究は、現代社会の病理現象のあらわれの一つとしての「援助交際」に対する女子高校生たちの意識の背景・要因の分析を目的としておこなわれた本調査の報告書。
援助交際に対する男性の意識の分析	1998	本書は、女子高校生を取り巻く大人(男性)たちが、「援助交際」をどのように考えているかを解明するため行われた予備調査の報告。
冊子「『援助交際』について考えるためのハンドブック“女子高校生意識調査レポートから”」	1998	本冊子は、現代社会の病理現象のあらわれの一つとしての「援助交際」に対する女子高校生たちの意識の背景・要因の分析を目的としておこなわれた委託調査をまとめたもの。
「援助交際」に対する成人男性の意識と背景要因	1999	成人男性が「援助交際」や買春に対してどのような意識をもっているのか調査した結果をまとめたもの。
冊子「『援助交際』について考えるためのハンドブック“成人男性意識調査レポートから”」	2000	本冊子は、成人男性が「援助交際」や買春に対してどのような意識をもっているのか調査した結果をまとめたもの。

## 7. ドメスティック・バイオレンス・性暴力など

タイトル	年度	内容
夫・恋人からの暴力の撤廃“国際的背景と国際人権法上の義務”	1998	「夫・恋人からの暴力撤廃に関する国際的動向」について米田眞澄(京都女子大学講師)のおこなった委託調査の報告書。国際人権法という視点から、国および自治体を取り組まなくてはならない課題を明らかにしている。
女性に対する暴力・性的虐待 当事者の立場にたったサポートとは “3日間の電話相談窓口開設”	1998	アジア女性基金では、3日間にわたり電話窓口を開設し、当事者から「最も必要とする支援とはどのようなものか」について体験や意見を聞いた。本書は、その聞き取り調査の報告書。

タイトル	年度	内容
「女性に対する暴力」実際の取り組み	1998	「藤見幸雄氏(藤見心理面接室)のおこなった委託調査報告書。「ワールド・ワーク」という新しいグループ・ワークを準拠枠とした「女性に対する暴力」に関する実際の取り組みについて論じられている。
女性に対する暴力・性的虐待 当事者の立場にたったサポートとは “カナダでの実践と日本現状”	1998	1999年2月に開催したメンタルケア・セミナーの報告書(1999年20日～23日東京、2月26日～3月1日大阪)。暴力や性的虐待を受けた当事者の立場にたったサポートについて、カナダのトラウマカウンセラーであるマギー・ジューグラーの他、日本の専門家から率直な提案がなされた。
暴力や性被害に悩む女性のための公共機関相談窓口ガイド	1998	暴力や性被害に悩む女性たちが自分のニーズに即した窓口を探せるように、10種類の相談機関の役割や機能を紹介し、全国の公共機関の相談窓口の連絡先リストを掲載した。
ドメスティック・バイオレンス 家庭における女性と子どもの被害 “DVと子どもの虐待の関連及び暴力の連鎖の実態について”	1999	ドメスティック・バイオレンスの被害は、パートナー間だけでなく、その子どもにも及ぶ。本書は、子どもの被害実態を明らかにし、具体的な対策への足がかりとするために行った予備調査の報告書。
家庭内における女性の尊厳侵害に関する実状調査報告書	1999	夫婦の葛藤の中での母親の尊厳侵害の実情と、子どもの生活適応状況、心身の状況などを把握し、女性の尊厳侵害がもたらす世代伝達の実情を明らかにし、その予防のための提言を行うことを目的としたものである。
女性に対する暴力“その原因と結果”	1999	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミが、1996年に提出した家庭内暴力に関する報告書(E / CN. 4 / 1996 / 53)に則して、国家が遵守すべき国際的義務に焦点をあてたものである。
暴力の被害者を支援する 相談員のためのハンドブック“二次的被害のない相談をめざして”	1999	このハンドブックでは、相談の現場でとりわけ大きな問題となっている「二次的被害」と「相談員のケア」という二つのテーマをとりあげている。
冊子「特別企画 古くて新しい問題「妻や恋人への暴力」」	1999	「中央公論」平成12年4月号に掲載した記事を抜き刷りしたもの。「DV問題に社会はどう取り組むか」と題した、齊藤学・林陽子・樋口恵子・有馬真喜子による座談会。北川正恭三重県知事へのインタビュー。「サポートの現場がかかえる問題点」に焦点をあてたルポの3部構成。
冊子「女の怒り・男の困惑を超えて“キーワードで読む女性問題”」	1999	本冊子は、女性問題を、セクシュアルハラスメント・痴漢・ストーカー・レイプ・DVなどをキーワードにして読み解いていく。
国際会議報告書 女性と司法“ドメスティック・バイオレンス ゼロ・トラレンス”(和文)	2000	2000年8月7～9日に開催された国際専門家会議「ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには」の報告書。本書は、各国のDVに関する現状や取組みの報告をまとめたもの。
国際会議報告書 女性と司法“ドメスティック・バイオレンス ゼロ・トラレンス”(英文)	2000	2000年8月7～9日に開催された国際専門家会議「ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには」の報告書。本書は、各国のDVに関する現状や取組みの報告をまとめたもの。
「家庭内の実態および子どもへの影響」に関する調査報告	2000	1999年の予備調査を経て行われた、本調査の報告書。この調査は、DVの存在する家庭における被害の実態を明らかにし、子どもへの虐待の関連を探るために実施した。

タイトル	年度	内容
DV援助アセスメント試論	2000	DV被害を受けた女性や子どもに対する初期の援助アセスメント(対応社会資源)について調査した委託調査報告書。援助者の無理解ゆえの二次被害を避け、援助を円滑に行えるよう各機関に提案がなされている。
援助者のためのワークショップ報告書“家庭内における女性と子どもへの影響”	2000	2000年10月～2001年2月にかけて行った「援助者のためのワークショップ」の、講義を抜粋し要約したもの。
研究会報告書1“DVや性暴力における援助のあり方～女性の被害者に対して、援助者は何を留意すべきか～”	2000	「DVや性暴力問題における援助のあり方」をテーマに「女性の被害者に対して、援助者はとくに何を留意すべきか」についてまとめている。
研究会報告書2“DVにおける援助のあり方～エンパワーメントと、カップル間コミュニケーションの可能性～”	2000	「DVや性暴力問題における援助のあり方」をテーマに「エンパワーメントと、カップル間コミュニケーションの可能性」についてまとめている。
研究会報告書3“DVにおける援助のあり方～DV加害者への対応、米国での取り組みを参考に～”	2000	「DVや性暴力問題における援助のあり方」をテーマに「DV加害者への取り組み～アメリカでの手法を参考に～」についてまとめている。
ドメスティック・バイオレンス公開セミナー報告書“家庭内における女性と子どもへの影響”	2000	2000年に全国6ヶ所(千葉県千葉市、東京都、静岡県沼津市、埼玉県与野市、宮城県気仙沼市、北海道旭川市)で開催された公開セミナーの講演録。
冊子「性暴力 Q & A“心とからだの回復のために”」	2000	この小冊子は、性暴力による心的外傷(トラウマ)の基礎的知識とその回復の過程についてまとめたものである。
農村地域における家庭内暴力についての意識および実態～東北地方を対象として～“委託調査報告書”	2001	この委託調査は、これまでほとんど調査がなされてこなかった日本の農村地域でのDVに対する認識と実態を明らかにすることを目的として行われた。
飲酒とドメスティック・バイオレンス“委託調査報告書”	2001	この委託調査は、アルコールの影響下という特定条件に着目して、DVに対する飲酒の役割や関連性、ならびにその予防的、介入的対策を臨床疫学的アプローチによって明らかにすることを目的として行われた。
冊子「夫や恋人からの暴力対応マニュアル I & II“暴力から身を守り行動するために”」	2001	この小冊子は、2001年10月に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されたのを機に、1999年に刊行された「夫や恋人からの暴力対応マニュアル」を改定したもの。
冊子「夫や恋人からの暴力対応マニュアル III“よりよい援助のために”」	2001	この小冊子は、DVに援助者として関わる人を対象に作成されたものである。援助につなげるための相談のポイントをわかりやすく解説している。
冊子「ドメスティック・バイオレンス 子どもをサポートするために」	2001	DVの存在する家庭で育つ子どもたちの気持ちを理解し、適切な対応をするための手引きとして作成したものである。
大都市と農村地域におけるドメスティック・バイオレンスへの意識および実態の比較“東京都・東北農村地域を対象として”	2002	本報告書は、DVに対する意識や実態を都市と農村地域を比較するため、2年にわたり郵送調査した結果である。

タイトル	年度	内容
DVに対する男性の意識とDV防止のための加害者教育に関する実情調査	2002	青年期の男性を中心に、家庭観、男性観、暴力被害の経験等、加害者意識の形成過程に焦点を当てた基礎的資料の収集と分析を行い、予防的教育のあり方を探るための提言を試みた。
調査研究報告書「新しい関係を築くためのヒント——離婚後の面接での事例を中心として——」	2003	離婚後の家族の新しい関係構築に関する委託調査報告書。「暴力」が離婚理由の上位を占めるということを前提に、離婚後の親子の面接交渉の事例をもとに非暴力的で相互尊重的な関係を築くためのヒントを、分析・考察した。
調査研究報告書「在日外国人女性のドメスティック・バイオレンス被害に対する社会的資源——その現状と課題」	2003	在日外国人女性のDVに関する委託調査報告書。これら女性が被害に遭った場合、事態に対処できる社会的資源はどの程度整備されているのか、その実態報告と提言。
「援助者育成のためのワークショップ」アンケート分析結果報告書——女性に対する暴力——支援者の直面する問題	2003	暴力や虐待に取り組む援助者が直面する問題についての、委託調査報告書。アジア女性基金が1998年より行ってきた援助者育成研修での、参加者によるアンケート延べ1,528件を分析、考察した。
支援者のためのマニュアル「DVと保健医療」	2003	保健医療現場におけるDVへの対応に関するマニュアル。
支援者のためのマニュアル「DVと子ども」	2005	支援者が知っておきたいDVと子ども虐待に関するマニュアル。

## 8. 女性と司法

タイトル	年度	内容
国際専門家会議報告書“女性と司法”（和文）	2000	2000年11月19、20日神奈川県箱根において専門家会議を、21日横浜市において公開フォーラムを国際法律家協会(ICJ)との共催で開催した報告書。
国際専門家会議報告書“女性と司法”（英文）	2000	2000年11月19、20日神奈川県箱根において専門家会議を、21日横浜市において公開フォーラムを国際法律家協会(ICJ)との共催で開催した報告書。
女性と司法第2回国際専門家会議報告書(2002年1月19日～22日)（和文）	2001	2001年1月19日～22日にわたり、京都で開催されたアジア太平洋地域国際専門家会議の報告書。裁判手続きや刑務所において、女性がどのような差別や取り扱いを受けるのかに重点をおき議論が行われた。
女性と司法第2回国際専門家会議報告書(2002年1月19日～22日)（英文）	2001	2001年1月19日～22日にわたり、京都で開催されたアジア太平洋地域国際専門家会議の報告書。裁判手続きや刑務所において、女性がどのような差別や取り扱いを受けるのかに重点をおき議論が行われた。
第3回女性と司法専門家会議“被拘禁女性の人権”報告書(和文)	2002	第3回「女性と司法」専門家会議の報告書。この会議は「拘留所、刑務所等の拘禁施設における女性の処遇」をテーマにマレーシアのペナンで開催した。
第3回女性と司法専門家会議“被拘禁女性の人権”報告書(英文)	2002	第3回「女性と司法」専門家会議の報告書。この会議は「拘留所、刑務所等の拘禁施設における女性の処遇」をテーマにマレーシアのペナンで開催した。
女性と司法ガイドライン(和文)（英文）	2003	2004年1月、インドで開催された国際会議「女性と司法」の報告書。NGOや国際機関の参加者が集い、各国の司法制度関係者に提案するための「女性にとって公平な制度」のガイドラインを作成した。

タイトル	年度	内容
冊子「女性と司法——アジア女性基金の取り組み」	2004	司法制度における女性差別を重大な問題と位置づけ、「女性と司法」をテーマに過去4回、国際専門家会議および公開フォーラムを実施。本冊子はそのまとめである。

## 9. 武力紛争下での女性の人権侵害

タイトル	年度	内容
軍事主義“フェミニストの視点から見た女性に対する暴力”	1996	フィリピン人従軍慰安婦が第2次世界大戦中に被った被害および現代のフィリピンにおける女性に対する暴力の被害を、軍事主義の問題という観点から研究したものである。
女性に対する暴力 戦時における軍の性奴隷制度問題に関して“戦時における軍の性奴隷制度問題に関して、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国及び日本への訪問調査に基づく報告書”	1997	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミは、「戦時における軍の性奴隷制度問題」の調査をテーマに、1995年7月18日から27日にかけて、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国および日本の3カ国を訪問した。本書は、ラディカ・クマラスワミ同特別報告者によるその報告書の付属文書。
京都国際専門家会議及び公開フォーラム 報告書(和文)	1999	1999年9月14、15日、京都市において開催した専門家会議「武力紛争下における女性の人権」、公開フォーラム「女性と暴力」の報告書。
京都国際専門家会議及び公開フォーラム 報告書(英文)	1999	1999年9月14、15日、京都市において開催した専門家会議「武力紛争下における女性の人権」、公開フォーラム「女性と暴力」の報告書。
女性に対する暴力“武力紛争時において国家が犯した、あるいは(および)黙認した女性に対する暴力”	2001	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミが、2001年3月、国連人権委員会に提出した武力紛争時において国家が犯した、あるいは(および)黙認した女性に対する暴力報告書(1997年～2000年)。
女性に対する暴力“女性の人権とジェンダーの視点の統合・各国政府と交換した文書”	2002	国連人権委員会特別報告者ラディカ・クマラスワミが行った、女性が女性であるがゆえに暴力や威嚇を受けているとされる事件の調査分析の結果である。本報告書には、各国別に、全体的および個々の申し立ての概要と政府に対する緊急アピールと、その回答がまとめられている。
報告書 国際専門家会議・公開フォーラム「女性に対する暴力——『戦争と女性』」(和文)	2003	国際専門家会議・公開フォーラム「戦争と女性」(2003年12月、大阪)の報告書。司法・教育・社会福祉などの専門家が集い、紛争下における女性に対する暴力の実態と復興の取り組みについて報告を行い、復興援助の在り方についても議論を行なった。
報告書 国際専門家会議・公開フォーラム「女性に対する暴力——『戦争と女性』」(英文)	2003	国際専門家会議・公開フォーラム「戦争と女性」(2003年12月、大阪)の報告書。司法・教育・社会福祉などの専門家が集い、紛争下における女性に対する暴力の実態と復興の取り組みについて報告を行い、復興援助の在り方についても議論を行なった。
小冊子「武力紛争下における女性の人権——アジア女性基金の取り組み」	2004	7年間にわたり、専門家からなる「武力紛争下における女性の人権」研究会を開催し、さまざまな角度から法的措置、和解、制度改革、予防などについて議論を継続してきた。本冊子はそのまとめである。

タイトル	年度	内容
道義的責任と和解の実現	2004	2005年1月14日に専門家会議、15日に公開シンポジウムを東京・国連大学で開催。紛争後の和解のために第一線で活動している専門家が参加し、各国の実験の経験を基に議論した報告書。

## 10. HIV / AIDS

タイトル	年度	内容
ジェンダーとHIV/AIDS (和文) “国際専門家会議報告書”	2001	2001年7月24日～26日にわたり、東京で開催された国際専門家会議の報告書。東南アジア諸国においてジェンダーとHIV/AIDS問題に取り組むにあたって、人々の意識の啓発活動や解決策を模索するうえでの課題を探った。
ジェンダーとHIV/AIDS (英文) “国際専門家会議報告書”	2001	2001年7月24日～26日にわたり、東京で開催された国際専門家会議の報告書。東南アジア諸国においてジェンダーとHIV/AIDS問題に取り組むにあたって、人々の意識の啓発活動や解決策を模索するうえでの課題を探った。
在日外国人女性のHIV/AIDS医療・保健へのアクセス	2004	2004年7月、神戸で開催された第7回アジア太平洋地域エイズ国際会議参加者への啓発を目的に、鶴田浩史を中心とした研究班に委託した調査研究の報告書。

## 11. 国際結婚

タイトル	年度	内容
国際結婚におけるタイ人女性の現状“委託調査報告書”	2001	日本人と結婚したタイ人女性が、地域社会において自らの抱える問題にどのように主体的に対応しているかをインタビュー調査した。

## 12. アジア女性基金について

タイトル	年度	内容
女性のためのアジア平和国民基金 (日本語)	1997	アジア女性基金の概要と事業案内。
女性のためのアジア平和国民基金 (中国語)	1998	アジア女性基金の概要と事業案内。
女性のためのアジア平和国民基金 (韓国語)	1998	アジア女性基金の概要と事業案内。
アジア女性基金の事業(リーフレット)	2001	アジア女性基金の概要と事業案内。
女性のためのアジア平和国民基金 (パンフレット)	2001	アジア女性基金の概要と事業案内。
アジア女性基金の事業(リーフレット)	2003	アジア女性基金の概要と事業案内。
女性のためのアジア平和国民基金 (パンフレット)	2003	アジア女性基金の概要と事業案内。
「慰安婦」問題とアジア女性基金 (和文)	2003	アジア女性基金が行ってきた「償い事業」について、これまでの経緯と結果を詳しくまとめた報告書。

タイトル	年度	内容
「慰安婦」問題とアジア女性基金 (英文)	2003	アジア女性基金が行ってきた「償い事業」について、これまでの経緯と結果を詳しくまとめた報告書。
「慰安婦」問題とアジア女性基金 (和文・英文)	2006	2003年度に刊行した「慰安婦」問題とアジア女性基金の改訂版。アジア女性基金が行ってきた「償い事業」について、これまでの経緯と結果を詳しくまとめた報告書。
アジア女性基金 回顧録	2006	アジア女性基金の設立、事業の骨格づくりに貢献した政治家、政府関係者、呼びかけ人、理事、運営審議会委員、評議員、各国・地域で事業を支えた協力者などから、当時の様子や思い出などをインタビューし、まとめた回顧録。
「女性の人権」とアジア女性基金	2006	アジア女性基金が行ってきた「女性尊厳事業」について、これまでの経過と結果を詳しくまとめた報告書。「女性の人権」について、アジア女性基金が果たした役割と評価を踏まえ、国際社会の一員として、今後、日本がこの問題にどのように取り組みべきかを考える。

### 13. ビデオ

タイトル	年度	内容
ふりかえれば未来が見える“問いかける元「慰安婦」たち”	1995	「慰安婦」問題について、街頭インタビューや被害者の証言映像をもとにして現状や課題などをまとめたもの。
女性のためのアジア平和国民基金の歩み	1996	アジア女性基金設立の背景と目的、事業内容について資料映像や関係者へのインタビューをもとにしてまとめたもの。
「語りはじめた女性たち…」	1997	現代も続く女性への差別や搾取について、当事者の証言や映像をもとに問題を提起。
ドメスティック・バイオレンス どうして私を殴るのですか	1999	夫やパートナーから暴力的対応を受けた場合、それを犯罪として認識し、その危険から身を守るための方法を紹介するビデオ。
わたしを殴らないで	1999	テレビ番組「わたしをなぐらないで」(テレビ東京 2000年3月26日16:00～16:54)を制作放映し、ビデオ化したもの。
ドメスティック・バイオレンス 家庭内における女性と子どもへの影響	2000	DVが、女性や子どもへどのような影響を引き起こしているのかを具体的な証言や事例を通して紹介したビデオ。
いま、私たちの問題として 女性たちと戦争そして暴力～“アジア女性基金の活動から”	2000	テレビ番組「いま、私たちの問題として 女性たちと戦争そして暴力」(CS・ケーブルテレビ・朝日ニュースター 2000年10月7日(土) 16:00～18:00)を制作放映し、ビデオ化したもの。
ドメスティックバイオレンス 子どもたちは、いま	2000	テレビ番組「ドメスティックバイオレンス 子どもたちは、いま」(テレビ東京 2000年12月24日16:55～17:20)を制作放映し、ビデオ化したもの。



# 援助者育成のためのワークショップ

## 1998年度(平成10年度)

テーマ	講師	開催場所
女性に対する暴力・性的虐待 『当事者の立場にたったサポートとは』～カナダの実践と日本の現状～	マギー・ジューグラール(カナダ ジャスティス・インスティテュート、クリニカル・カウンセラー)	大阪府 東京都

## 1999年度(平成11年度)

研修	講師	開催場所
女性に対する暴力・性的虐待 ～基礎的知識と対応～	吉永陽子(長谷川病院・精神科医)、池上千寿子(慶応大学非常勤講師)、稲川美也子(精神科医)、木村弓子(武蔵野女子大学臨床心理士)、大山みち子(武蔵野女子大学臨床心理士)、小西聖子(武蔵野女子大学臨床心理士)	東京都
女性に対する暴力・性的虐待 ～電話での対応～	フェミニストセラピーなかま・いのちの電話	東京都
女性に対する暴力・性的虐待 『援助者が直面する問題と対策』 ～カナダのケース・あなたのケース～	マギー・ジューグラール(カナダ ジャスティス・インスティテュート、クリニカル・カウンセラー)	東京都 愛知県

## 2000年度(平成12年度)

テーマ	講師	開催場所
DV ～家庭内における女性と子どもへの影響～	吉永陽子(長谷川病院・精神科医)、加茂登志子(東京女子医大精神科医)、信田さよ子(原宿カウンセリングセンター)、園田雅代(創価大学教授)、関野真理子(ことぶき研究所長・セラピスト)、後藤弘子(富士短期大学助教授)	北海道 東京都

## 2001年度(平成13年度)

テーマ	講師	開催場所
DV ～暴力の連鎖を断つために～	エリン・ガルヴィン(米国Eastcoast Domestic Violence Programシェルター・カウンセリングコーディネーター)、与那覇・てい子・トウシ(米国精神保健センターケースマネージャー・性犯罪被害者対象セラピスト)、田村毅(精神科医・東京学芸大学助教授)、米山奈奈子(東海大学講師)、長谷川博一(東海女子大学大学院教授・臨床心理士)、吉永陽子(長谷川病院・精神科医)、竹前ルリ(家庭問題情報センター相談員)	東京都 岐阜県 山口県 茨城県 熊本県 滋賀県

2002年度(平成14年度)

テーマ	講師	開催場所
医療現場におけるDVの早期発見と他機関への連携	エレイン・アルバート(アメリカボストン大学助教授)	東京都
相談援助技術を高めるために	田村毅(精神科医・東京学芸大学助教授)、米山奈奈子(東海大学講師)、北山秋雄(長野看護大学教授)、鮎川葉子(エイズを伝えるネットワークTENCAI代表)、後藤裕(ネルフェンクリニック 精神科医)、与那覇・てい子・トウシー(米国精神保健センターケースマネージャー・性犯罪被害者対象セラピスト)、遠藤みち恵(フェミニストカウンセリング“なかま”臨床心理士)	島根県 新潟県 熊本県 岐阜県 北海道
DV ～家庭内で暴力を目撃して育った子どもへの対応～	ショバ・アイヤール(マレーシアWAOソーシャルワーカー)、ブレマ・デバラジェ(同WCCコンサルタント・トレーナー)	東京都 愛媛県

2003年度(平成15年度)

テーマ	講師	開催場所
医療現場におけるDVの早期発見と他機関への連携	田村毅(精神科医・東京学芸大学助教授)、宮地尚子(精神科医・一橋大学助教授)、加藤治子(阪南中央病院産婦人科部長)、竹下小夜子(精神科医・さよメンタルクリニック院長)、吉永陽子(長谷川病院・精神科医)	東京都 広島県 愛媛県 大阪府 神奈川県 石川県
DVの早期発見と暴力の未然防止	山口のり子(アウェア代表)	岡山県
十代の子どもたちに伝えよう! アサーティブなコミュニケーションスキル「暴力なんてふるわない! 暴力なんてふるわれない!」	アニータ・ロバーツ(カナダSafe Teen代表)	福岡県 東京都

2004年度(平成16年度)

テーマ	講師	開催場所
ファシリテーター養成講座	マギー・ジークラー(カナダ・ジャスティス・インスティテュートクリニカル・カウンセラー)	京都府 東京都
医療現場におけるDVの早期発見と他機関への連携	米山奈奈子(秋田大学医学部保健学科・助教授)、竹下小夜子(精神科医・さよメンタルクリニック院長)、大山みち子(武蔵野大学・大学院助教授)、市原わかゆ・木藤裕子(武蔵野大学心理臨床センター相談員)、木村弓子(武蔵野大学心理臨床センター・主任カウンセラー)、金城理枝(ティーンエイチ・ピーメディカルクリニック・サイコセラピスト)、樫本真聿(愛媛大学医学部附属病院/医療福祉支援センター副センター長)、甲村弘子(大阪樟蔭女子大学・人間科学部教授)	青森県 鹿児島県 神奈川県 愛媛県
10代の若者に向けた暴力未然防止プログラム	アニータ・ロバーツ(カナダ・Safe Teen代表)、ビル・ポオツォボン(カナダ・Safe Teenファシリテーター)	沖縄県 東京都 神奈川県 埼玉県

# 国際会議、シンポジウム

## 1996年度(平成8年度)

テーマ	講師	開催場所	報告書
国際シンポジウム 「女性の人権とは」	金平輝子(前東京都副知事・アジア女性基金理事)、名取はにわ(総理府大臣官房男女共同参画室長)、サビットリィ・グナセケラ(コロンボ大学)、ラシム・アルワリア(国際赤十字・赤新月社連盟)、サルマ・ソバーン(バングラディシュ人権と法律扶助センター ASK)、山下泰子(文京女子大学)、ミーラ・コサンビイ(SNDT女子大学女性学研究センター)、キエン・セレイ・ファル(カンボジア女性開発協会)、オーロラ・デ・ディオス(国際女性差別撤廃委員会委員)、イムラナ・ジャラルル(太平洋地域人権教育専門家)、林陽子(弁護士)、竹村泰子(参議院議員、党内戦後50年問題特別委員会副委員長)	東京都	和文・ 英文

## 1998年度(平成10年度)

テーマ	講師	開催場所	報告書
シンポジウム 「女性に対する暴力・性的虐待当事者の立場にたったサポートとは ～カナダの実践と日本の現状～」	マギー・ジューグラー(カナダ ジャスティス・インスティテュート、クリニカル・カウンセラー)	東京都 大阪府	和文
セミナー 「人権と女性」	ハリマ・E・ワルザジ(国連人権小委員会 奴隷制作業部会委員長)	東京都	和文

## 1999年度(平成11年度)

テーマ	講師	開催場所	報告書
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンスは許さない」	後藤裕(山形市立病院)、樋口由美子(弁護士)、前田照子(民間シェルター)、吉田正子(山形県警察本部少年課)	山形県	なし
DVセミナー 「夫・恋人からの女性への暴力をなくそう」	前田照子(民間シェルター)、野田美穂子(弁護士)、桜井恵子(葛飾区女性相談員)、有馬真喜子(アジア女性基金理事)	東京都	なし
DVセミナー 「一人で苦しまないで ～家庭内の暴力も犯罪です～」	武田紀(高知ボランティアビューロー)、木本裕(高知地方法務局)、前田照子(民間シェルター)、友田尋子(大阪市立大学看護短期大学部助教授)	高知県	なし

テーマ	講師	開催場所	報告書
DVセミナー 「女性への暴力のない社会をめざして」	前田照子(民間シェルター)、十亀光子(三重県女性相談所)、猪野亜朗(三重県こころの医療センター医長)、有馬真喜子(アジア女性基金理事)	三重県	なし
DVセミナー 「女性への暴力のない社会をめざして」	樋口由美子(弁護士)、前田照子(民間シェルター)、梶山寿子(ジャーナリスト)	東京都	なし
シンポジウム 「女性と性とHIV」	林るり(ぶれいす東京、ウィメンズプロジェクトでホームページを担当)、北山照子(厚生省エイズ対策指針検討委員会委員。医療関係専門職への講演、啓発活動も行う)	東京都	なし
シンポジウム 「知っておきたい児童買春・児童ポルノ問題～守ろう!子どもの人権」	ピティット・ムンターボーン(タイ・チュラロンコン大学教授、元国連人権委員会子どもの人権特別報告者)、飯盛豊(サイバー・エンジェルズ日本代表)、ビデオメッセージ マリ・クリスティーン(アジアの女性と子どもネットワーク代表)	福岡県	和文

## 2000年度(平成12年度)

テーマ	講師	開催場所	報告書
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響～」	吉永 陽子(精神科医)、村田 恵子(ウィメンズネット旭川代表)、高本 美明(北海道立女性相談援助センター・判定課長)、松田 瑞穂(アジア女性基金業務部長)	北海道	なし
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響～」	後藤裕(精神科医)、友田 尋子(大阪市立大学看護短期大学部助教授)、佐々木 宏司(宮城県婦人相談所長)、南雲 聡樹(映像プロデューサー)	宮城県	なし
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響～」	秋山 宇代(浦和児童相談所・児童福祉司)、高倉 富美子(埼玉県婦人相談センター・専門調査員)、小宮 純一(埼玉新聞記者)、松田 瑞穂(アジア女性基金部長)	埼玉県	なし
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響～」	吉廣 紀代子(ノンフィクションライター)、大石 英二(静岡県東部児童相談所専門監)、関野 真理子(ことぶき研究所・所長、セラピスト)	静岡県	なし
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響～」	信田 さよ子(原宿カウンセリングセンター・所長、臨床心理士)、吉廣 紀代子(ノンフィクションライター)、米田 弘枝(東京都女性相談センター・臨床心理士)、倭文 真智子(東京都足立児童相談所・臨床心理士)、松田 瑞穂(アジア女性基金・業務部長)	東京都	なし

テーマ	講師	開催場所	報告書
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響～」	吉廣 紀代子(ノンフィクションライター)、山口 恵美子(社団法人家庭問題情報センター・事務局長)、佐々木 祐生(まこと保育園・園長)、松田 瑞穂(アジア女性基金業務部長)	千葉県	なし
公開フォーラム・専門家会議 「ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには」	アベガ・ビショップ(国際女性開発機関)、マ・グオ・アン(北京大学)、シャミマ・アリ(フィジー女性緊急避難センター)、シャムシア・アチマッド(APECの女性リーダーネットワーク)、プルニアンティ(女性に対する暴力根絶協会)、アイビー・ジョシア(女性緊急避難センター)、ロゼル・リー・リベラ(フィリピン大学)、カミナ・グナラトゥナ(スリランカ公開大学)、ピラダ・ソムソフ(チェンマイ大学女性学研究所)、有馬 真喜子(アジア女性基金理事、横浜女性協会理事、UNFEM国内委員会副委員長)、江橋崇(法政大学教授)、石川 結花(財団法人 アジア・太平洋人権情報センター)、入澤 啓子(英国ブリストル大学研究生)、大谷 美紀子(弁護士)、大西 祥世(法政大学院生)、中村 文子(大阪大学大学院生)、橋本 ヒロ子(十文字学園女子大学教授、アジア女性基金運営審議委員)、林 陽子(弁護士、アジア女性基金運営審議委員)、前田 照子(礼拝会日本管区管区長、シェルター「ミカエラ寮」前寮長)、房野 桂(国際婦人年連絡会国際部担当、前かながわ女性会議代表)	東京都	和文・英文

### 2001年度(平成13年度)

テーマ	講師	開催場所	報告書
DVセミナー 「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	後藤裕(精神科医)、徳永雅子(子どもの虐待センター評議員)、岩政靖子(山口県男女共同参画相談センター所長)、磯野恭子(フリージャーナリスト)	山口県	なし
DVセミナー 「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	藤森和美(聖マリアンナ医学研究所カウンセリング部部長)、三井嘉雄(弁護士)、山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、田辺正勝(大分合同新聞取締役)	大分県	なし
DVセミナー 「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	内藤和美(パース看護短期大学教授)、岩井利光(県立女性保護施設「千種寮」寮長)、田中良(「人間と性」教育支援センター所長)	岐阜県	なし

テーマ	講師	開催場所	報告書
DVセミナー 「ジェンダーとDV～女性への暴力と女性問題解決のために～」	米山奈奈子(東海大学講師)、伊勢悦子(徳島県女性保護対策協議会会長)、宮崎房子(徳島県男女共同参画プラザ所長)	徳島県	なし
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス～夫や恋人からの暴力～」	内藤和美(群馬パース看護短期大学教授)、富岡恵美子(弁護士)、木村弓子(武蔵野女子大学心理臨床センターカウンセラー)	群馬県	なし
DVセミナー 「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	長谷川博一(臨床心理士・東海女子大学教授)池田桂子(弁護士)、安藤明夫(中日新聞生活部記者)、橋本ヒロ子(十文字女子大学)	愛知県	なし
DVセミナー 「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	山本伸夫(北海道新聞論説委員)、長谷川博一(臨床心理士・東海女子大学教授)、田村毅(学芸大学)、菊地秀子(婦人相談員)	北海道	なし
DVセミナー 「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、松本周子(県婦人相談員協議会会長)、山本好郎(県弁護士会両性の平等委員会)児島達美、(長崎純心大学教授)	熊本県	なし
DVセミナー 「DV その理解と実際の対処のために」	親家 和仁(内閣府男女共同参画局推進課暴力対策担当課長補佐)、山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、三上久美子(青森市男女共同参画プラザ館長)、前田照子(ミカエラ寮前施設長)	青森県	なし
DVセミナー 「DVとどう向き合うか」	土井真知(内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官)、山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、高橋啓子(滋賀県)	滋賀県	なし
シンポジウム 「子供の人権、大人の課題」	ロン・オグレディ(国際エクパット名誉議長)、サンバシット・クンプラバント(タイ子どもの権利保護センター代表)、メルセディタス・グチャレス(フィリピン司法省事務次官・弁護士)、江橋崇(法政大学法学部教授)	神奈川県	なし
公開フォーラム・国際専門家会議 「ジェンダーとHIV/AIDS」	カンボジア、ベトナム、ラオス、タイ、フィリピン、インド、UNDP、WHO、ジョイセフ、SWASH	東京都	和文・英文

## 2002年度(平成14年度)

テーマ	講師	開催場所	報告書
DVセミナー 「家庭内で暴力はなぜ起きるのか ～ドメスティック・バイオレンスと子ども虐待の心理～」	西澤哲(大阪大学人間学部助教授)、内藤和美(群馬パース看護短期大学教授)、北克巳(和歌山市男女共生推進室職員)、片岡玉恵(ウィメンズネット和歌山代表)	和歌山県	なし
DVセミナー 「家庭内で暴力はなぜ起きるのか ～ドメスティック・バイオレンスと子ども虐待の心理～」	徳永雅子(徳永家族問題相談室長)、村長靖(いばらき子どもの虐待防止ネットワーク「あい」運営委員)、マリー・フレデリクセン・奥井(英会話講師)、三富和代(ジャーナリスト)	茨城県	なし

テーマ	講師	開催場所	報告書
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」	友田尋子(大阪市立大学看護短期大学部助教授)、奥藤久男(新居浜警察署生活安全課長)、川畑真理子(とよなか男女共同参画推進センター相談担当主任)、シヨバ・アイヤール(マレーシアWAOソーシャルワーカー)、ブレマ・デバラジェ(マレーシアWCCコンサルタント・トレーナー)	愛媛県	なし
DVセミナー 「虐待・暴力の及ぼす影響 ～女性と子どもの心のケアに携わって～」	与那覇・てい子・トウシー(米国ニュージャージー州精神保健センターケースマネージャー・性犯罪被害者対象セラピスト)	北海道	なし
DVセミナー 「DVの心理を理解し、その支援に挑む～支援者が乗り越えなくてはならない心の壁～」	長谷川博一(東海女子大学助教授・臨床心理士・大学付属心理教育相談室長)	徳島県	なし

### 2003年度(平成15年度)

テーマ	講師	開催場所	報告書
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス ～離婚を悩んでいる人が、あなたの身近にいるかもしれない～」	川畑真理子(とよなか男女共同参画推進センター事業課相談担当主任)	東京都	なし
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス ～保護命令ってなに?～」	横山幸子(弁護士)、兜森和夫(白百合ホーム施設長)、山下博子(秋田DVを考える会会長)、藤原由美子(女性相談所所長)、工藤徹(秋田県警察本部生活安全部安全企画課課長補佐)	秋田県	なし
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス ～離婚を悩んでいる人が、あなたの身近にいるかもしれない～」	山口恵美子(社団法人家庭問題情報センター理事)	東京都	なし
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス ～保健医療現場における早期発見と他機関への連携～」	田村毅(東京学芸大学教授・精神科医)、川合静子(財団法人えひめ女性財団職員・愛媛県女性総合センター相談担当主任)、谷本圭吾(味酒心療内科、精神保健福祉士)、渡邊千尋(アジア女性基金)	愛媛県	なし
DVセミナー 「ドメスティック・バイオレンス 暴力を二度と繰り返さないために ～いま、そして未来に向けて～」	山口のり子(DV行動変革プログラムファシリテーター)、横山幸子(弁護士)・早崎肇(栃木中央児童相談所 臨床心理士) 江田優子	栃木県	なし
DVセミナー 「密室のなかの暴力」	安藤由紀(フェミニストカウンセラー、PEACE暴力防止トレーニングセンター理事)、後藤 晶子(国立肥前療養所精神科医師 家族精神医学研究室室長)	佐賀県	なし

テーマ	講師	開催場所	報告書
DVセミナー 「愛という名の支配 ～家族関係とDV～ DVからみる夫婦、子どものかかわり」	竹下小夜子(さよウィメンズ・メンタル クリニック院長・精神科医)	北海道	なし
大学生に向けたシンポジウム 「ジェンダーと暴力」	金香百合(HEALホリスティック教育実 践研究所所長)、野坂祐子(武蔵野大学 心理臨床センター、臨床心理士)、兵藤 智佳(ぶれいす東京スタッフ、早稲田大 学客員研究員)	東京都	和文
海外講師によるセミナー 「なぜ傷つけてしまうのか ～暴力未然 防止教育の可能性～」	アニータ・ロバーツ(「SafeTeen」代表)、 原健一(メンズサポートふくおか)	福岡県	なし
海外講師によるセミナー 「暴力なんてふるわない! 暴力なんてふる われない!」	アニータ・ロバーツ(「SafeTeen」代表)、 味沢道明(メンズサポートルーム)	静岡県	なし

## 2004年度(平成16年度)

テーマ	講師	開催場所	報告書
シンポジウム 「岐路に立つDV支援—NPO・行政・企 業のパートナーシップ」～過去10年を 振り返り、今後への提言を行う～	坂東眞理子(昭和女子大学女性文化研究 所長)、田上時子(NPO法人 女性と子ど ものエンパワメント関西理事長)、榎本 真幸(愛媛大学医療福祉支援センター副 センター長)、平井伸治(鳥取県副知事)、 神本美恵子(参議院議員)、鮎川葉子(シ ーズ=市民活動を支える制度をつくる会 スタッフ)、榎本真幸(愛媛大学医療福 祉支援センター副センター長)、片山善 博(鳥取県知事)	大阪府 東京都	和文
シンポジウム 「高校生の性暴力被害実態調査」	兵藤智佳(早稲田大学客員研究員)、野 坂祐子(大阪教育大学学校危機メンタル サポートセンター・講師)、安藤由紀 (PEACE暴力防止トレーニングセンタ ー)、柏崎正雄(NPO法人動くゲイとレ ズビアン会の会)、星井道代(高等学校養 護教諭)	東京都	和文

## 2005年度(平成17年度)

テーマ	講師	開催場所	報告書
シンポジウム 「女性に対する暴力 ～暴力を未然に防 ぐために～」 Let's All Think About How To Stop Violence!	ユリア・アントネラ・モトック(国連人 権促進保護小委員会委員・ブカレスト 大学国際法教授)、番敦子(弁護士)明珍 美紀(毎日新聞社会部記者)、横田洋三 (中央大学法科大学院教授)、有馬真喜 子(アジア女性基金理事)、金城理枝 (THPメディカルクリニック・サイコロ ラピスト)、瀧田信之(湘南DVサポ ートセンター・代表)、千葉まさのり(メ ンズサポートルーム大阪・臨床心理士)、 吉永陽子(長谷川病院・精神科医)	東京都	和文



# アジア女性基金役員等

(2006.10現在)

## 【理事】

	名前	所属
理事長	村山富市	元内閣総理大臣
副理事長	石原信雄	地方自治研究機構理事長、元内閣官房副長官
同	大鷹淑子	元参議院議員
専務理事・事務局長	和田春樹	東京大学名誉教授
理事	有馬真喜子	ジャーナリスト、前国連婦人の地位委員会日本代表
	衛藤滄吉	東京大学名誉教授
	大沼保昭	東京大学教授
	榎本真砂子	全日本自治団体労働組合(自治労)副中央執行委員長
	金平輝子	元東京都副知事
	古賀伸明	日本労働組合総連合会(連合)事務局長
	宮崎勇	大和総研特別顧問、元経済企画庁長官

## 【監事】

	名前	所属
	入山健之助	前駐ハガツニャ日本国総領事、(財)フォーリン・プレスセンター財務管理課長

## 【評議員】

	名前	所属
	赤松良子	元文部大臣
	石原一子	フォーブス日本版・諮問委員
	枝村純郎	元駐ロシア大使
	紀嘉一郎	元総務庁長官官房審議官
	林誠子	日本労働組合総連合会副事務局長
	若菜允子	弁護士

## 【運営審議委員】

	名前	所属
委員長	高崎宗司	中央大学教授、国連大学学長特別顧問
委員	横田洋三	津田塾大学教授
	大門正彦	全日本自治団体労働組合政治政策局長
	野中邦子	弁護士、全国人権擁護委員連合会女性問題委員長
	和田春樹	(理事)

## 元役員

## 【理事】

	名前	所属(就任時)	就任→退任年月
理事長	原文兵衛	元参議院議長	H7.12→H11.9
専務理事・事務局長	伊勢桃代	元国連研修人事政策部長	H9.8→H17.3
理事	金田一郎	(財)長寿社会開発センター理事長	H7.12→H9.3
	堀田力	弁護士元法務省官房長	H7.12→H9.3
	榎本庸夫	自治労副中央執行委員長	H7.12→H9.11
	鷲尾悦也	連合事務局長	H7.12→H9.11
	佐藤康英	自治労副中央執行委員長	H9.11→H11.10
	笹森清	連合事務局長	H9.11→H13.10
	福山真劫	自治労副中央執行委員長	H11.10→H13.10
	岡田謙治	全日本自治団体労働組合副中央執行委員長	H13.10→H17.10
	草野忠義	日本労働組合総連合会(連合)事務局長	H13.10→H17.11
	山口達男	元駐シンガポール大使・スペイン大使	H7.12→H17.9
	下村満子	ジャーナリスト	H7.12→H18.2

## 【監事】

	名前	所属(就任時)	就任→退任年月
	橋本豊	誠美学園常任理事、元総理府学術会議事務局長	H7.7→H17.3

## 【評議員】

	名前	所属(就任時)	就任→退任年月
	高岡完治	元総理府次長	H8.12→H10.7
	熊崎清子	連合副事務局長	H7.12→H12.3
	高島順子	連合副事務局長	H12.3→H13.10
	野田愛子	弁護士	H8.12→H15.3

## 【運営審議委員】

	名前	所属(就任時)	就任→退任年月
	岡本行夫	国際コンサルタント	H7.7→H9.3
	後藤乾一	早稲田大学教授	H7.7→H9.3
	中嶋滋	自治労国際局長	H7.7→H11.10
	和田春樹	東京大学名誉教授、現理事・事務局長	H7.7→H12.10
	笠見猛	政治局長	H7.12→H13.10
	饗庭孝典	日韓文化交流会議委員	H7.7→H15.3
	山口茂記	政治局長	H13.10→H15.12
	橋本ヒロ子	十文字学園女子大学教授	H7.12→H17.3
	林陽子	弁護士	H7.12→H17.3
	山口達男	元駐シンガポール大使・スペイン大使	H7.12→H17.9

(注) 国連：国際連合  
 連合：日本労働組合総連合会  
 自治労：全日本自治団体労働組合

# 「慰安婦」問題、女性の権利に関する動き

## 国際婦人年以降の国内外の動き

2006.10

	女性の権利、国連の動き	日本の動き	「慰安婦」問題
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際婦人年(目標：平等、発展、平和)</li> <li>●国際婦人年世界会議(メキシコシティ)</li> <li>「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人問題企画推進本部設置</li> <li>●婦人問題企画推進本部に参与を設置</li> <li>●婦人問題企画推進本部会議開催</li> </ul>	
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国内行動計画」策定</li> </ul>	
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国立婦人教育会館オープン</li> </ul>	
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> <li>「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>		
昭和56年 (1981年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	
昭和59年 (1984年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和の成果を検討し評価するための世界会議のための国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)地域政府間準備会議(東京)</li> </ul>		
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国籍法」の改正</li> <li>●男女雇用機会均等法の公布</li> <li>●女子差別撤廃条約の批准</li> </ul>	
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充</li> <li>●婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	

国連婦人の十年(1975-1985)

	女性の人権 国連の動き	日本の動き	「慰安婦」問題
昭和62年 (1987年)		●西暦2000年に向けての 新国内行動計画」 策定	
平成元年 (1989年)		●西暦2000年に向けての 新国内行動計画」 策定 ●婦人問題企画推進本部 参加と拡充 ●学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男 女必修等)	
平成2年 (1990年)	●国連婦人の地位委員会 拡大定期 ●国連アジア太平洋経済 社会委員会 (ESCAP) 「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」に関 する第1回見直しと評価に 伴う勧告及び結論」採択		
平成3年 (1991年)		●西暦2000年に向けての 新国内行動計画 (第1次改定)」策定 ●「育児休業法」の公布	
平成4年 (1992年)			●朝鮮半島出身者のい わゆる従軍慰安婦問題 に関する加藤紘一内閣 官房長官発表(7月6日)
平成5年 (1993年)	●世界人権会議「ウィ ーン宣言及び行動計画」 採択 ●国連総会「女性に 対する暴力撤廃宣言」採 択		●慰安婦関係調査結果 発表に関する河野洋平 内閣官房長官談話(8月 4日) ●慰安婦関係調査結果 発表に関する内閣官房 内閣外政審議室発表(8 月4日)
平成6年 (1994年)	●「開発と女性」に関 する第2回アジア・太平 洋大臣会議(ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び 行動計画」採択	●男女共同参画室設置 男女共同参画審議会 設置(政令) 男女共同参画推進本部 設置	●戦後50年に向けて 村山富布内閣総理大臣 談話(8月31日) ●いわゆる従軍慰安婦 問題についての第一次 報告(与党戦後50年問 題プロジェクト従軍 慰安婦問題等小委員 会 12月7日)

	女性の人権	国連の動き	日本の動き	「慰安婦」問題
平成7年 (1995年)		●第4回世界女性会議開催(催一平等、開発、平和のための行動(北京)) 「北京宣言及び行動綱領」採択	●「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	●「戦後50周年」国会決議(衆議院本会議・6月9日) ●「基金」構想と事業に関する五十嵐広三内閣官房長官発表(6月14日) ●村山内閣総理大臣による「女性のためのアジア平和国民基金」発足の挨拶(7月18日)
平成8年 (1996年)			●男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ●男女共同参画推進連携会議(えががりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	●「女性のためのアジア平和国民基金」への拠金呼びかけ文(7月18日) ●「女性のためのアジア平和国民基金」の行う事業についての閣議了解(8月11日) ●「戦後50周年」村山内閣総理大臣談話(8月15日) ●第4回世界女性会議(北京)野坂浩賢内閣官房長官首席代表演説(9月5日)
平成9年 (1997年)			●男女共同参画審議会設置(法律) ●「男女雇用機会均等法」の改正 ●「介護保険法」の公布	●フィリピンで、はじめての内閣総理大臣のお詫びの手紙を「慰安婦」の方へお渡し(8月14日) ●アジア女性基金事業に関し政府の法的立場(10月)
平成10年 (1998年)			●男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申 ●男女共同参画社会基本法)公布、施行	●内閣総理大臣発オランダ国コック首相書簡要旨(7月15日)
平成11年 (1999年)			●男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ●男女雇用機会均等法の改正-事業主にセクハラ防止措置の義務(4月) ●児童買春・児童ポルノ禁止法施行(11月)	

	女性の人権	国連の動き	日本の動き	「慰安婦」問題
平成12年 (2000年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)</li> <li>●国連安全保障理事會決議1325号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的な方針について」答申</li> <li>●男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」答申</li> <li>●男女共同参画基本計画」策定</li> <li>●男女共同参画推進本部において「男女共同参画週間について」決定</li> <li>●ストーカー規制法施行(11月)</li> <li>●児童虐待防止法施行(12月)</li> <li>●男女共同参画会議設置</li> <li>●男女共同参画局設置</li> <li>●DV防止法の施行(10月)</li> <li>●省庁再編。男女共同参画室が男女共同参画局に拡充(1月)</li> <li>●改正DV防止法施行(12月)</li> <li>●改正児童買春・児童ポルノ禁止法の施行(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性のためのアジア平和国民基金」に関する中川秀直内閣官房長官記者会見要旨(9月1日)</li> <li>●田中眞紀子外務大臣発オランダ事業実施委員会(PICN)幹部宛書簡要旨(7月6日)</li> <li>●外務報道官談話 オランダにおける「女性のためのアジア平和国民基金」の「償い事業」の終了について(7月13日)</li> </ul>
平成13年 (2001年)				
平成16年 (2004年)				
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」ESCAPハイレベル政府間会合)概要と評価を公表(3月14日)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●改正児童虐待防止法施行(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●村山富市理事長記者会見 アジア女性基金の現状と今後について(1月24日)</li> <li>●アジア女性基金の解散方針発表について 山崎正昭内閣官房副長官記者発表(1月24日)</li> <li>●いわゆる従軍慰安婦問題に対する日本政府の施策(2月)</li> <li>●「戦後60周年」国会決議(衆議院本会議、8月4日)</li> <li>●「戦後60周年」内閣総理大臣談話(8月15日)</li> </ul>
平成19年 (2007年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>●インドネシアでの事業終了(3月)</li> <li>●アジア女性基金解散(3月末日)</li> </ul>

※内閣府男女共同参画局のHP 参考



## 関係資料

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

女性に対する暴力の撤廃に関する宣言

ウィーン宣言及び行動計画

国連安全保障理事決議1325号

第4回世界女性会議における野坂浩賢主席代表演説



# 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択1979年（昭和54年）国連第34回総会

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重す

ることが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置

をとること。

- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

## 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定す

ること。

- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適

当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

#### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

##### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。



#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの

条約の改正を要請することができる。

- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

# 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言

国連総会決議、48/104、1993年12月

総会は、

すべての人間の平等、安全、自由、保全および尊厳に関する権利および原則の女性に対する普遍的適用の緊急な必要性を認識し、

これらの権利および原則が世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際人権規約、経済的、社会的および文化的権利に関する国際人権規約、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、および拷問その他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰を禁止する条約を含む国際文書に掲げられていることに留意し、

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の実効的な履行が女性に対する暴力の撤廃に貢献するであろうことおよびこの決議に定める女性に対する暴力の撤廃に関する宣言がこの過程を補強することを承認し、

女性に対する暴力が、女性に対する暴力を根絶するために一連の措置を勧告した女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略で認められているように、平等、発展および平和の達成にとって、および、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の完全な履行にとって障害であることを憂慮し、

女性に対する暴力が人権および基本的自由の女性による享受を侵害し、害しまたは無効にすることを確認し、および、女性に対する暴力に関してこれらの権利および自由を保護し促進することが長年にわたりなされてこなかったことを憂慮し、

女性に対する暴力は、男性が女性を支配および差別し、女性の完全な発展を妨げる結果となった男女間の不平等な力関係を歴史的に明らかに示すものであること、および、女性に対する暴力は、女性が男性に比べて従属的地位に置かれることを余儀なくさせる重大な社会的構造の一つであることを承認し、

少数者グループに属する女性、先住民の女性、難民の女性、移民女性、農村または遠隔地域に住む女性、貧困な女性、施設または拘禁中の女性、女兒、障害を有する女性、老齢女性および武力紛争下にいる女性など、いくつかの女性の集団が特に暴力を受けやすいことを憂慮し、

家庭および社会における女性に対する暴力は、収入、階級および文化の境界を越えて蔓延しており、従って、その発生を除去するために緊急かつ効果的な手段によってこれと対抗しなくてはならないことを、その付属書類で承認した1990年5月24日の経済社会理事会決議1990/15を想起し、

経済社会理事会が女性に対する暴力の問題を明示に扱う国際文書の枠組みの発展を勧告した1991年5月30日の経済社会理事会決議1991/18をさらに想起し、

女性運動が女性に対する暴力の問題の性質、深刻性および重要性に対する注意をますます

す喚起させることに果たした役割を歓迎し、

社会における法的、社会的、政治的および経済的平等を達成する女性の機会が、とりわけ継続的かつ特有の暴力によって制限されていることに警戒し、

上記に鑑み、女性に対する暴力の明白かつ包括的な定義、あらゆる形態の女性に対する暴力の撤廃を確保するために適用されるべき諸権利の明白な表明、国家責任に関する国家による公約、および、女性に対する暴力の撤廃に向けた国際社会全般による公約が必要であることを確信し、

女性に対する暴力の撤廃に関する宣言を次のとおり厳粛に公布し、この宣言が一般に知られ尊重されるようになるためにあらゆる努力がなされることを強く勧告する。

### 第1条

この宣言の適用上、「女性に対する暴力」とは、性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なるおそれのあるものをいう。

### 第2条

女性に対する暴力は、以下のものを含む（ただし、これに限定されない）と理解される。

- (a) 家庭において発生する身体的、性的および心理的暴力であって、殴打、世帯内での女兒に対する性的虐待、持参金に関連する暴力、夫婦間における強姦、女性の生殖器切断およびその他の女性に有害な伝統的慣行、非夫婦間の暴力および搾取に関連する暴力を含む。
- (b) 一般社会において発生する身体的、性的および心理的暴力であって、職場、教育施設およびその他の場所における強姦、性的虐待、セクシュアル・ハラスメントおよび脅迫、女性の売買および強制売春を含む。
- (c) どこで発生したかを問わず、国家によって行なわれるまたは許される身体的、性的および心理的暴力。

### 第3条

女性は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、すべての人権および基本的自由の平等な享受と保護を受ける権利を有する。これらの権利は、とりわけ、以下のものを含む。

- (a) 生命に対する権利
- (b) 平等に対する権利
- (c) 身体的自由と安全に対する権利
- (d) 法の下での平等な保護に対する権利
- (e) あらゆる形態の差別から自由である権利
- (f) 到達可能な最高水準の身体的および精神的健康に対する権利

- (g) 公正かつ良好な労働条件に対する権利
- (h) 拷問またはその他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を受けない権利

#### 第4条

国家は、女性に対する暴力を非難すべきであり、その撤廃に関する義務を回避するために、いかなる慣習、伝統または宗教的考慮をも援用するべきではない。国家は、女性に対する暴力を撤廃する政策をすべての適切な手段によりかつ遅滞なく追求し、この目的のために、以下のことをするべきである。

- (a) あらゆる形態の女性に対する差別の撤廃に関する条約が未批准である場合は、これを批准またはこれに加入すること、または、この条約に対する留保を撤回することを考慮すること。
- (b) 女性に対する暴力に関与することを控えること。
- (c) これらの行為が国家によってなされるか私人によってなされるかを問わず、女性に対する暴力行為を防止し、調査しおよび国内法に従って処罰するために相当の注意を払うこと。
- (d) 暴力を受けた女性に対して引き起こされる権利侵害を処罰し救済するために、国内立法において刑法上、民法上、労働法上および行政法上の制裁を発展させること。暴力を受けた女性は司法手続きを利用する権利が与えられ、かつ、国内立法によって規定されているように、受けた損害に対する公正かつ実効的な救済を利用する権利が与えられるべきである。国家は、また、かかる手続きを通じて救済を求める権利を女性に知らせるべきである。
- (e) あらゆる形態の暴力に対する女性の保護を促進するために国内行動計画を発展させる可能性を考慮すること、または適当な場合には、非政府間組織、特にこの問題に関心のある非政府間組織によって与えられうる協力を考慮にいれ、既存の計画の中にこのための規定を含ませることを考慮すること。
- (f) あらゆる形態の暴力に対する女性の保護を促進する防止的アプローチおよび法的、行政的および文化的性質のあらゆる措置を包括的に発展させること、および、性に敏感でない法、慣行またはその他の干渉のために女性が再び被害者とならないことを確保すること。
- (g) 利用可能な手段に照らして実行可能な最大の範囲で、必要な場合には、国際協力の枠組みの範囲内で、暴力を受けた女性および適当な場合にはその子どもが、援助体制と同様に、リハビリテーション、育児および子どもの扶養における援助、治療、カウンセリング、保健および社会的サービス、施設およびプログラム等の特別な援助が受けられるように確保するために活動すること。
- (h) 女性に対する暴力の撤廃に関する国家活動のための適当な財源を政府予算の中に入れておくこと。
- (i) 法の執行官および女性に対する暴力を防止し、調査しかつ処罰するための政策履行

の責任を有する公務員が女性のニーズに敏感になるための訓練を受けることを確保するための措置をとること。

- (j) 男女の社会的および文化的行動パターンを修正し、両性のいずれか一方の劣等性または優越性の観念および男女の定型化された役割を基礎とする偏見、慣習的慣行およびその他の慣行を撤廃するために、特に教育の分野において、すべての適当な措置をとること。
- (k) 女性に対する様々な形態の暴力の蔓延に関する、特に家庭内暴力に関する調査を促進し、資料を収集し、統計を編集すること、および、女性に対する暴力の原因、性質、重大性および結果に関する調査および女性に対する暴力を防止し救済するために実行された措置の有効性に関する調査を奨励すること。これらの統計および調査の成果は公表される。
- (l) 特に暴力を受けやすい女性に対する暴力の撤廃に向けた措置をとること。
- (m) 関連する国連の人権文書の下で要求される報告書の提出に当たっては、女性に対する暴力に関する情報およびこの宣言を履行するためにとられた措置を報告書の中に含めること。
- (n) この宣言に規定された原則の履行を助けるために適切なガイドラインの発展を奨励すること。
- (o) 女性に対する暴力の問題を知らしめかつ問題を多少とも解決することにおいて、世界中の女性運動および非政府間組織の重要な役割を承認すること。
- (p) 女性運動および非政府間組織の仕事に便宜を与えかつ向上させること、および、それらと地方、国内および地域レベルで協力すること。
- (q) 適当な場合には、プログラムの中に女性に対する暴力の撤廃を含ませるように、加盟している政府間の地域組織を奨励すること。

## 第5条

国連システムの諸機関および専門機関は、それぞれの権限ある分野の範囲内で、この宣言に規定された権利および原則の承認および実現化に貢献すべきであり、とりわけ、このために以下のことをするべきである。

- (a) 暴力を撲滅するための地域的戦略を定義し、経験を交換しおよび女性に対する暴力の撤廃に関するプログラムに資金を供給するために国際的および地域的協力を育成すること。
- (b) 女性に対する暴力の撤廃の問題がすべての人々の間で認識され意識が高められるために、会合およびセミナーを後援すること。
- (c) この問題と効果的に取り組むために人権条約機構間の国連システム内の協力および交流を育成すること。
- (d) 世界の社会状況についての定期的報告書等の社会的傾向と問題を扱う国連システムの諸機関による分析の中に、女性に対する暴力の傾向についての考察を含ませること。

- (e) 女性に対する暴力の問題、特に、暴力を受けやすい女性の集団に関する問題を、進行中のプログラムに組み入れるために国連システムの諸機関の間の調整を促進すること。
- (f) ここで述べられた措置を考慮し、女性に対する暴力に関するガイドラインまたはマニュアルの作成を促進すること。
- (g) 人権文書の履行に関する任務の遂行において、適当な場合は、女性に対する暴力の撤廃の問題を検討すること。
- (h) 女性に対する暴力に取り組む非政府間組織と協力すること。

#### 第6条

この宣言のいかなる規定も、一国の法令または一国について効力を有する国際条約または国際文書に含まれる女性に対する暴力の撤廃に、より貢献するいかなる規定にも影響を及ぼすものではない。

# ウィーン宣言及び行動計画

採択1993年（平成5）6月25日 世界人権会議（ウィーン）

## 前文

世界人権会議は、人権の伸長及び保護が国際社会における優先事項であり、この会議が、正当で均衡のある方法で、人権のより完全な遵守を促進するため、国際人権システム及び人権保障のための機構の包括的な分析を行う特別な機会を提供することを考慮し、すべての人権は人間に固有の尊厳と価値に由来し、人間が人権及び基本的自由の中心の主体であり、その結果として主たる受益者でなければならず、人権と自由の実現に積極的に参加するべきであることを認識及び確認し、国際連合署章及び世界人権宣言に規定された目的と原則への責任をあらためて確認し、すべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を含む国際連合憲章第55条に掲げられた目的を実現するため実効的な国際協力を進めることに適切に重きを置き、同憲章第56条に規定された共同及び個別の行動をとることへの責任をあらためて確認し、国際連合憲章に従って、人種、性、言語、又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励するすべての国の責任を強調し、国際連合憲章の前文、とりわけ基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認するという決意を想起し、国際連合憲章前文に示された、戦争の惨害から将来の世代を救い、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、寛容と善良な隣人としての生活を実行し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることへの決意をさらに想起し、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準である世界人権宣言が着想の源であり、国際連合にとって現存の国際人権文書、とりわけ市民的及び政治的権利に関する国際規約、並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、に含まれている基準設定を発展させる基礎であったことを強調し、国際場面での主要な変化と、すべての者の人権及び基本的自由並びに人民の同権及び自決の原則の尊重の助長奨励、平和、民主主義、正義、平等、法の支配、多元主義、発展、より良い生活水準、並びに連帯を含んだ国際連合憲章の原則を基礎とした国際秩序に対するすべての人民の熱望を考慮し、世界中で女性が被り続けている様々な形態の差別や暴力を深く憂慮し、人権分野において国際連合機構を強化し、国際人権基準の遵守に対する普遍的尊重という目標を促進するために、この分野における国際連合の活動が合理的に行われ拡大されなければならないことを確め、チュニス、サンホセ及びバンコクの三つの地域会合で採択された宣言と諸政府による貢献を考慮し、政府間機構及び非政府間機構（NGO）によってなされた提案、並びに世界人権会議の準備過程において独立の専門家たちが準備した研究に留意をし、先住民によるすべての人権及び基本的自由の享受を確保し、並びに先住民の文化や独自性



に関する価値や多様性を尊重する国際社会の責任をあらためて確認するものとして、1993年の国際先住民年を歓迎し、同様に、すべての人権の完全な実現にとっての現在の障害を取り除き、さらにこれに向けて挑戦し、並びに世界中で間断なく続く人権侵害を防止する方法と手段を国際社会が工夫すべきことを認め、世界の人民及び国際連合の全加盟国が、すべての人権及び基本的自由の完全且つ普遍的な享受を保障するために、これらの権利を伸長及び保護するという世界的任務にあらためて献身することを求めるわれわれの時代の精神と今日の現実に訴え、増進的且つ持続的な国際協力及び連帯の努力により人権実現への実質的な進歩を達成する目的で、国際社会の信念において新たに前進することを決意し、ここに、次に掲げるウィーン宣言及び行動計画を厳粛に採択する。

## I 宣言

- 1 世界人権会議は、国際連合書章、その他人権に関わる文書及び国際法に従って、すべての者のためのすべての人権及び基本的自由の普遍的尊重、遵守、及び保護を促進する義務を履行すべきすべての国の厳粛な責務をあらためて確認する。これらの権利及び自由が普遍的な性格を有することは疑問の余地がない。この枠組みにおいて、人権分野における国際協力の強化が、国際連合の目的を完全に達成するために不可欠である。人権及び基本的自由は、すべての人間が生まれながら有する権利である。それらの伸長及び保護は、政府の第一義的義務である。
- 2 すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民はその政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。  
植民地その他の形態の外国による支配若しくは占領の下にある人民に特有の状況を考慮し、世界人権会議は、奪い得ない自決の権利を実現するため、国際連合憲章に従って、あらゆる合法的な行動をとる人民の権利を認める。世界人権会議は、自決の権利の否定を人権の侵害であるとみなし、また、こ甲権利の実効的な実現の重要性を強崩する。  
国際連合憲章に従った国家間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言に従って、自決権は、人民の同権及び自決の原則に沿って行動し、且つ、いかなる形態の区別もなくその領域に属する人民全体を代表する政府を有する主権独立国家の領土保全又は政治的統一を、全部又は一部、分割又は毀損しうるいかなる行動をも承認し又は奨励するものと解釈してはならない。
- 3 外国の占領の下にある人民については、人権基準の実施を保障及び監視する実効性のある国際的措置がとられなければならない。並びに、そうした人民に対する人権侵害について、人権規範及び国際法、とりわけ戦時における文民の保護に関する1949年8月14日のジュネーブ条約、及びその他の人道法の適用しうる規範に従って、実効的な法的保護が与えられなければならない。

- 4 すべての人権及び基本的自由の伸長及び保護は、国際連合の目的及び原則、とりわけ国際協力の目的に従って、国際連合の優先的な目的とされなければならない。これらの目的や原則の枠組みの下で、すべての人権の伸長及び保護は国際社会の正当な関心事項である。人権に関する国際連合の機関及び専門機関は、従って国際人権文書の首尾一貫した客観的な適用に基づいて、それらの活動の調整をより一層向上させなければならない。
- 5 すべての人権は、普遍的且つ不可分であり、相互に依存し且つ関連している。国際社会は、公正で平等な方法で、同一の立場に基づき且つ等しく重点を置いて、人権を地球規模で取り扱わなければならない。国家的、地域的特殊性並びに様々な歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性を考慮しなければならないが、すべての人権及び基本的自由の伸長及び保護は、その政治的、経済的及び文化的制度のいかに拘らず、国家の義務である。
- 6 国際連合憲章に従った、すべての者の人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守に向けた国際連合システムの努力は、諸国間の平和で友好的な関係のため必要な安定と福祉に貢献し、また平和及び安全並びに社会及び経済の発展に貢献する。
- 7 人権の伸長及び保護の過程は、国際連合憲章の目的及び原則並びに国際法に従って進められなければならない。
- 8 民主主義、発展並びに人権及び基本的自由の尊重は、相互に依存し且つ補強し合うものである。民主主義は、自らの政治的、経済的、社会的及び文化的制度を決定する自由に表明された人民の意思並びに彼らの生活のあらゆる側面への全面的参加に基礎を置くものである。上記との関連で、国内的及び国際的局面における人権及び基本的自由の伸長及び保護は、普遍的でなければならない、付帯条件なしに行われるべきである。国際社会は、全世界において民主主義の強化と促進、並びに人権及び基本的自由の発展と尊重を擦護すべきである。
- 9 世界人権会議は、民主化及び経済改革の過程を遂行している、その多くがアフリカにある後発発展途上国は、その民主主義及び経済発展への移行を成功させるために、国際社会に支援されるべきであることをあらためて確認する。
- 10 世界人権会議は、発展の権利が、発展の権利宣言において確立された通り、普遍的且つ不可譲であり、基本的人権の不可欠な部分を構成することをあらためて確認する。  
発展の権利宣言に規定された通り、人間個人が発展の中心的主体である。  
発展はすべての人権の享受を促進するものではあるが、発展が不十分であることをもって、国際的に認められた人権を奪うことを正当化する口実とされてはならない。  
国家は互いに協力して発展の確保及び発展の障害となるものの除去に努めなければ

ならない。国際社会は、発展の権利の実現と発展への障害の除去について、実効的な国際協力を促進しなければならない。

発展の権利の実施に向けた継続的な過程は、国内レベルでの実効的な開発政策を必要とするとともに、国際レベルでの公正な経済関係と好ましい経済環境を必要とする。

- 11 発展の権利は、現在及び将来の世代の発展と環境の必要性を公平に適合させるような形で実現されるべきである。世界人権会議は、有毒及び危険な物質及び廃棄物の不法投棄は、すべての人の生命と健康に対する人権の重大な脅威となりうるものと認める。よって、世界人権会議は、すべての国に対し、有毒及び危険な物質及び廃棄物の投棄に関する現行の条約を締結しそれを誠実に履行するとともに、不法投棄の防止に協力するよう呼び掛ける。すべての人は、科学の進歩とその応用による利益を享受する権利を有する。世界人権会議は、ある種の進歩、特に生体臨床医学、生命科学や情報工学の分野における進歩が、個人の廉潔性、尊厳及び人権にとって悪影響を及ぼす可能性があることに留意し、世界的な関心事項であるこの分野において、人権と尊厳が十分尊重されることを確保するための国際協力を求める。
- 12 世界人権会議は、発展途上国の対外累積債務の除去を助けるためにあらゆる努力を行うことを、人々の経済的、社会的及び文化的権利の完全な実施を行うための発展途上国の政府の努力を補完するために、国際社会に求める。
- 13 各加盟国、国際組織は、NGOの協力の下で、国内、地域及び国際レベルで、人権の完全且つ実効的享受を確保するために、好ましい条件を創出する必要がある。加盟国は、すべての人権侵害及びその原因、並びにそれらの権利享受の障害を除去しなければならない。
- 14 広範に存在する極度の貧困が完全且つ実効的な人権享受の障害となる。その即時的緩和と最終的根絶は国際社会の高い優先事項でなければならない。
- 15 いかなる種類の区別もない人権及び基本的自由の尊重は、国際人権法の基本原則である。あらゆる形態の人種主義及び人種差別、外国人排斥並びに関連する不寛容の、早急且つ包括的な撤廃は、国際社会の優先的な課題である。各国政府はそれらを防止し、且つ撲滅するため実効的措置を講じなければならない。集団、機関、政府間機構及びNGO、並びに個人は、これらの悪に立ち向かうための活動に協力し、またこれを調整する努力を強化することが要請される。
- 16 世界人権会議は、アパルトヘイトの瓦解という進歩を歓迎し、国際社会と国際連合システムにこのプロセスを支援することを求める。世界人権会議はまた、アパルトヘイト

トの平和的瓦解の追求を害する目的で引き続き行われている暴力的行為を憂慮する。

- 17 テロリズムの行為、方法、実行は、あらゆる形態及び現象において、またいくつかの国における薬物売買と関連をもち、人権、基本的自由及び民主主義の破壊、領土保全、国家の安全を脅かし、合法的に成立している政府を不安定にすることを目的とする活動である。国際社会はテロリズムを防止及び克服するために協力関係を強化するため必要な措置をとらなければならない。

- 18 女性と少女の人権は不可譲不可欠で不可分の普遍的人権である。女性の国内、地域及び国際レベルでの政治的、市民的、経済的、社会的及び文化的生活への完全且つ平等な参加、並びに性を理由とするあらゆる形態の差別の根絶は国際社会の優先課題である。

文化的偏見及び国際的売買に起因するものも含めて、ジェンダーに基づく暴力並びにあらゆる形態のセクシャルハラスメント及び搾取は、人間個人の尊厳及び価値と矛盾するものであり、除去されなければならない。これは経済的及び社会的発展、教育、母性保護及び健康管理、並びに社会扶助の分野における法的措置、並びに国内行動及び国際協力を通して達成することができる。

女性の人権は、女性に関連するあらゆる人権文書の促進を含めた国際連合人権活動の不可欠な部分となるべきである。

世界人権会議は、各国政府、機関、政府間機構及びNGOに対して、女性及び少女の人権の保護及び伸長の努力を強化することを求める。

- 19 マイノリティに属する人々の権利の伸長及び保育の重要性、並びにそうした権利の伸長及び保育がマイノリティの存在する国家の政治的及び社会的安定に寄与することを考慮し、世界人権会議は、マイノリティに属する人々がいかなる差別もなく、また民族的又は種族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言に従って、法の前の完全な平等の下に、人権及び基本的自由を完全且つ実効的に享受するのを確保することが国家の義務であることをあらためて確認する。

マイノリティに属する人々は、自由に妨害やいかなる形態の差別もなく、自己の文化を享受し、私的にも公的にも、自己の宗教を信仰し且つ実践し、自己の言語を使用する権利を有する。

- 20 世界人権会議は、先住民の生来の尊厳及び社会の発展と多様性に対する独自の貢献を認識するとともに、先住民の経済的、社会的、文化的福祉及びその持続可能な発展の成果の享受に対する国際社会の義務をあらためて強く確認する。国家は先住民が、社会のあらゆる側面において、特に、先住民が関心を持っている側面において全面的且つ自由な参加を確保しなければならない。先住民の権利の伸長及び保護の重要性と、先住民の存在する国において、当該先住民の権利の伸長及び保護が政治的及び社会的

安定へ貢献することを考慮し、国家は国際法に従い、先住民のすべての人権と基本的自由の尊重を確保する協調的な積極的措置を、平等と非差別を基礎にして行い、また先住民独自のアイデンティティ及び文化と社会組織の価値及び多様性を認識しなければならない。

- 21 世界人権会議は、多数の国家によって子どもの権利に関する条約が早期に批准されたことを歓迎し、子どものための世界サミットにおいて採択された子どもの生存、保護及び発展に関する世界宣言及び行動計画において子どもの人権が認知されたことに注目し、1995年までに条約が世界的に批准されること、締約国が必要な法的、行政的その他の措置を通じて実効的实施を行うこと、並びに、利用可能な資源の最大限の配分がなされることを要望する。子どもに関連する行動において、子どもの非差別及び子どもの最善の利益が優先的に考慮され、子どもの視点に十分な重要性が置かれるべきである。国内的及び国際的機構とプログラムは子ども、とりわけ、少女、捨て子、ストリートチルドレン、子どもポルノグラフィー、児童売春や臓器の売買を含む経済的、性的に搾取されている子ども、後天性免疫不全症候群を含む病気の犠牲者である子ども、難民及び強制移住者の子ども、拘禁状態にある子ども、武力紛争下の子ども、飢餓、早魃、その他の緊急事態による犠牲者の子どもの保護のために強化しなければならない。この条約の実施を支えるための国際協力及び連帯は促進されなければならない。また、子どもの権利は国際連合システム全体にわたる人権活動において優先事項でなければならない。

世界人権会議はまた、子どもの人格の全面的且つ調和的成長は、子どもにより幅広い保護を与える家庭環境の中でなされなければならないことを強調する。

- 22 障害者の社会のあらゆる側面への活発な参加を含めて、非差別、並びに人権及び基本的自由の平等な享受の確保に特別な注意を払う必要がある。
- 23 世界人権会議は、すべての人は、いかなる区別もなく、迫害からの庇護を他国に求め、且つ、これを享受する権利を有し、また、自国へ帰る権利を有することをあらためて確認する。この関連で、世界人権宣言、難民の地位に関する1951年条約及び1967年選択議定書と地域的な文書の重要性を強調する。世界人権会議は、多くの難民を認定し自国に受け入れている国家、及び国際連合難民高等弁務官事務所の任務遂行の努力に対して感謝の意を表明する。また、パレスチナ難民救済事業機関に対しても、同様に感謝の意を表明する。

世界人権会議は、武力紛争におけるものを含む重大な人権侵害が、人々の強制移住をもたらす多様且つ複雑な諸要因のうちの一つとなっていることを認識する。

世界人権会議は、危機的状況にある地球的規模の難民問題の複雑性の観点から、また国際連合憲章、関連国際文書及び国際的な連帯にのっとり、さらには負担分担の精神から、国際連合難民高等弁務官事務所の権限を考慮しつつ、難民問題に関する関係

国及び関連機関との調整及び協力のうえで、国際社会による包括的な取り組みが必要であることを認識する。これには、難民その他の強制移住者の移動の根本的原因と影響に焦点を当てた方策の確立、緊急事態に対する準備と対応の機構の強化、特に女性と子どもに対する特別な配慮を念頭においた実効的な保護と援助のための対策、そして永続的な解決策の確立が含まれる。これらは、第一義的には、難民に関する国際会議で採択された解決策を含め、尊厳のある、且つ、安全で自発的な、本国への帰還によって解決されることが望ましい。世界人権会議は、国家の責任、とりわけ難民の出身国の責任を強調する。

包括的な取り組みという観点から、世界人権会議は、自発的且つ安全な帰還、及び再定住を含む国内的な強制移住者に関する問題に関し、政府間及び人道的機構を通じこの問題の永続的解決を見いだす等の特別な関心を払うことの重要性を強調する。

さらに、世界人権会議は、国際連合憲章及び人道法の原則に照らし、すべての自然災害及び人的災害の被害者に対する人道的援助の必要性と重要性を強調する。

- 24 移住労働者を含む弱者集団に属する人々の人権の伸長と保護、それらの人々に対するあらゆる差別の根絶、及び、現行の人権文書の強化とより実効的な実施に最重要性が認められなければならない。各国は、国内レベルで適切な措置、とりわけ、教育、健康、社会扶助の分野において、国民のうち弱者集団の人々の人権を伸長し保護するための適切な措置を講じ維持する義務、及び、それらの人々のうち、自らの問題について自ら解決方法を求めようとする人々に参加の機会を保障する義務を負うものである。
- 25 世界人権会議は、極度の貧困や社会的排斥が人間の尊厳を侵すものであること、及び、最も貧しい人々の人権を促進し、極度の貧困と社会的排斥を根絶し、社会的発展の恩恵の享受を促進するために、極度の貧困とその原因に対して、発展の問題に関連するものを含めて、認識を深めるため緊急の対応が必要であることを確認する。最も貧しい人々に、彼らが住んでいるコミュニティにおける意思決定の過程、人権の促進や極度の貧困を克服する努力にかかわる意思決定の過程への参加を助長していくことは、各国にとって不可欠である。
- 26 世界人権会議は、動的及び発展的なプロセスである人権文書法典化の進展を歓迎し、人権条約の普遍的な批准を求める。すべての国家は、こうした国際文書に加入し、また、できる限り留保を行わないよう奨励される。
- 27 すべての国家は、人権に関する不満や侵害を除く実効的な救済措置の枠組みを提供しなければならない。

法の執行や検察機関、とりわけ、国際人権文書に定められた適切な基準を満たす独立した裁判官や法律家を含む司法の運営は、完全に差別のない人権の実現、及び民主

主義と持続可能な発展の過程に不可欠のものである。このため、司法の運営に関係する機関は、財政的に充足され、技術的及び財政的に、より高いレベルの援助が国際社会によってなされなければならない。強力で独立した司法の運営の確立のため、助言サービスの特別プログラムを優先的に活用することは、国際連合の義務である。

- 28 世界人権会議は、大規模な人権侵害、とりわけ、難民及び強制移住者の大量流出をひきおこしている戦時におけるジェノサイド、「民族浄化」及び女性に対する集団レイプに対して失意を表明する。このような忌むべき行為を強く非難するとともに、これらの犯罪の加害者が処罰され、こうした行為が直ちに停止されるよう繰り返し訴える。
- 29 世界人権会議は、国際人権文書及び国際人道法に規定された基準を無視して、世界の各地で続いている人権侵害、並びに人権侵害の犠牲者を十分且つ実効的に救済する手段が欠けていることに、重大な懸念を表明する。
- 世界人権会議は、武力紛争時における人権侵害が一般市民、とりわけ、女性、子ども、高齢者及び障害者に対して行われていることを、深く憂慮する。それゆえに、世界人権会議は、武力紛争にかかわっている各国家及び各集団に対して、国際人道法、すなわち、1949年のジュネーブ条約その他の国際法の規則及び原則を厳格に遵守すること、さらに国際条約に規定された人権の最低限の保障の遵守を求める。
- 世界人権会議は、1949年のジュネーブ条約その他の国際人道法の関連文書に規定された人道的機関によって保護されるべき戦争犠牲者の権利をあらためて確認するとともに、そうした保護が安全且つ即時的に行われることを求める。
- 30 世界人権会議は、世界各地において人権享受の重大な障害となっている大規模且つ組織的な人権侵害及び人権状況に対して、失意と非難の意を表明する。こうした人権侵害及び人権享受の障害としては、拷問及び残虐な、非人道的な及び品位を傷つける取扱い又は刑罰、即決及び恣意的な処刑、失踪、悪意的拘禁、あらゆる形態の人種主義、人種差別、アパルトヘイト、外国による占領、外国人による支配、外国人排斥、貧困、飢餓、その他の経済的、社会的及び文化的権利の無視、宗教的不寛容、テロリズム、女性差別、並びに法の支配の欠如があげられる。
- 31 世界人権会議は、各国家に対し、国家間貿易の障害となり、また、世界人権宣言及び国際人権文書に規定された人権、とりわけ、すべての人が食糧、医療、住居その他必要な社会サービスを含め、健康及び福祉が保障された生活水準を享受する権利の完全な実現を折害するような、国際法及び国際連合憲章と矛盾するいかなる一方的手段も行わないよう要求する。世界人権会議は、食糧を政治的圧力のための道具として用いるべきではないことを確認する。
- 32 世界人権会議は、人権問題の検討のさいに普遍性、客観性及び非選択性を確保するこ

との重要性を重ねて確認する。

- 33 世界人権会議は、世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約その他の国際人権文書に明記されている通り、人権及び基本的自由の尊重を強化するための教育を行うことが各国の義務であることを、あらためて確認する。世界人権会議は、人権教育プログラムを統合することの重要性を強調し、各国にその実施を求める。教育は、国家及び民族的あるいは宗教的集団の間の理解、寛容、平和的且つ友好的関係を促進し、こうした目的を追求する国際連合の活動の発展を奨励すべきである。従って、人権教育及び適切な情報の普及の双方は、人種、性別、言語、宗教によるいかなる差別もないすべての個人の権利の伸長及び尊重にとって、理論的にも実践的にも重要な役割を果たす。そうした人権教育や適切な情報の普及は、国内及び国際レベル双方の教育政策において統合して行われなければならない。世界人権会議は、財源の不足、設備の不十分さが、こうした目標の即時の実現を妨げていると考えている。
- 34 各個人が普遍的な権利及び基本的自由を享受できるような条件を整備するために協力を求めている国家を援助する努力は、拡大されなければならない。政府、国際連合システム並びにその他の多数国間国際機構は、法の支配と民主主義、選挙支援、訓練と教育を通じた人権意識、市民の参加及び市民社会を支えるための国内法、国内機関及び関連するインフラストラクチャーの整備並びに強化を目的とした計画へ割り当てられる財源の増額を推奨される。
- 人権センターの下にある助言サービス及び専門的協力のプログラムは、強化されるとともに、より効率化され透明性が拡大されることにより、人権尊重の促進への大きな貢献をなすべきものである。各国家は、国際連合の通常予算からのより大きな割り当ての促進及び任意拠出金の双方により、これらのプログラムへのより大きな貢献が求められる。
- 35 人権の伸長及び保護のための国際連合の活動の完全且つ実効的な実施は、国際連合の加盟国により委任されたように、国際連合憲章に示された人権の最重要性及び国際連合の人権活動の需要を反映したものでなければならない。この目的のために、国際連合の人権活動の財源は、増額されなければならない。
- 36 世界人権会議は、人権の伸長及び保護のために国家機関が果たしている重要で建設的な役割、とりわけ、管轄機関への助言機能、人権侵害を救済する役割、人権情報の普及、人権における教育といった役割をあらためて確認する。
- 世界人権会議は、「国家機関の地位に関する原則」に関連し、且つ各国家が国内レベルで個別の必要に最も適した枠組みを選択する権利を有していることを認識した上で、国家機関の確立及び強化を奨励する。
- 37 地域的取極は人権の伸長と保護において基本的な役割を果たす。地域的取極は国際人



権文書に規定されている普遍的な人権基準及びその保障を強化するものである。世界人権会議は、国際連合の人権活動との協力の重要性を強調すると同時に、これらの地域的取極を強化し、その実効性を高めるために行われている努力を評価する。世界人権会議は、人権の伸長及び保護の地域的及び小地域的取極の設立について、それがまだ設立されていない場合にはその設立の可能性を検討する必要について重ねて言及する。

- 38 世界人権会議は、国内、地域及び国際レベルでのすべての人権の伸長及び人道的活動におけるNGOの重要な役割を認識する。世界人権会議は、人権問題についての一般認識の向上、この分野における教育、訓練、研究の実施、さらにすべての人権及び基本的自由の伸長及び保護に対するNGOの貢献を評価する。人権に関する基準設定の第一義的な責任は国家にあることを認識する一方で、世界人権会議は、この過程に対するの貢献についても同様に評価する。この点について、世界人権会議は、政府とNGOとの間の継続的対話及び協力の重要性を強調する。人権分野に誠心誠意かかわっているNGOとそのメンバーは、世界人権宣言で認められた人権及び自由、並びに国内法の下での保障を享受すべきである。こうした権利や自由は、国際連合の目的や原則に反して実現されるべきではない。NGOは、国内法及び世界人権宣言の枠組みにおいて、干渉されることなく自由に人権活動を行うことができる。
- 39 人権及び人道問題についての客観的且つ責任ある公平な情報の重要性を強調し、世界人権会議は、メディアの関与の拡大を奨励する。メディアの自由と保護は、国内法の枠内で保障されなければならない。

## II 行動計画（抜粋）

- A 国際連合システム内の人権に関する調整の拡充（省略）
- B 平等、尊厳及び寛容（抜粋）
- 25 世界人権会議は、人権委員会に対し、民族的又は種族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言で定義されているマイノリティに属する人々の権利を実効的に伸長及び保護するための手段及び方策を検討することを要請する。この文脈において、世界人権会議は、人権センターに対し、関係政府の要請に応じて、且つ助言サービス及び専門的援助の事業計画の一環として、マイノリティに関する現実の又は潜在的な状況を支援するため、マイノリティ問題及び人権、並びに紛争の防止及び解決に関する適切な専門的知識を提供することを要請する。
- 26 世界人権会議は、国家と国際社会に対し、民族的又は種族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言に従って、民族的又は種族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利を伸長し且つ保護することを求める。

27 講じられるべき措置には、適切な場合には、社会における政治的、経済的、社会的、宗教的及び言語的生活のあらゆる側面、並びに自国経済の進展及び発展への十分な参加を促進することも含めるべきである。

C 協力、発展、及び人権の強化（省略）

D 人権教育

78 世界人権会議は、人権に関する教育、訓練及び広報が、社会の安定的且つ調和的な関係を促進及び達成し、並びに相互の理解、寛容及び平和を促進するために不可欠なものであると考える。

79 国家は、非識字者をなくすため努力し、人間性を十分に発展させ、並びに人権及び基本的自由の尊重を強化する方向で教育を推進しなければならない。世界人権会議は、すべての公的及び私的教育機関の教育課程に科目として、人権、人道法、民主主義及び法の支配を含めるよう、すべての国家と機関に求める。

80 人権教育は、人権への普遍的な信念の強化にかんがみて、共通の理解及び意識を達成するために、国際的及び地域的人権文書に明記される平和、民主主義、発展、及び社会正義を含むものでなければならない。

81 国際連合教育科学文化機関の人権及び民主主義教育に関する国際会議が1993年3月に採択した人権及び民主主義のための教育に関する世界行動計画、並びにその他の人権文書を考慮して、世界人権会議は、各国に対し、とりわけ女性にとっての人権の必要性を考慮して、最も幅広い人権教育及び情報の広報を確保するため、特別な事業計画及び戦略を策定するよう勧告する。

82 政府は、政府間機構、国内機関及びNGOの支援のもと、人権意識の一層の向上と相互の寛容を促進しなければならない。世界人権会議は、国際連合によって実行された世界広報キャンペーンの強化の重要性を強調する。政府は、人権に関する教育を主導及び支持し、この分野における情報を実効的に普及させなければならない。国際連合システムの助言サービス及び専門的援助事業計画は、人権の分野における教育及び訓練活動、並びに国際人権文書及び人道法に含まれている基準や軍隊、法執行官、警察官及び保健要員のような特別な集団への基準の適用に関する特別教育に関する各国からの要請に直ちに対応できるものでなければならない。人権分野における教育活動を促進し、奨励し、及びこれに焦点をあてるために、人権教育のための国際連合の10年の宣言が検討されなければならない。

E 実施及び監視方法

- 83 世界人権会議は政府に対し、国際的人権文書に含まれている基準を国内法に編入し、人権を伸長及び保護する役割を果たす国内体制、社会の制度及び機関を強化することを求める。
- 84 世界人権会議は、人権の伸長及び保護のため自国の国内制度を設立し又は強化することを望む国家による援助の要請に対応するため、国際連合の事業活動及び計画の強化を勧告する。
- 85 世界人権会議はまた、特に情報及び経験の交換、並びに地域的機構と国際連合との協力を通じて、人権の伸長及び保護に携わる国内諸機構の間の協力の強化を奨励する。
- 86 世界人権会議は、この点に関して、人権の伸長及び保護に関する国内機構の代表者が人権センターの後援のもとに、機構の改善及び経験の共有の方法及び手段を検討するため定期的会合を招集することを強く勧告する。
- 87 世界人権会議は、人権条約機関、条約機関議長会議及び締約国会議に対して、それぞれの人権条約に基づく国家報告の準備のための多様な報告の要件及びガイドラインの調整を目指して引き続き措置をとり、並びに各国が条約義務に関する単一の包括的報告を提出すれば、これらの手続はより実効的なものとなり、その効果を増すという提案を引き続き検討することを勧告する。
- 88 世界人権会議は、国際人権条約の締約国、国際連合総会及び経済社会理事会に対して、任務及び職務の不必要な重複を避ける必要を考慮して、様々な部、機関及び手続のよりよい調整を通じて、より大きな効率性と実効性を促す観点から、現存する人権条約機関並びに様々なテーマ別機関及び手続の研究を考慮することを勧告する。
- 89 世界人権会議は、この点に関してなされた多様な提案、とりわけ条約機関自体及び条約機関議長会議によってなされた提案を考慮して、監視活動を含む、条約機関の機能の縦統的な改善作業を勧告する。子どもの権利に関する委員会が採用している包括的な国内的アプローチも奨励されなければならない。
- 90 世界人権会議は、人権諸条約の締約国に対し、利用しうる選択的な通報手続の受容を検討するよう勧告する。
- 91 世界人権会議は、人権侵害の加害者が処罰されない事態に懸念を表明し、人権委員会及び差別防止及び少数者保護小委員会がこの問題のすべての側面を検討する努力を支持する。

- 92 世界人権会議は、人権委員会に対し、国際及び地域レベルにおいて、現存する人権条約のよりよい実施の可能性を検討することを勧告し、また国際法委員会に対し、国際刑事裁判所に関する作業を継続するよう勧告する。
- 92 世界人権会議は、1949年8月12日のジュネーブ条約及び追加議定書への未加入国に対しこれらに加入すること、並びにその完全な実施のため、立法措置を含むあらゆる適切な国内措置をとることを要請する。
- 94 世界人権会議は、普遍的に認知された人権及び基本的自由を伸長し保護するための個人、集団及び機関の社会における権利と責任に関する宣言草案の迅速な完成と採択を勧告する。
- 95 世界人権会議は、人権委員会及び差別防止及び少数者保護小委員会の特別手続の報告者、代表者、専門家及び作業部会が、世界のすべての国々においてその任務の遂行を可能にするために、これらの制度を維持し強化すること、並びに必要な人的及び財政的資源を提供することの重要性を強調する。諸手続及び諸機関は、定期的会合を通じて作業を調和させ且つ合理化しなければならない。すべての国は、これらの手続及び機関と完全に協力することが求められる。
- 96 世界人権会議は、国際連合が憲章の目的及び原則に従って、武力紛争下のすべての状況において国際人道法の完全な尊重を確実にするために、人権の伸長及び保護に関しより積極的な役割を引き受けることを勧告する。
- 97 世界人権会議は、国際連合のいくつかの平和維持活動に関する特別な取極で設置された人権部門の重要な役割を認識しつつ、事務総長が国際連合憲章に従って、人権センター及び人権保障機構の報告、経験及び能力を考慮に入れることを勧告する。
- 98 経済的、社会的及び文化的権利の享受を強化するために、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に規定された権利の実現の進捗状況についての指針に関するシステムのような、追加的手段が検討されるべきである。経済的、社会的及び文化的権利の承認を国内、地域、及び国際レベルで確保するための協調的努力がなされなければならない。
- F 世界人権会議のフォローアップ
- 99 世界人権会議は、総会、人権委員会及び国際連合システム内のその他の人権関連機関に対し、国際連合人権の10年宣言の可能性を含むこの会議の最終文書に含まれる勧告を遅滞なく完全実施するための措置を検討することを勧告する。世界人権会議は、人権委員会がこの目的に向けての進展を毎年検討することを、さらに勧告する。

- 100 世界人権会議は、世界人権宣言50周年記念の機会に、すべての国家及び国際連合システム内のすべての人権関連機関が、この会議の最終文書の実施についての進捗状況を事務総長に報告するよう求めるとともに、人権委員会及び経済社会理事会を通じて、総会第53回会期に報告書を提出することを、国際連合事務総長に対し要請する。同様に、地域的人権機構、適切な場合には、国内人権機構、並びにNGOは、この会議の最終文書の実施面でなされた進展に関して、国際連合事務総長に意見を述べることができる。国際連合システムの枠組みの中で採択された国際的人権条約及び議定書の普遍的な批准という目標に向かっての進展の評価に関し、特別な注意が払われなければならない。

# 国連安全保障理事会決議1325号

国連安全保障理事会決議（決議1325）2000年10月31日<全18項目>

安全保障理事会は、

1999年8月25日付決議1261（1999）、1999年9月17日付1265（1999）、2000年4月19日付1296（2000）、2000年6月11日付1314（2000）、および関連する議長声明を想起し、また2000年3月8日国連女性の権利と国際平和デーに際する議長の記者発表声明（SC/6816）を想起し、

北京宣言及び行動綱領（A/52/231）および第23回国連特別総会「女性2000：21世紀に向けたジェンダー平等、開発、平和」成果文書（A/S-23/10/Rev.1）におけるコミットメント、とりわけ女性と武力紛争に関する事項を想起し、

国連憲章の目的および原則、そしてその下における、国際的平和と安全保障を維持するという安全保障理事会の主要な責任を留意し、

民間人、とりわけ女性と子どもが、難民や国内強制移住者を含む、武力紛争による被害者の圧倒的多数を占めており、またますます戦闘要員や武力装置の標的とされていることに対する懸念を表明し、これが結果的に持続的な平和と和解におよぼす影響を認識し、

紛争の防止および解決と平和構築における女性の重要な役割を再確認し、平和と安全の維持および促進における女性の平等な参加と完全な統合、紛争予防と解決に関わる意思決定における女性の役割を高める必要を強調し、

女性および女兒の権利が紛争中また紛争後も守られるよう国際人道法および人権法を十分に改善する必要を再確認し、

地雷の除去と地雷に関する意識向上プログラムを促すうえで、あらゆる関係者が女性および女兒の特別なニーズを考慮するよう保障する必要を強調し、

平和維持活動においてジェンダーの視点を早急に主流化する必要を認識し、またこのうえでは多面的平和支援活動におけるジェンダー主流化に関するウィンドホーク宣言およびナミビア行動綱領（S/2000/693）に留意し、

紛争下における女性および子どもの保護、特別なニーズおよび人権に関し、すべての平和維持活動従事者に対する特別研修について述べた2000年3月8日理事会議長による記者発表声明における勧告の重要性を認識し、

武力紛争が女性および女兒に与える影響についての理解、また女性および女兒を保護し和平プロセスにおける完全な参加を保障する効果的な制度の整備が、国際的な平和と安全保障の維持および促進に重大な貢献をなしうることを認識し、武力紛争が女性および女兒に与える影響に関するデータを集積する必要に留意し、

- 1 紛争の予防、管理、解決に向けた活動を行う国内・地域・国際的な組織及び機関のあらゆる意思決定レベルに女性の参加がさらに促進されるよう加盟国に強く求める。
- 2 紛争解決および和平プロセスにおける意思決定レベルに女性の参加を拡大することを求める行動戦略計画（A/49/587）を実施するよう国連事務総長に対し奨励する。
- 3 よりよい事務諸形態を追求するために、より多くの女性を特別代表や使節として任命するよう事務総長に強く求める。そのためにも人材登録名簿を定期的に更新し、よき人材を事務総長に提供するよう加盟国に求める。
- 4 国連の現地活動、特に軍事監視、民間警察、人権及び人道に関する活動において女性の役割と貢献が拡大されるよう事務総長に対して強く求める。
- 5 国連安全保障理事会は平和維持活動において、ジェンダーの視点に立った活動が行われることが望ましいことを表明する。適正に応じて現地の活動にジェンダーの要素を取り入れることを保障するよう事務総長に強く求める。
- 6 女性の保護、権利、特別なニーズに関して、またあらゆる平和維持と平和構築の活動に女性が関わることの重要性を示す、研修ガイドラインや資料を加盟国へ提供するよう事務総長に対して要求する。これらの要素およびHIV/エイズに関する意識の向上に向けた研修を軍隊および民間警察の国家研修プログラムの中にも取り入れるよう加盟国に要請する。さらには、平和維持活動に従事する民間人も同様の研修を受けることを確保するよう事務総長に対して要求する。
- 7 加盟国に対し、国連女性基金や国連児童基金、国連難民高等弁務官事務所、その他の関連基金やプログラムによって行われているジェンダートレーニングの努力に対して、資金的、技術的および事務所体制強化に向けた支援を自主的に拡大するよう求める。
- 8 和平協定の交渉、実施の際には、全ての関係媒体が、ジェンダーの視点を取り入れることを求める。その取り組みには、以下の事項が含まれる。
  - (a) 紛争後の帰還、再定住、社会復帰、社会への融合、再建のプロセスにおける女性・少女の特別なニーズに留意すること
  - (b) 紛争解決のために、現地女性による平和のためのイニシアティブ、先住民による紛争解決のプロセス、和平協定の実施においてあらゆる機関の中に女性が関わることを支援する方策をとること
  - (c) 特に憲法や選挙制度、警察、司法に関わる事項において、女性や女兒の人権を擁護し尊重することを保障するための方策をとる。

- 9 武力紛争に関わるあらゆる当事者に対し、市民としての女性および女兒の権利と保護に関する国際法—とりわけ1949年のジュネーブ条約および1977年の追加議定書、1951年の難民条約および1967年の追加議定書、1979年の女性差別撤廃条約および1999年の選択議定書に関する2000年10月31日安全保障理事会プレスリリースSC/6942第4213会議、1989年の子どもの権利条約および2000年5月25日の選択議定書等—を十分に尊重し、さらに国際刑事裁判所ローマ規定における関連条項についても留意するよう求める。
- 10 武力紛争に関わるあらゆる関係者に、ジェンダーに基づく暴力、特にレイプやその他の形態の性的虐待、また武力紛争下におけるその他のあらゆる形態の暴力から、女性や女兒を保護する特別な方策をとることを求める。
- 11 すべての国家には、ジェノサイド（大量虐殺）、人道に対する罪、性的その他の女性・少女に対する暴力を含む戦争犯罪の責任者への不処罰を断ち切り、訴追する責任があることを強調する。またこれらの犯罪を恩赦規定から除外する必要性を強調する。
- 12 武力紛争に関わるあらゆる当事者に対して、難民キャンプや居住地に住む人々の民間としての立場や人道的側面を尊重し、女性および女兒の特別なニーズを考慮するよう呼びかける。こうした認識をもって、今後、難民キャンプや居住地整備を行うことも求める。安全保障理事会は、1998年11月19日の1208号決議を喚起する。
- 13 武装解除、動員解除および復興計画に携わるあらゆる関係者に対し、元戦闘員の女性と男性とでは異なるニーズがあることに留意し、またそれぞれの扶養者たちのニーズにも考慮するよう奨励する。
- 14 国連憲章第41条項が適用される場合には、適切な人道的免責を考慮し、女性および女兒には特別なニーズがあることをも考慮の上、民間人全体への影響について考慮すべきであることを再確認する。
- 15 安全保障理事会はジェンダーの視点に立ち、女性の権利の確保も考慮しつつ任務を遂行することを表明する。これらは、現地および国際的な女性グループとの対話等をも通じて行うものである。
- 16 事務総長に対し、武力紛争が女性と女兒に与える影響や、平和構築における女性の役割、和平プロセスと紛争解決におけるジェンダーに関する側面の研究を実施するよう招請する。またさらに、安全保障理事会に研究結果を報告し、すべての国連加盟国がこの報告を活用できるようにするよう招請する。



- 17 事務総長に対し、平和維持活動やその他のあらゆる女性や女兒に関わる活動においてどの程度ジェンダー主流化が進展したかについて、安全保障理事会への報告に適切に盛り込むよう求める。
- 18 上記事項に関し、積極的に把握しつづけることを決意する。

# 第4回世界女性会議における 野坂浩賢主席代表演説

平成7（1995）年9月

**議長** 私は、日本政府を代表して、貴下がこの歴史的に重要な会議の要職に就かれたことに心から祝意を表します。

また、ホスト国として多大な労をとられた中華人民共和国及び国民に対し、同アジアの隣国として心からの感謝の意を表したいと思えます。めざましい経済発展を遂げつつある、また「天の半分は女性が支えている」といわれる貴国において第4回世界女性会議が開催されることは、極めて意義深く、また時宜を得たものであります。

さらに私は、ブトロス・ブトロス＝ガリー国連事務総長及びこの会議の準備に献身的な努力をされた世界女性会議事務局のモンセラ事務局長に対し、敬意を表します。

**議長** 私は、先月、女性問題担当大臣に任命されました。我が国は女性と男性が対等なパートナーシップを実現する男女共同参画社会をめざしており、私のポストも、まさにそのために、官房長官が兼務する職務として3年前に設置されました。私はこの会議に出席する数少ない男性代表の一人ではありますが、男女共同参画社会は、男性が女性と共に真剣に取り組んで、初めて実現するものと確信しております。我が国では官民あげてこの会議に対する関心が高く、男性4名を含む23名の国会議員がこの会議に参加しており、また約6千人の方々NGOフォーラムに参加していると伺っております。

**議長** 第1回世界女性会議以来、国際社会は国連を中心として、女性の地位向上のために努力を続け、成果を上げて参りました。しかしながら、女性が特に貧困に苦しめられている状況や、内戦や地域紛争下における女性の人権の侵害に直面するとき、私は依然として国際社会が取り組むべき課題の大きさを痛感いたします。

私たちは今次会議において、克服すべき課題を認識し、平和で繁栄した国際社会への道標を世界に示さねばなりません。

我が国は、これまで常に世界女性会議の開催や女子差別撤廃条約など、国連の取り組みを契機として国内の女性行政を推進して参りました。私は、各国及び国際社会が、この会議で採択される行動綱領にて示される道標に従い、女性の地位向上のための実際の行動をとることが何より肝要と考えます。

**議長** この会議において示されるべき道標には、特に重要な柱が三つあると考えます。第一の柱は女性のエンパワーメントであり、第二の柱は女性の人権の尊重であり、そして第三の柱は女性と男性、NGOと政府、そして国境を越えたパートナーシップの強化であります。

**議長** 第一の大きな柱である女性のエンパワーメントとは、女性の可能性を充分に開花させ、多様な選択を可能にすることと考えます。

そのための鍵の一つは教育であります。教育環境の整備の成果として、我が国では、女性の高等教育進学率が1989年以降男性を上回っております。しかし、今後とも一層、生涯にわたる多様な学習機会の充実を図っていかねばなりません。

そしてもう一つの鍵は職場や意思決定への参画であります。我が国では男女雇用機会均等法の制定など、雇用上の平等確保にも成果を上げて参りましたが、まだほとんどの女性が厚い壁を感じているのが現実であります。政府は、女子公務員の採用・登用に一層努め、民間企業、政党等にも女性の登用を呼びかけるほか、女性による起業支援、農村や農業経営における女性の意思決定への参画の促進など、女性が能力を発揮しやすい環境を整える考えであります。

世界に目を向けても、均衡のとれた持続的な経済・社会開発を実現するためには、女性が男性と共に開発に参加し、開発から受益することが不可欠と考えます。そしてそのためには、女性の一生を通じたエンパワーメントと男女格差の是正を目指した協力を充実させる必要があるでしょう。

この目標のために、私は、この世界女性会議の場を借りて、我が国として「途上国の女性支援イニシアティブ」を推進することを発表いたします。このイニシアティブは、教育水準の向上、女性の健康の改善、経済・社会生活への参加の促進という3つの分野を特に重要視し、各々の分野の相互作用に留意しつつ、包括的な取り組みを進めるものであります。私は、これらの分野において合意された目標達成へ向けて、国際社会とその市民が、力を合わせて努力していくことを提案いたします。我が国の途上国の女性支援分野の援助は、既に年間6億ドルを大きく上回るに至っておりますが、私は、この「途上国の女性支援イニシアティブ」実施のために、今後この分野の援助の拡充に努力していく所存であります。

**議長** 第二の大きな柱は、女性の人権であります。この分野においては、女性の人権が普遍的かつ不可侵であることが国際的にも再確認され、我が国としても、女性の人権尊重の意識啓発に積極的に取り組んでいるところであります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの重要性、その実現のための包括的なアプローチの必要性が国際社会の場で合意されたことを我が国は高く評価しております。

一方、家庭内暴力や性的虐待、セクシャル・ハラスメントなどの問題は女性にとって深刻な問題であります。女性の人権と自由の享受は侵害されるべからざるものであり、我が国は、女性が売買春や性犯罪、性的搾取の犠牲になることのないよう、厳しく対処してゆく所存であります。

このような努力に加え、我が国としては、世界各地で今なお数多くの女性が直面しているいわれなき暴力や、非人道的な扱いといった女性の名誉と尊厳に関わる諸問題を重視し、これに取り組むための新たな施策を積極的に展開して参ります。

具体的には、政府は、本年7月に発足した「女性のためのアジア平和国民基金」と協力して、内外のNGOが女性の名誉と尊厳に関し草の根レベルで行っている活動、例えば、暴力の被害を受けた女性のケア、あるいは暴力防止のための研究、啓発活動などを、きめ細かくかつ効果的に支援していきます。

また、こうした諸問題を根絶するための各国における取組みに協力するため、この分野での国連の活動の強化を支持し、これに協力して参ります。

この「女性のためのアジア平和国民基金」はこのような今日的な女性の人権問題への取組みのほか、先の大戦下のいわゆる従軍慰安婦問題について過去の歴史への深い反省を踏まえ、元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを行うための活動を開始したところであり、政府としては、同基金が所期の目的を達成できるよう、最大限の協力を行っていく所存であります。

**議長** 第三の柱は、パートナーシップの強化であります。パートナーシップこそは共存の基本であり、私は、女性と男性のみならず、NGOと政府、そして国境を越えたパートナーシップを確立することが重要と考えます。

我が国では昨年の夏、総理を本部長、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」を設置し、ナショナル・マシーナリーの強化を図りました。私はこの本部の副本部長を務めておりますが、この本部が中心となって、21世紀の男女共同参画社会のあるべき姿を提示し、総合的な施策の推進を図るべく努力を重ねております。

21世紀へ向けての第一の基本は、男女の対等なパートナーシップであります。我が国では、介護休業・育児休業に関する立法のほか、育児施策の充実など、職業生活と家庭生活の両立を支援するための諸施策の推進に努め、本年、ILO156号条約を批准いたしました。今後はさらに、選択的夫婦別氏制の導入等婚姻制度の見直しを検討すると共に、実質的な男女の平等、相互の理解・協力を一層進めるため、教育をはじめ様々な分野で積極的な施策を行ってゆく必要があると考えております。

第二に、我が国は、NGOと政府のパートナーシップもまた重要であると考えます。我が国では、今次会議の準備を通して確立したNGOと政府の協力関係を今後さらに強化し、国民的広がりの中で男女共同参画社会づくりを行ってゆきたいと考えます。

第三に必要なのは、国境を越えたパートナーシップであります。今回北京に全世界から集った、約5万人の人々の絆が、21世紀への活路を開くこととなるでしょう。また、我が国政府も、インターネット等を通じ、女性問題に関する情報を広く世界に向けて発信すると共に、特にアジアの近隣諸国のナショナル・マシーナリーとは、手を携えながら女性問題の解決を目指すため、今後更に女性政策について意見を交換し、相互に連携を高めるための機会を作っていくことを提案いたします。

**議長** 我が国にとっては、今年は婦人の参政権獲得から50周年目の記念すべき年であります。我が国の婦人参政権の先駆者、市川房枝氏は、「平和なくして平等なく、平等なくして平和なし」と、平等と平和が相互の実現のために不可欠であることを訴えました。

我が国は、戦後、過去の教訓に学び、世界の平和と繁栄のために積極的に取り組んでいくことを外交の基本としてきましたが、唯一の被爆国として、一部の核兵器国による核実験は極めて遺憾であり、これらの国の自制を強く求めるとともに、全ての核兵器国による核軍縮と核廃絶に向けた真剣な努力を心より望むものであります。戦争で最初に苦しむのは、常に女性と子供であります。だからこそ、世界女性会議においても、平和への強い願いが常に示されてきました。女性は、戦争の受動的被害者という地位から抜け出し、平和の能動的な実現者とならなければなりません。

今回の会議の成功は、明日の女性である少女に対する我々の責務であります。将来、男女共同参画社会実現の歴史を振り返ったとき、意義深い会議であったと評価されるよう、ここに集まった者全てが努力しようではありませんか。ありがとうございました。

## アジア女性基金について

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって具体的な事業を実施してまいりました。

元「慰安婦」の方々に対する事業は、1) 元「慰安婦」の方々の苦痛を受けとめ心からの償いを示す事業として、国民の皆様のご協力を得た募金による「償い金」のお届け、2) 国としての率直なお詫びと反省を表す日本国内閣総理大臣の「お詫びの手紙」、3) 政府拠出金による医療・福祉支援事業から成り立っていました。この償い事業は、フィリピン、韓国、台湾において、285名の元「慰安婦」の方々に実施し、2002年9月末に終了いたしました。さらに医療・福祉支援を中心としたオランダでの事業は79名にお届けし、2001年7月に終了しました。インドネシアでの事業は2007年3まで継続いたします。

他方、武力紛争下における女性に対する暴力や人権問題、国際的人身売買およびドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々は現在も後を絶ちません。

アジア女性基金では、過去の反省をふまえ、女性に対する暴力のない国際社会を築くため、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性について啓発活動等、以下の活動にも積極的に取り組んでいます。

- ◇ 女性に対する暴力のない社会をめざすための啓発活動
- ◇ 女性が直面している問題についての国際会議の開催
- ◇ 女性の人権問題に取り組んでいる団体などへの活動支援
- ◇ 女性に対する人権侵害などについての原因と防止に関する調査・研究
- ◇ 暴力被害を受けた女性に対する援助者を育成するための研修

\*\*\*\*\*

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6

電話 03-3514-4071 ファックス 03-3514-4072

Home Page: <http://www.awf.or.jp> E-mail: [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)

# 「女性の人権」とアジア女性基金

平成19（2007）年3月

発行：財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6 マニユライフプレイス4階

TEL 03 (3514) 4071 (代表) FAX 03 (3514) 4072

URL <http://www.awf.or.jp> E-mail [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)